平成31年第412回定例会

矢吹町議会会議録

平成31年3月8日 開会 平成31年3月19日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成31年第412回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月8日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名····································
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸報告
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
組合議会報告
議会運営委員会報告
議員派遣報告
町政報告並びに施政方針
議案の上程、説明(議案第1号~議案第21号) 1 8
散会の宣告····································
第 2 号 (3月11日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名····································
開議の宣告····································
一般質問
薄 葉 好 弘 君
富 永 創 造 君
藤 井 精 七 君
三 村 正 一 君

会議時間の延長
加 藤 宏 樹 君
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 号 (3月12日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名85
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問
安 井 敬 博 君
青 山 英 樹 君
総括質疑
議案・陳情の付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
散会の宣告····································
第 4 号 (3月19日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名118
職務のため出席した者の職氏名
開議の宣告·······119
議事日程の報告・・・・・・・・・119
議案第1号、第2号、第3号、第5号の委員長報告、質疑、討論、採決119
議案第4号、第6号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決121
議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号の委員長報告、
質疑
議案第14号に対する修正動議・・・・・・・・・・125
議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号の討論、採決135
議案第14号の討論、採決・・・・・・・・・・・136

議案第7号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の
委員長報告、質疑······140
会議時間の延長・・・・・・・・・・142
議案第7号に対する修正動議
議案第7号の討論、採決・・・・・・・・・145
発言の訂正・・・・・・・・・・146
議案第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の討論、採
決
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5 0
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
閉会中の継続審査の申し出について
議員の派遣について
議長発言
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5 4
署名議員

平成31年3月8日(金曜日)

(第 1 号)

平成31年第412回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年3月8日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告並びに施政方針

日程第 5 議案の上程

議案第1号·第2号·第3号·第4号·第5号·第6号·第7号·第8号·第9号·第10号·第 11号·第12号·第13号·第14号·第15号·第16号·第17号·第18号·第19号· 第20号·第21号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

四/四成只	(124)											
	1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	_	君
	3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君
	5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	_	夫	君
	7番	青	Щ	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君
	9番	栗	崎	千代	松	君	12番	藤	井	精	七	君
1	3番	角	田	秀	明	君	14番	大	木	義	正	君
欠席議員	(2名)											
1	0番	熊	田		宏	君	11番	吉	田		伸	君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長藤田忠晴君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 代表監査委員 佐 藤 昇 一 君

企画総務課長 阿 部 正 人 君 会計管理者兼 総合窓口課長 税務課長三 瓶 貴 雄 君 良 光 君 産業振興課長 稔 君 保健福祉課長 泉 Щ 兼農業委員会 佐久間 一 幸 君 事務局長 教育次長兼 教育振興課長 佐 藤 都市整備課長 福 田 和 也 君 豊君 子育て支援 課 長 山野辺 幸 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開会の宣告

○議長(大木義正君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第412回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、10番、熊田宏君、11番、吉田伸君よりそれぞれ体調不良などにより、本日は欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(大木義正君) これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(大木義正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 冨 永 創 造 君

12番藤井精七君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(大木義正君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番(鈴木隆司君) 議場の皆さん、おはようございます。

第412回矢吹町議会定例会が、本日3月8日に招集になりましたので、それに先立ちまして、3月6日午前10時から議会運営委員会を開き、議会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日3月8日から3月19日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

今定例会の議案は、町長提出の議案は21件であります。条例の改正にかかわる議案4件及び一般議案2件並びに2月27日までに受理されました陳情2件については、その所管する常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

次に、7件の補正予算及び8件の当初予算については、第1予算特別委員会及び第2予算特別委員会を設置 構成して、審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程等については、お手元に配付してあるとおりでありますが、第1日目、本日の会議では、諸報告及び町政報告並びに施政方針を行い、日程第5で、議案第1号から第21号まで一括上程し、町長から議案提案の理由を受け、初日は終了いたします。

第2日目の3月9日、第3日目の10日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第4日目の11日月曜日は、午前10時から、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

第5日目の12日火曜日も、午前10時から、前日に引き続き一般質問を行い、総括質疑、議案、陳情の付託を 行いまして、午後1時30分から常任委員会を開催いたします。

第6日目の13日水曜日は、午後1時30分から、第1、第2予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

第7日目の14日木曜日、第8日目の15日金曜日、水曜日に引き続き、午前10時から予算特別委員会を開催いたします。

第9日目の16日、第10日目の17日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

第11日目の18日月曜日については、報告書作成のため休会といたします。

第12日目の19日火曜日は、午後1時から各委員会に付託をした議案、陳情の審査結果を各委員長から報告を 受け、審議、採決を行います。

次に、閉会中の継続審査の申し出の審議を行い、今定例会は終了いたしますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることといたしますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(大木義正君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日3月8日から3月19日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月8日から3月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長(大木義正君) 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会の席上、全国町村議会議長会会長から 15年以上在籍し功労のあった自治功労者として、私、大木義正と鈴木一夫議員が表彰されました。

それでは、表彰されました議員への伝達を本席において行います。

事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進み下さい。

なお、伝達終了後、記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

[表彰状伝達]

○議長(大木義正君) 暫時休議します。

(午前10時10分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午前10時13分)

○議長(大木義正君) 配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、議案説明資料、当初予算書、当初予算説明書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会、福島県町村議会議長会平成30年度第2回定期総会における議案書等の写し、陳情文書表及び会期外付託案件報告書、陳情書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長(大木義正君) これより、例月出納検査結果について、代表監査委員より報告を求めます。 代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員(佐藤昇一君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果であります。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、平成30年度11月分を12月25日に、12月分を1月24日に、1月分を2月22日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成30年10月1日から12月31日までの第3四半期分を1月25日に行いました。 検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出 納状況を聴取した後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、 適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○議長(大木義正君) 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長(大木義正君) 次に、私から平成30年12月26日に開催されました平成30年第4回白河地方広域市町村圏 整備組合議会定例会について報告いたします。定例会に提出されました議案は6件であります。

内容につきましては、専決処分の承認を求めること、福島県市町村総合事務組合規約の変更、白河地方清掃

センター基幹的設備改良工事請負契約、平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定及び平成30年度一般会計並び に平成30年度水道用供給事業会計補正予算であり、原案のとおり議決されました。

次に、2月22日に開催されました平成31年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会について報告いたします。定例会に提出されました議案は6件であります。

内容につきましては、学校教育法の改正に伴う条例及び手数料条例の一部改正、平成30年度一般会計補正予算、平成31年度一般会計予算及び平成31年度水道用水供給事業会計予算であり、原案のとおり議決されました。 次に、2月20日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について報告いたします。

総会の議事日程に入る前に、さきの全国町村議会議長会第70回定期総会において、町村議会及び議員に係る 自治功労者の各受賞者への表彰伝達が行われ、県下町村議会議長の全員出席のもと、第2回定期総会が開催さ れました。

提出議案等の内容につきましては、平成29年度会務報告及び一般会計歳入歳出決算の認定、平成30年度一般会計補正予算(第1号)及び(第2号)、平成31年度会費分賦収入方法並びに事業計画及び一般会計予算が提出され、それぞれ承認または原案のとおり議決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。 以上で、私からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長(大木義正君) 次に、議会運営委員会からの調査報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番(鈴木隆司君) 閉会中の所管事務調査結果報告について、第411回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議会運営委員会所管事務調査報告書、報告書の1番から5番までは記載のとおりですので割愛をさせていた だきます。

6番、調査経過。埼玉県滑川町議会の議事運営について(本会議の議事の進め方、予算・決算特別委員会の 審査方法等)について調査を行いました。

初めに、滑川町は埼玉県のほぼ中央部、首都圏60キロ圏内に位置します。滑川を境に北部は農業地帯、南部は住宅と工業地帯です。人口は約1万8,000人。大きな空と豊かな自然、人と自然が共存する環境に優しい都市「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を目指しております。

滑川町の議会審査は、本会議を中心とするものでありました。予算並びに決算審査の充実を図るため、予算 及び決算審査特別委員会を、議長を除く13名で設置するということの説明がありました。

予算審査特別委員会は、3月定例会に、2日間の日程で午前9時から午後4時まで、執行部を2つの常任委員会に入れかえ、1日目は一般会計分を、2日目は特別会計分を審査する内容でありました。

決算審査特別委員会は、9月定例会に1日のみ設置し、予算審査特別委員会同様、執行部を常任委員会ごと

に入れかえ審査をする内容でありました。

また、定例会前の1カ月ほど前に、議案概要の説明のため、全員協議会及び常任委員会を午前9時から午後4時まで開催し、議会開会後は、議案上程、議案理由の説明後に、議案説明及び質疑のため全員協議会を開催し、議案の理解を深める取り組みをしておりました。

議会報告会は年1回、2年前より実施しております。2つの常任委員会、議会運営委員会及び議会広報発行対策特別委員会からの議会の報告の後に、テーマを決めて意見交換をする内容でありましたが、年々参加者が減少している説明がありました。

そのほかに、議会基本条例の制定、災害発生時の議会の対応の明確化、常任委員会の活動、反問権の付託等、 議会の活性化の取り組みが多く見られました。

滑川町の議会への訪問は、1つの予算決算特別委員会での審議、議会の活性化に先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものでありました。今後は、予算及び決算特別委員会審査方法のあり方、議会の活性化等について、今回の研修で学んだことを生かし協議してまいりたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

◎議員派遣報告

○議長(大木義正君) 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。 議員派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告並びに施政方針

○議長(大木義正君) 日程第4、これより町政報告並びに施政方針を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

第412回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長初め、議員の皆様に感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災から8年が経過しようとしております。

ここに改めまして、東日本大震災により被災された皆様を初め、今もなお、避難生活を強いられている皆様 に心よりお見舞い申し上げます。

また、このたび議員在職15年以上にわたり町村自治振興発展に寄与されたご功績により、全国町村議長会会 長より表彰されました大木義正議長、鈴木一夫議員には、このたびのご受賞まことにおめでとうございます。 それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第412回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、 ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてでありますが、

矢吹町複合施設整備事業につきましては、平成28年10月に(仮称)矢吹町複合施設基本構想、平成29年12月に (仮称)矢吹町複合施設基本計画が策定され、平成30年6月には(仮称)矢吹町複合施設基本設計が完成いた しました。

この基本設計をもとに、平成30年6月から矢吹町複合施設実施設計に着手し、中央公民館を利用されている 団体、図書館利用者、子育てサークル等の皆様への聞き取りを行うとともに、説明会やアンケート調査を実施 するなど、多くの皆様からご理解をいただき、実施設計を進めてまいりました。

また、各種団体の長の皆様を初めとする12名の委員で構成する矢吹町複合施設整備検討委員会においても、 これまで15回の検討委員会が開催され、調査・検討を重ねてきたところであり、1月25日には町民の皆様へ向 けた矢吹町複合施設実施設計住民報告会を開催し、実施設計の概要等を説明いたしました。

矢吹町複合施設は「集い・学び・遊び・育む・フロンティア広場」をキャッチフレーズに、子供から高齢者まで年代を超えて多くの町民が楽しく学び、育ち、ともに助け合い、それぞれがくつろぎ、矢吹の伝統文化を伝え、みんなで交流できる生涯学習の拠点として、平成32年度のオープンに向け、今後も着実な事業の推進に努めてまいります。

次に、第35回福島県建築文化賞の受賞についてでありますが、福島県建築文化賞は、地域の周辺環境に調和 し、景観上すぐれている建築物等が表彰されるものであり、このたび、中町第二災害公営住宅が正賞(最高賞) に選ばれました。

東日本大震災で住家を失った被災者の方が安心して暮らせる快適な住まいとして整備いたしました災害公営住宅と、そこに近接する中町第一災害公営住宅、第一区自治会館、矢吹小学校や児童公園などの周辺施設を緩やかにつなぐことで、被災した入居者が孤立せず、自然とまちに溶け込む計画としたことが高く評価されました。

また、大正ロマンの館につきましても、東日本大震災で被害を受けた大正時代の築100年の建物を、住民や 行政等の働きかけにより、取り壊さずに公共施設として活用されるようになったことが評価され、特別部門賞 に選ばれました。

なお、表彰式が1月23日に福島市の杉妻会館で行われ、内堀雅雄福島県知事、高橋雅行福島民報社代表取締役社長から賞状等が授与されました。

4ページをごらんください。

次に、公共交通に関する実証実験についてでありますが、昨年10月に策定いたしました矢吹町公共交通ネットワーク推進計画に基づき、2月1日から7月31日までの6カ月間、特に移動手段を持たない高齢者を対象に、買い物支援などの移動手段を確保するために実施しております。

実証実験では2つの事業を実施しており、1つ目は民間タクシーを利活用した行き活きタクシー事業で、買い物などの移動手段として、タクシーの利用料金の一部を町が負担をするものであります。

2つ目は、あゆり温泉行き健康バスの運用拡大で、移動手段を持たない方が買い物しやすいように大型商業施設2カ所に健康バスの停留所を増設いたしました。今後、利用状況や利用者からのご意見等を踏まえながら、 矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会において、2つの事業について運用等を協議、検討してまいります。

次に、道の駅推進事業についてでありますが、2月22日、文化センターにおいて道の駅やぶきシンポジウム

2019を開催し、平成28年度からこれまで行ってきた3年間の取り組みの報告と、道の駅についてみんなで考える機会として、平成35年度の道の駅やぶき開業目標に向けた機運の醸成が一層図られることを期待してパネルディスカッションが行われました。

矢吹お米PR大使の大桃美代子さんを初め、東京農業大学農学部教授である道の駅やぶき地域協議会の長島 孝行特産品開発等推進部会長、佐久間信一仮設実験店舗運営部会長、昨年9月に開催した仮設実験店舗「おい しい矢吹マルシェ」の出荷者の方々、道の駅好きで多くの道の駅を知る、お笑い芸人のゴライトさんをパネラ ーにお迎えして、パネルディスカッション形式で語り合うことにより、矢吹らしい道の駅開業に向けた考えを 共有する貴重な機会となりました。

次に、教育委員会表彰式についてでありますが、2月27日、文化センターにおいて、平成30年度教育委員会 表彰式を開催いたしました。

一般の部では、長年にわたり、学校教育、社会教育でご尽力くださいました7名と、空手や合唱など全国大会優勝の高校生4名を含む11名に功労賞を表彰いたしました。

小・中学生の部では功労賞として、陸上、野球、サッカー、統計グラフコンクール、絵画、書道等でそれぞれ上位入賞された小・中学生個人37名と、団体では、福島県ソフトボールスポーツ少年団大会男子新人戦県大会において優勝し、全国大会出場権を獲得されました三神スポーツ少年団ソフトボール部、日本管楽合奏コンテスト全国大会に出場されました善郷吹奏楽クラブなど7団体に功労賞を表彰し、また、文化、スポーツで活躍をされた小・中学生個人22名と3団体に奨励賞を表彰いたしました。

ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告申し上げました。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、 議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他25項目については、お手元に配付いたしました第412回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

続きまして、平成31年度施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、第412回矢吹町議会定例会を招集し、平成31年度の予算案を初め、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、本町では矢吹町復興計画に基づき、震災以前以上に活力あるまちづくりを目指す復興に向け各種事業 を推進しており、平成30年度からの最終3年間を発展期と定めております。

特に、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興を確かなものとするため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業の3つを重点プロジェクトに位置づけ、確実な事業の推進に努めております。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業につきましては、現在、JA東西しらかわ矢吹支店跡地に整備する矢 吹町複合施設の建設に向け実施設計が完了し、本年3月末の建築工事発注、平成32年度のオープンを目指し鋭 意取り組んでおります。

また、道の駅推進事業につきましては、本町の地方創生のかなめとなる施設であり、現在、道の駅の整備に向けて、道の駅やぶき地域協議会において各種事業を推進していただいております。

平成30年度は、仮設実験店舗「おいしい矢吹マルシェ」の運営及び「やぶき食卓博覧会」の開催など実践的な取り組みを行い、多くの成果と課題を得ることができました。ご協力いただきました多くの皆様に感謝申し上げます。

なお、道の駅の整備に向けては、国道4号の4車線化を含めて国の動向を注視する必要がありますが、平成35年度の道の駅開業に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さらに、旧総合運動公園用地利活用事業につきましては、平成29年5月に策定した旧総合運動公園用地利活用計画基本構想に基づき、将来的な教育・社会教育施設の用地として活用することで具体的な検討を進めておりますが、その用地の一部を矢吹消防署庁舎建設用地として活用することとしており、今後は、白河地方広域市町村圏整備組合により消防庁舎整備事業が進められ、安全で安心なまちづくりの実現のため、町といたしましても連携を密にしながら事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

このような中、平成31年度は矢吹町復興計画の発展期3年間の2年目、また、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期4年間の最終年度であり、「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の確実な達成を目指し、効果的な事業の推進を図ってまいります。

中でも、平成31年度は「矢吹創生(地域経済循環)」「子育て世代応援」「健康・医療(健康寿命の延伸)」 「協働のまちづくり」「ブランド化・情報共有」の5つを重点分野と定め、確実な事業の推進を図ってまいり たいと考えております。

「矢吹創生(地域経済循環)」では、矢吹町復興計画の発展期2年目として、これまで整備してきた事業を 有機的に結びつけ、(仮称)まちづくり矢吹事業等を推進することで、地域経済循環を見越した新規雇用の創 出と定住・交流人口等の増加を図る「矢吹創生」を目指してまいります。

「子育て世代応援」では、未来の矢吹を担う子供は地域の宝という指針のもと、町と地域と保護者がともに力を合わせて子育てをする体制の構築を目指してまいります。特に、子育て世代の負担軽減を図るため、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯の保育園保育料及び3歳から5歳児の幼稚園・保育園保育料の無料化について、国より前倒ししたスケジュールで実施するほか、預かり保育料の一部無料化、放課後児童クラブの休日預かりの拡大、さらには、幼稚園の弁当給食の導入など、子育て世代のニーズに即した町独自の子育て支援施策を拡充させることで、若い世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

「健康・医療(健康寿命の延伸)」では、全ての町民が生き生きと健康な暮らしを続けるため、健康づくり、 生活習慣病の予防、早期発見など健康増進事業のまちづくりを進め、心身ともに自立し、健康的な生活ができ るよう支援しながら、医療費の削減を目指してまいります。

「協働のまちづくり」では、第6次矢吹町まちづくり総合計画におけるまちづくりの理念、自助・共助・公助の考え方のもと、まちづくりの共通目標を達成するため、町民、行政区、町民活動団体、民間事業者、行政等が連携・協力し相乗効果を発揮する、郷土愛と参加の「協働のまちづくり」を進めてまいります。

「ブランド化・情報共有」では、矢吹町の魅力を全国にPRするため、日本三大開拓地「開拓の町・矢吹」のブランド化を継続的に推進するとともに、情報発信を徹底することで、協働する主体同士がまちづくりや町の将来像を共有し、同じ方向に向かうまちづくりを推進してまいります。

このほか、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野である「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」において、それぞれに重点事業を定めながら住民福祉の増進に努め、多くの町民の皆様とともに、協働の理念のもと「全員参加で矢吹創生」を合い言葉に新たなまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、まちづくり総合計画に基づく基本的な考え方及び主な事業について、ご説明申し上げます。

第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画では、4年間のうち重点的に取り組む事業を重点プロジェクトとして位置づけるとともに、全ての事務事業について実施計画書を策定し、具体的な年次計画や予算の見通しを立て事業に取り組んでおります。

平成31年度は、矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6次矢吹町行財政改革大綱を踏まえ、これまで以上に財政運営の健全化を図り、歳出改革、歳入改革に努め、まちづくり総合計画に基づいた行政運営を確実に実施し、計画・予算・評価を機能的に活用した行政経営システムにより、優先順位に基づいた事業展開を図ってまいります。

平成31年度当初予算における7つの分野ごとの主な事務事業は次のとおりであります。

「『人』、住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります。」の基本目標では、 健康増進については、ヘルスステーション運営事業を推進し、科学的根拠に基づいたつくばウェルネス運動シ ステムにより、個々に応じたヘルシープログラムを作成するなど、メタボリックシンドローム等の生活習慣病 の予防を行い、健康増進を図ってまいります。

また、予防医療については、町民の健康な生活を守るため、特定健診や各種健診の受診率向上を図り、疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防に努めるとともに、特定健診の結果、再受診が必要な方には家庭訪問を行い、悪化防止と生活習慣の改善となる指導を実施するなど、未受診者対策に取り組んでまいります。

文化財の保存・活用等としては、鬼穴古墳の災害復旧事業に取り組むほか、三十三観音麿崖仏群の岸壁調査を行い、町文化財の保存・活用を行ってまいります。

その他、歴史民俗資料の電子化や、矢吹中学校旧D棟の環境整備を進め、資料の適正な管理と保存によって、 学校教育及び生涯学習等で活用・鑑賞できる環境を構築してまいります。

スポーツについては、各種市町村対抗大会の支援や中畑清旗争奪ソフトボール大会を一大イベントとして開催するとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を積極的に支援し、スポーツを通じた健康維持増進及び世代を超えた住民間の交流促進を図ってまいります。

移住・定住促進については、地域おこし協力隊を採用し、定住、2地域居住の拡大に向けた取り組みを推進するほか、首都圏などで開催されるイベント等で移住者向けパンフレット等の配布等を行うとともに、ホームページで各種情報を発信し、町への移住・定住促進を図ってまいります。

その他、地方創生推進交付金を活用した空き家調査の結果に基づき、空き家のマッチングサービスを開始することで、町内への移住・定住を希望される方の受け入れ体制を整備してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『支えあい』、豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくります。」の基本目標では、 遺魂し運動については、全町クリーン作戦を初め、全町民参加型の清掃活動を展開し、行政区、企業、各種団 体等の自主的なクリーン作戦等と連携を図るとともに、矢吹町ごみ減量化推進計画に基づき、資源ごみの回収 やリサイクルを推進するなど「ごみゼロのまち」を目指して取り組みを強化いたします。

また、動物に優しいまちづくりを目指すため、犬・猫等の保護や飼い主等を探す等の取り組みをホームページやメール等を通じて実施するとともに、関係機関等との連携を強化し、犬・猫の不妊去勢手術を行うため助成交付金を交付いたします。そのほか、動物愛護センターと連携を密にし、ネットワーク等を利用して譲渡会制度について周知を図ってまいります。

介護保険事業については、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指し、公募により決定した民間事業者による特別養護者人ホームの建設が、計画的に進められるよう支援いたします。

また、健康寿命の延伸という観点から介護予防に力を入れ、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、その高齢者に対して、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、うつ病予防・支援、認知症予防・支援等の取り組みを実施いたします。

そのほか、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく児童を対象 としたサービスにより、障害者の自立に対し総合的な支援を行うとともに、しらかわ地域自立支援協議会など の関係機関と連携を図ってまいります。

また、高齢者福祉サービス事業として、高齢者単独世帯等へ家庭ごみの訪問収集を開始するほか、配食サービスや訪問理美容事業をさらに拡大することで、地域で安心して自立した生活ができるように支援を行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『子ども』、未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。」の基本目標では、子育て支援事業では、切れ目のない支援を実施するために、子育て世代包括支援センターを設立するほか、子育て広場や講座に出かけづらい親子や、身近に子育ての不安や悩みを話せる人がいない親を訪問し、親の心の安定を図りながら地域全体で子育てを支援するホームスタート事業を行ってまいります。

また、幼稚園・保育園については、保育料無料化の対象を拡大することなどによって、子育て世代の負担軽減を図るほか、園児が安全・安心に過ごせるように教育環境の整備を進めてまいります。

小学校については、小学校施設長寿命化実施計画を策定し、計画的な改修、修繕に取り組んでいくほか、将来を見据えた小学校の適正規模・適正配置に向けて検討委員会を組織し、検討を深めてまいります。

さらに、給食施設整備事業として、給食センターの建設に向け計画的に取り組んでまいります。

また、特色ある教育の推進としては、新学習指導要領の実施を見据えた小・中学校へのタブレット端末導入により、プログラミング教育を実施し、論理的思考力を身につけるため I C T 教育の充実を図ってまいります。 さらに、学校、家庭、地域の適切な役割分担を図り、学校を応援する体制づくりを明確化するために、町立の幼稚園、小学校、中学校にコミュニティ・スクールを設置し、地域と連携した教育環境を整備してまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『仕事』、働く全ての人がやりがいを持って働き、経済的に自立できるまちをつくります。」の基本目標

では、地方創生、新生矢吹町の実現においては働く場の創出が重要な課題であるため、引き続き雇用の拡大に 向けたトップセールスを行ってまいります。

商業活性化対策としては、矢吹町商工会へ運営費補助金を交付し、事業者の加入を促進することで組織の運営強化を図ってまいります。さらには、中心市街地における空き店舗の改装や賃貸、空き地への店舗進出に関し、それらに係る経費の一部を補助することにより、空き店舗等の遊休資産の利用促進を図ってまいります。

また、地域ブランド化推進事業としては、道の駅オープンを見据え、道の駅やぶき地域協議会を中心として、 東京農業大学、福島県農業総合センター農業短期大学校、光南高校との連携を初め、民間事業者・団体とも連 携し、地域全体で新商品の開発や矢吹ブランド認証制度を展開し、地場産業の活性化を図ってまいります。

一方、本町の農業支援対策としては、担い手である農家が希望を持ち、将来にわたり持続的で安定した経営が可能となる新たな農業経営形態の支援を強化し、風評被害に打ち勝つ強い農業づくりと安心・安全の農産物づくりを推進いたします。

また、農政の転換等を踏まえ、大規模化や競争力・収益性向上を図る農業分野を拡充し、経営の合理化策として集落営農や法人化を推進いたします。農家の所得向上策としては、経営所得安定対策や農地中間管理事業の強化を図るとともに、米の直接支払交付金が終了することで主食用米への揺り戻しが懸念されるため、新規需要米の作付に対し町独自の上乗せ助成を平成30年度に引き続き行ってまいります。

さらに、ふくしま森林再生事業については、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質拡散の影響で停滞している森林整備・林業生産活動を活発化させるため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に行い、低下しつつある森林の公益的機能等、多面的機能を回復させながら、森林内の放射性物質の低減を図り福島の森林を再生することを事業目的としております。

平成31年度は松房地内などにおいて、間伐等の林業的手法による森林整備と放射性物質の低減を一体的に実施するとともに、三神地区の地権者に森林整備の同意取得を行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『くらし』、みんなが安心し、誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくります。」の基本目標では、安全に暮らせる地域づくりとして、街路灯のLED化を進めるとともに、効率的で適正な維持管理を計画的に進めてまいります。

防災対策については、白河地方広域市町村圏整備組合との連携により矢吹消防署の建設を進めるほか、災害発生時に即時に対応できるよう施設や活動資材の整備を行いながら、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

また、本町に最適な公共交通ネットワークを検討するため、前年度から継続して公共交通の実証実験を行い、車等の交通手段を持たない交通弱者へ配慮した交通網の整備を進めてまいります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、住民の皆様による清掃活動を中断していた道路等側溝堆積物の撤去、処理については、JR東北本線東側の矢吹第2地区、中畑地区及び三神地区の一部を平成31年度内に、また、平成32年度内には町内全域の作業完了を目指し、計画的に事業を推進してまいります。

公園整備については、大池公園の護岸の更新工事や園路の改修を行うとともに、その他管理している公園についても、長寿命化計画並びに公園整備計画に基づいた整備を行い、安全で安心な触れ合いと憩いの場を提供

いたします。

幹線道路網及び町道の主なインフラ整備については、八幡町・善郷内線(羽鳥幹線水路)、新町西線、一本 木32号線、神田西線、都市計画道路一本木29号線、舘沢田内線、中畑南4号線、赤沢13号線の道路整備事業等 に取り組み、幹線道路及び町道の整備促進に努めてまいります。

生活道路整備については、臨時地方道整備事業及び現道を利用した簡易舗装を行い、生活環境の改善に取り組むとともに、橋梁の長寿命化対策として義務づけされた、5年に1度の近接目視点検の結果を踏まえ、老朽化した橋梁の修繕工事を計画的に行ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『復興』、矢吹に受け継がれる開拓精神で、震災にも風評被害にもくじけず乗り越える強い矢吹をつくります。」の基本目標では、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、復興におくれが生じないよう確実に推進するため、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業、道の駅推進事業、旧総合運動公園用地利活用事業を重点プロジェクトとして定めております。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業については、中心市街地の整備促進を図るため、ポケットパークを活用した各種イベントの開催や、JA東西しらかわ矢吹支店跡地への複合施設整備など、歴史・文化資源が調和した景観計画とともに、復興のシンボルとしてにぎわいづくりに取り組んでまいります。

なお、平成31年度は複合施設建設工事の計画的な事業の推進を図り、平成32年度の早期オープンを目指して まいります。

また、道の駅推進事業については、国道4号沿いに道の駅を整備し、農業の魅力、地域の魅力を発信する地域活性化の拠点として整備を行ってまいります。平成31年度は、道の駅の仮設実験店舗の運営を引き続き行うとともに、国道4号4車線化の動向を注視しながら、道の駅整備候補地の用地測量を行ってまいります。

さらに、旧総合運動公園用地利活用事業については、旧総合運動公園用地利活用基本構想に基づき、将来的な教育・社会教育施設の用地として活用することで具体的な検討を進めておりますが、優先度、重要度等を考慮しながら事業化に向けた検討を深め、計画的な事業の推進と当該用地の有効活用を図ってまいります。

(仮称) 矢吹泉崎バスストップ整備事業については、東北自動車道矢吹 I C付近に高速バス停車場及び利用者駐車場を整備し、町民の移動手段の拡大を図り、東北の玄関口として矢吹町の利便性を強く印象づけることにより、来町者の増加、さらには移住、2地域居住の推進を図ってまいります。

なお、供用開始は平成31年夏ごろを予定しており、今後も関係機関と連携しながら事業を推進し、交流人口・関係人口の増加を図ってまいります。

主な事業は記載のとおりであります。

「『計画実現のために』、計画実現のために、町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進め、まちづくり総合計画に沿った行政運営を推進します。」の基本目標では、協働のまちづくりについては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の理念を踏まえ、住民参加型のまちづくりを積極的に推進するほか、行政区が自主的、主体的な創意と工夫により区域内全域を対象に行う道路・側溝の清掃、または交差点、沿道の草刈り等の事業に対する行政区活動の支援を行ってまいります。

また、県道須賀川矢吹線のバイパス化に伴い、移転が必要な寺内集会所について建設工事を進め、地域住民

の交流促進や福祉の向上を図ってまいります。

ふるさと思いやり基金については、有効な財源確保の手段であることから、魅力ある返礼品について検討を 深め、ふるさと基金として寄附の拡大を図るとともに、ふるさと矢吹の情報発信に努めていります。

また、情報システムについては、災害時の情報伝達体制を強化するために公衆無線LAN環境の整備を進めてまいります。また、情報化社会の進展を踏まえ、マイナンバーを活用した行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るため、ICTを活用した効果・効率的な行政サービスであるコンビニエンスストア等での各種証明書の交付について、平成31年10月からの開始を目指してまいります。

地域観光においては、やぶき観光案内所を拠点とし、観光資源の掘り起こしやフェイスブック等を活用した情報発信を行ってまいります。また、福島県主催宝探しゲーム「コードF-9」に参加するほか、初代福島ゆるキャラグランプリに輝いた「やぶきじくん」の活用により、観光PRの強化及び観光交流人口の拡大に向けた取り組みを実施いたします。

また、平成31年度は第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期4年間の最終年度であるため、前期4年間の事業評価を含めた検証作業を行い、平成32年度から始まる後期基本計画の策定作業を進めてまいります。

人口減少社会、少子高齢化など地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、持続可能なまちづくりを 推進していくため、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、新たな協働型社会の構築を目指して、効率的 かつ効果的な行政運営、財政規律の確立を図り、新しい行政経営に取り組むことといたします。

主な事業は記載のとおりであります。

それでは、次に、予算の概要について申し上げます。

国の平成31年度予算は、平成31年度予算編成の基本方針に基づき、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとの方針が示されました。地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、一人一人の人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むこととされております。

また、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取り組みを進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かいつつ、農林水産業を初めとした地方創生、国土強靭化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受け入れ等の施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すとされております。

このことから、国の平成31年度予算は、東日本大震災、熊本地震を初め、各地の災害からの復興や防災対応 の強化を現場との連携を密に着実に進めるとともに、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを 推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めることと示されております。

また、平成31年度地方財政計画では、地方税が増収となる中で、地方交付税総額について最大限確保すること、幼児教育の無償化に係る財源の確保として、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応すること、防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策の推進として、新たに緊急自然災害防止対策事業費を確保することが明記されております。

このような状況から、子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、社会保障、社会資本整備、防災・減災対策、人口減少や少子高齢化等、経済社会の構造変化による課題に引き続き対応しながら、安定的な財政運営を行う必要があります。

それでは、本町の31年度の予算の概要について、一般会計を中心にご説明申し上げます。

予算の規模は、水道事業会計を除いた一般会計及び特別会計の総額で135億1,812万4,000円、対前年度比4億8,148万6,000円、3.7%増となりました。

一般会計の予算規模は92億3,300万円で、前年度予算比5億5,700万円、6.4%の増となっております。

歳入の根幹である町民税については、営業所得、農業所得ともに前年度と同程度の収入が見込まれるものの、 給与所得が引き続き高水準であることから、増額を見込んでおります。また、固定資産税においては、地価評 価額は横ばいで推移しているものの、家屋の新築、改築及び大規模ソーラー開発の落ちつき等により、減額を 見込んでおります。

町税に次いで主要な歳入科目である地方交付税については、国の地方交付税総額が対前年度比1.1%増の1,724億円増額されることから、普通交付税は減額が見込まれるものの、特別交付税については、道路等側溝 堆積物撤去処理事業等の対象事業の増により増額が見込まれ、地方交付税全体として増額を見込んでおります。 国庫支出金については、各種社会資本整備事業及び道路等側溝堆積物撤去処理事業の増等により、増額を見込んでおります。

県支出金については、放射線対策事業のほか、ふくしま森林再生事業の増等により、増額を見込んでおります。

また、繰入金については、財政調整基金の繰り入れを見込むものの、復興交付金基金の有効活用及び各種目的基金の繰入措置により歳入確保に努め、矢吹創生と財政健全化の双方の実現を目指した予算編成となっております。

歳入予算の主な内容を項目別に見ますと、町税が0.4%増の23億383万4,000円、地方交付税が8.3%増の20億9,796万5,000円、使用料及び手数料が保育園保育料及び幼稚園預かり保育料の無料化拡大により19.0%減の9,078万9,000円、国庫支出金が7.7%増の16億4,411万7,000円、県支出金が12.1%増の9億3,334万4,000円、繰入金が8.3%増の4億1,980万6,000円、諸収入が寺内集会所移転補償費の増により69.7%増の1億123万1,000円、町債が起債対象事業の増により6.3%増の9億5,490万円などとなっております。

歳出予算の主な内容につきましては、当初予算書及び予算説明書をごらんいただきたいと思います。

また、予算特別委員会におきまして、各担当課長から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、平成31年度の行財政改革の方向性について申し上げます。

本町の行財政改革については、これまでも財政再建等にいち早く取り組んできたところであり、事務事業の 見直し、組織機構の簡素・効率化、職員定数の適正管理、民間委託の推進、人材の育成、住民との協働体制の 確立など、町行財政の健全化・効率化に努めてまいりました。

また、成果志向、住民満足重視、競争原理の導入など、民間の経営原理を取り入れた行財政経営への転換を強く進めてきたことにより、地方分権一括法による自治事務の増加や県からの権限移譲、町民ニーズの多様

化・高度化等による事務事業の増加等に対応することができ、行政組織、職員体制についても、簡素・効率化 の動きを進めてまいりました。

これまで、長期にわたる景気低迷の影響等による町税収入の減少、さらに追い打ちをかけるように東日本大 震災の復旧・復興など、厳しい対応が求められましたが、行財政改革大綱の理念のもと、一丸となって取り組 んだことにより、行政サービスにおける一定の成果とともに、健全化判断比率等の財政指標の着実な改善が図 られ、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができました。

平成28年度から新たにスタートした第6次矢吹町行財政改革大綱においては、これまでの理念を継承しつつ、量から質の改革にシフトし、行政を経営するという視点に立ち、限られた人や予算などの経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行財政改革をあわせて行う改革への転換を図っております。

「仕事の改革」「仕組みの改革」「人の改革」という3つの視点に基づき、町の情報を全国的に情報発信するタウンプロモーション活動の推進、効果的・効率的な業務運営としてのアウトソーシングの推進、ICTの有効活用による諸手続の電子化とサービスの迅速性・利便性の向上、職員の能力開発と人材育成といった12の推進項目に対し、体系的・集中的な改革を行うことで第6次矢吹町まちづくり総合計画の実現を後押しし、行政サービスの向上とともに、矢吹町独自の行政システムの確立を図ってまいります。

次に、平成31年度の組織機構の考え方について申し上げます。

平成31年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画の最終年度となり、新たな後期基本計画の策 定作業を行うとともに、既に実施計画に位置づけられた後期基本計画期間に実施を予定する事業の準備を進め る年次となることから、以下の組織改編を行ってまいります。

まず、地方創生推進交付金を活用して、雇用の創出、地域内経済の循環等を目指す法人のまちづくり矢吹の 早期設立を目指すため、企画総務課内にまちづくり矢吹準備室を設置いたします。

次に、平成35年度開業を目指すこととしている道の駅やぶきの施設整備、開設準備を計画的に進めるための 組織強化を行ってまいります。

さらに、国道4号の4車線化に伴い、本町としての都市計画の変更、国道への接道、交差点の変更等の調査、 事業推進に取り組むための組織強化を行ってまいります。

平成31年度は、以上の組織体制の一部改編を行い、確実な事務事業の執行を行い、まちづくり総合計画の実現を目指してまいります。

終わりになりますが、平成31年度は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期4年間の最終年度として「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を確実にするため、前期4年間の事業評価を含めた検証作業を行い、平成32年度から始まる後期基本計画の策定作業を進め、最終目標の達成に向け、効果的な事業の推進に努めていく所存であります。

矢吹町議会議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、町民の皆様にも、町政に対するご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

平成31年度当初予算案につきまして、何とぞ原案どおりご承認いただきますよう、ここにお願い申し上げる 次第であります。平成31年3月8日、矢吹町長名。 ○議長(大木義正君) 以上で、町政報告並びに施政方針は終了いたします。 ここで、暫時休議いたします。

(午前11時18分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午前11時30分)

◎議案の上程、説明(議案第1号~議案第21号)

○議長(大木義正君) 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第1号から議案第21号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、説明申し上げます。

議案第1号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、平成29年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

本町では、町立の幼稚園、小学校、中学校全てを対象とする一つの運営協議会の設置を予定しており、地域と学校が一体となって、社会総がかりで子供を育てる地域とともにある学校を目指してまいります。運営協議会の委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定される非常勤の特別職となるため、条例の別表に矢吹町学校運営協議会委員の報酬を加えるものであります。

なお、委員の報酬額は、全国の先進事例を参考に年額1万円とし、学識経験者の委員につきましては、1回5,000円とするものであります。

次に、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、昨年10 月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等による職員の通勤手当の支給上限額を変更するものであります。

次に、議案第3号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、平成31年4月1日より施行される放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。学校教育法の改正により、専門職大学の制度が設けられたことから、専門職大学の前期課程を修了した者についても児童クラブ支援員の資格を有するものとして資格要件に追加するものであります。

次に、議案第4号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は、これまで10年を限度としていた矢吹町定住化促進住宅の契約期間について、一定の条件により再契約を可能とし、再契約期間は5年間を限度とするものであります。契約期間の延長により、入居者の生活の安定を確保し、新規入居者においても中長期的な契約期間の案内を行い、入居者数の増加によるさらなる人口

増加及び定住促進を図るものであります。

次に、議案第5号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてでありますが、本案は、第6次矢吹町まちづくり総合計画における基本構想の中で総合計画を中心としたまちづくりを目指すとしており、この理念は、総合計画に基づいた行政運営を徹底し、政策・施策・事務事業を明らかにすることで、開かれた役場の実現を目指すとともに、事務事業については追加・変更・廃止を行い、より計画性が高い基本計画として洗練するものであります。

基本計画には、計画期間中の事務事業を全て掲載し、これらを追加・変更・廃止する場合は議会の議決案件とすることで、議会との政策形成の合意を図り、その内容を町民に公表しながら、町民・議会・役場が一体となったまちづくりを推進することが、総合計画を中心としたまちづくりの基本的な考え方であります。

このような理由から、平成31年度事業実施計画の策定に当たり、基本計画に変更が生じたことから、議会の 議決を求めるものであります。

次に、議案第6号 矢吹町道路線の認定についてでありますが、本案は、文京町12号線、上宮崎7号線を今後の地域の発展に寄与するために認定するものであります。文京町12号線につきましては、福島県が基幹農道整備事業矢吹東1期地区として整備を行い、町へ移管された路線であります。

主要地方道棚倉・矢吹線から入り、一般県道石川・矢吹線へと通じる路線であり、当該エリアの農業振興と地域振興を図ることを目的に認定するものであります。上宮崎7号線につきましては、町道牡丹平・上宮崎線から町道上宮崎6号線へと通じる法定外の道路で地域の生活道路として利用されている重要な路線であり、当該エリアの地域振興を図ることを目的に認定するものであります。

次に、議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)についてでありますが、本案は、既定の 歳入歳出予算からそれぞれ6,164万8,000円を減額し、総額を89億6,751万9,000円とするとともに、継続費の補 正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、寄附金165万6,000円、繰入金7,047万3,000円、諸収入253万4,000円をそれぞれ増額し、 県支出金4,815万8,000円、財産収入6,490万5,000円、町債1,140万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金事業に係る基金への積立金等により2,975万3,000円の増額、教育費が国の補正予算に係る小・中学校への空調設備工事等による744万8,000円増額、民生費が特別会計への繰出金等により735万1,000円の減額、衛生費が放射線対策事業等により2,552万5,000円の減額、土木費を矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業等により6,193万3,000円減額するものであります。

継続費補正の内容につきましては、複合施設整備事業の総額及び年割額を変更するものであります。

繰越明許費補正の内容につきましては、道路等側溝堆積物撤去処理事業等の14事業について、年度内完了が 困難なことから、総額7億9,477万6,000円を追加するものであります。

債務負担行為補正の内容につきましては、一本木29号線道路用地先行取得事業等を廃止するものであります。 地方債補正の内容につきましては、新たに学校教育施設等整備事業債(小学校)100万円、学校教育施設等 整備事業債(中学校)550万円をそれぞれ追加するとともに、都市再生整備計画事業債1,430万円、県営農道整 備事業債360万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第8号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本

案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,702万8,000円を減額し、総額を20億186万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金17万2,000円を増額し、国民健康保険税3,686万円、使用料及び手数料12万円、県支出金2,716万8,000円、繰入金305万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費 3 万4,000円、保健事業費2,000円、諸支出金1,000円をそれぞれ増額し、保険給付費2,700万円、基金積立金4,006万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第9号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ973万5,000円を減額し、総額を5億7,954万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金200万円、使用料及び手数料129万3,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,292万8,000円、町債10万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費20万円を増額し、総務費993万5,000円を減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債10万円を減額するものであります。

次に、議案第10号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,593万5,000円を追加し、総額を3億8,591万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,050万5,000円、県支出金183万円、町債4,360万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、事業費7,593万5,000円を増額するものであります。

繰越明許費の内容につきましては、農業集落排水処理施設機能強化事業の年度内完了が困難なことから、 7,600万円を設定するものであります。

地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債4,360万円を増額するものであります。

次に、議案第11号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでありますが、本案は、 既定の歳入歳出予算にそれぞれ214万3,000円を追加し、総額を14億7,504万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金282万1,000円、支払基金交付金464万1,000円、県支出金81万3,000円をそれぞれ 増額し、保険料312万2,000円、使用料及び手数料6,000円、繰入金300万4,000円をそれぞれ減額するものであ ります。

歳出の内容は、地域支援事業費289万8,000円を増額し、総務費75万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第12号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4万6,000円を追加し、総額を1億7,426万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金160万3,000円を増額し、後期高齢者医療保険料155万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金4万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第13号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、収

益的収入については、既定の額から12万1,000円を減額し、収入予算総額を4億1,002万9,000円とし、収益的支出については、既定の額から322万7,000円を減額し、支出予算総額を4億3,362万円とするものであります。収入の内容については、営業収益62万6,000円を減額し、営業外収益50万5,000円を増額するものであります。支出の内容については、営業費用322万7,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額に246万2,000円を増額し、収入予算総額を9,600万3,000円とするものであります。

収入の内容については、負担金246万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額を それぞれ92億3,300万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定め るものであり、平成30年度当初予算と比較して6.4%の増額となっております。

内容につきましては、施政方針で申し上げましたとおりでございますので、ご審議のほど、よろしくお願い 申し上げます。

次に、議案第15号 平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ18億1,361万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、 平成30年度当初予算と比較して4.3%の減額となっております。

歳出の主な内容は、総務費4,123万円、保険給付費12億1,436万円、国民健康保険事業費納付金5億1,074万9,000円、保健事業費3,887万7,000円であります。

なお、本案につきましては、矢吹町国民健康保険運営協議会より答申を受けた内容となっております。

次に、議案第16号 平成31年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ5億9,473万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるもの であり、平成30年度当初予算と比較して1.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料 1 億2, 278万円、繰入金 2 億3, 661万円、町債 1 億8, 630万円であります。

歳出の主な内容は、総務費 1 億4,360万3,000円、事業費 1 億4,329万1,000円、公債費 3 億684万4,000円であります。

次に、議案第17号 平成31年度矢吹町土地造成事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較 して34.3%の減額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、土地造成事業費37万3,000円であります。

次に、議案第18号 平成31年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,665万3,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して2.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,754万円、繰入金1億2,982万1,000円、町債1億230万円であります。 歳出の主な内容は、維持管理費4,731万4,000円、事業費8,350万6,000円、公債費1億6,553万3,000円であります。

次に、議案第19号 平成31年度矢吹町介護保険特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億556万6,000円とし、一時借入金歳出予算の流用について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して1.4%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3 億530万円、国庫支出金 3 億802万8,000円、支払基金交付金 3 億5,838万6,000円、県支出金 1 億9,951万5,000円、繰入金 2 億2,609万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,539万3,000円、保険給付費12億8,082万4,000円、地域支援事業費7,403万7,000円であります。

次に、議案第20号 平成31年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算についてでありますが、本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,417万9,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して1.0%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億2,621万4,000円、繰入金4,755万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費879万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,498万6,000円、諸支出金40万1,000円であります。

次に、議案第21号 平成31年度矢吹町水道事業会計予算についてでありますが、収益的収入については、総額4億285万5,000円とし、主な内容は、水道使用料を主とする営業収益3億8,418万8,000円、他会計負担金を主とする営業外収益1,866万5,000円であります。

収益的支出については総額 4 億2,996万9,000円とし、主な内容は、営業費用 3 億9,478万2,000円、営業外費用3,313万7,000円であります。

資本的収支については、収入が企業債 1 億1,620万円、出資金2,336万6,000円など、総額 1 億5,608万8,000円に対し、支出の総額は 2 億6,869万3,000円であり、差し引き不足額 1 億1,260万5,000円は過年度分損益勘定留保資金などで補塡するものであります。

資本的支出の主な内容は、建設改良費 1 億3,700万円、企業債償還金 1 億3,069万3,000円であります。 以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長(大木義正君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

(午前11時50分)

平成31年3月11日(月曜日)

(第 2 号)

平成31年第412回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成31年3月11日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問												
本日の会議に付した事件 議事日程に同じ												
出席議員(13名))											
1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	_	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	_	夫	君	
7番	青	Щ	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君	
9番	栗	崎	千十	弋 松	君	10番	熊	田		宏	君	
12番	藤	井	精	七	君	13番	角	田	秀	明	君	
14番	大	木	義	正	君							
欠席議員(1名)												
11番	吉	田		伸	君							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	藤	田	忠	晴	君
教 育 長	栗	林	正	樹	君	企画	総務	課長	阳	部	正	人	君
まちづくり 推 進 課 長	氏	家	康	孝	君	税	务 課	. 長	三	瓶	貴	雄	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小	針	良	光	君	保健	福祉	課長	泉	JII		稔	君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐 久	間	_	幸	君	都市	整備	課長	福	田	和	也	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	子育課	です	友援 長	山 野	辺	幸	徳	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(大木義正君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、吉田伸君より、本日欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(大木義正君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は、質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内での発言の取りまとめをお願いします。 また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとします ので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、 答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長(大木義正君) 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番(薄葉好弘君) 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴席の皆さん、雨の中大変ご苦労さまでございます。

本日3月11日は、東日本大震災から丸8年が経過いたしました。犠牲になられた方々に深く追悼の意を表したいと思います。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず初めに、農業振興についてですが、近年の気候変動の影響により、ことしの冬も暖冬で、余り雪も雨も降らず水不足が懸念されます。矢吹原土地改良区の羽鳥ダムも1月まで工事をしており、2月から貯水を始めたとお聞きしましたが、町内の第3水系の農家の方たちが心配しており、今後の貯水状況も気になっておりますので、町として工事や貯水の状況の実態をどの程度把握しているのかをお尋ねいたします。

そして、水不足が心配されると、ため池の位置づけが重要であると思われます。町内のため池47カ所で、除 染により3カ所のため池が汚水土壌の除去が実施されました。その他44カ所のため池は、土砂が農業用ため池 の底に堆積しており本来の貯水量が確保されていないのが実態だと思われます。町はこの実態をどの程度把握 しているのか、また、対策等は検討しているのかをお尋ねいたします。

また、県水田農業産地づくり対策等推進会議で、今年2019年産米の生産数量が示された中で、町は新年度の 米政策で新たな支援策を検討するということでしたが、農家が稲作に希望を持って農家経営が取り組めるよう な支援策が策定されたのかをお尋ねいたします。

次に、学校給食についてですが、このたび学校給食センター整備基本計画(案)が策定されましたが、建設 予定地として旧総合運動公園用地に決定しますと明記されております。今後は、施設整備費用の財政確保や造 成費、インフラ整備などの検討もありますので、用地を決定したのはどの段階での決定なのかをお尋ねいたし ます。

次に、給食センターの整備基本計画(案)では、給食費のコスト面での記載はありませんでしたが、現在の自校方式での1食当たりのコストを比較するとどの程度のコストが削減されるのか、また、今回給食センターの対象には4つの幼稚園も含まれております。幼稚園で平成31年度より弁当給食を実施するということでありますが、弁当給食を実施することに至った経過は給食センターの整備基本計画の策定の中での協議なのか、また、保護者からの要望だったのかをお尋ねいたします。

最後に、鬼穴古墳の修復についてお尋ねいたします。

今年度実施された鬼穴古墳の場所の確認による試掘調査等でしたが、試堀調査の確定後に用地交渉の面積に 含める範囲として県と協議して決定する予定でありましたが、範囲が決定したのかお尋ねいたします。

また、新年度に予算が550万円程度計上されておりますが、この予算は、鬼穴古墳1号墳の石室内部の測量 調査により修復計画の詳細設計委託を昨年9月中に発注する予定であるということでしたが、この修復の予算 なのかをお尋ねいたします。

また、鬼穴古墳の修復には、震災後8年を経過しても昨年試堀調査を行っただけで一向に修復は進んでおりませんが、修復に向けた修復方法、事業費及び今後の修復スケジュールについてはまだ決定されていないのかどうかお尋ねをいたします。

以上、3項目質問させていただきますので、ご答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様方には、雨で足元の悪い中でのご来場、まことにありがとうございます。

さて、一般質問の答弁に入る前に一言、発言をさせていただきたいと思います。

東日本大震災からきょうで丸8年を迎えるに当たり、改めまして、東日本大震災により犠牲となられた方々とご遺族の皆様に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。

また、被災された皆様を初め、今もなお避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

震災から8年と大きな節目を迎える中、改めて震災の教訓を忘れることなく、この経験を後世に伝えていかなければならないと強く感じております。

そして、きょうを契機に、なお一層、町民の皆さんの安全・安心の確保に全力で努めてまいりますので、ご 理解とご協力をお願いいたします。

それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、近年の気候変動による降水量減少に係る水不足についてのおただしでありますが、ことしの冬も雨や雪が余り降っておらず、春先の田植えに影響が出ないか、私も心配しております。矢吹原土地改良区の情報によりますと、羽鳥ダム周辺においても昨年11月から雨や雪がほとんど降っていないとのことであります。

また、議員おただしのとおり、今年度においては羽鳥ダムの洪水吐の改修工事が昨年11月から1月まで3カ月間行われており、例年1月から貯水を開始しておりましたが、1カ月おくれとなる2月からの貯水を開始しため、3月1日現在の羽鳥ダムの貯水量は41%となっており、昨年と同じ時期の貯水量は62%であったことから、いかに少ない状況であるかがうかがえるところであります。

このような状況の中、先月26日に羽鳥ダムを管轄する東北農政局や県の農林部局及び関係市町村で組織する 白河矢吹地区管理体制整備推進会議において、羽鳥ダムの現在の状況や今後の対策等について協議を行ったと ころであります。

本会議におきましては、矢吹原土地改良区が試算した本年31年度取水計画案の説明があり、ダムの貯水量を75%と想定した場合、取水開始日を昨年より3日遅い5月10日に設定し、7月からは1週間ごとに断水と取水を繰り返して8月の出穂時期の用水を確保したいとのことでありました。ただし、この計画案につきましても、あくまでも近年の降雨状況等を参考にした試算であり、今後、降雨等が続きダムの貯水量が増加すれば、計画を再検討し、可能な限り取水を継続するとのことでありますが、予断を許さない状況であります。

矢吹原土地改良区では、今後の対応として、取水開始後に用水が末端受益地までスムーズに流れ、各水系で 用水が無駄に使用されないよう、管理や見回りを昨年以上に強化するとともに、受益者の皆様に平成31年度取 水計画をお知らせすることで、計画的な用水の活用を推進し、また、最新の取水計画の情報を電話やホームペ ージ等で確認できるよう対応していくことであります。

また、羽鳥ダムは、元々会津方面へ流れていた鶴沼川をせきとめ建設された農業用ダムであるため、水利権の優先順位は鶴沼川にあり、水不足でダムの貯水量が少なくても一定の水量を鶴沼川へ放流しなければなりません。そのため、矢吹原土地改良区では、鶴沼川を管轄している国土交通省へ農業用水として貯水ができるよう継続して要望しており、3月28日にも再度出向いて、農業用水の確保ができるよう強く要望する予定であります。

なお、羽鳥ダムは約2,600万トンが満水でありますが、本来関係受益地で年間に必要となる農業用水を確保するためには1.5倍ほどの貯水量が必要であり、梅雨ごろの雨を貯水し稲作に必要な用水の確保を図ってまいりました。しかしながら、今後も気象状況の変動による水不足が続くことになれば、費用の問題等さまざまな課題はありますが、国の事業を活用して新たに貯水池等を整備するなど、水源の確保を検討していくことも考えられます。町といたしましては、矢吹原土地改良区を初めとした国・県及び関係機関等とともに来年度以降の取水計画について協議検討を行い、効率的、計画的な用水の利活用を推進し、農家の皆様が安心して農業経営に取り組めるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内のため池の状況についてのおただしでありますが、町のため池台帳に記載されているため池につきましては47カ所あり、今年度は田内地区の3カ所のため池について放射性物質濃度が高い部分を泥抜きする除染工事を実施しているところであります。

農業用ため池につきましては、地域の受益者の皆様で草刈りや泥抜き等、適正な維持管理をしていただいているところであり、さらには国の支援策である多面的機能支払交付金を有効活用し、地域の共同活動によって、多面的機能の維持と施設の長寿命化を図っていただいております。しかしながら、高齢化や後継者不足などにより、地域で行う共同活動にも限界があることから、ため池の管理まで行き届かず、ため池の底に泥が沈殿し、本来の貯水量が確保されていないため池もあると認識しております。

町では、ため池の本来の貯水量を確保するためには、泥抜き等の浚渫工事が必要であると考えております。 これまでため池等の浚渫工事に関する国・県の補助事業はありませんでしたが、近年の気候変動により全国各地で集中豪雨等での災害が発生し、ため池等の決壊により人命や公共施設等に被害が及んでいることから、平成31年度より災害の未然防止と自然的、社会的要因で生じた機能低下の回復を図るための整備や工事の補助事業が創設され、豪雨対策、地震対策、長寿命化対策等の一体的な実施が可能となっております。

なお、この事業を実施する場合の採択要件は、受益面積が10~クタール以上かつ総事業費が800万円以上であること、負担割合については国が50%、県が29%、町及び受益者が21%とすることなどの要件等がありますが、町といたしましては、ため池の機能回復や国や県との連携事業の実施に向けて、関係受益者の皆様や関係機関等と連携し、農家の皆様に安心して農業経営に取り組んでいただけるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、米政策での支援策についてのおただしでありますが、平成31年度におきましても、今年度に引き続き国の支援策であります経営所得安定対策を有効に活用し、水田機能をフルに活用した大豆やソバの作付を推進するとともに、農家が取り組みやすい飼料用米等の作付推進を強化するため、町といたしましても飼料用米等の作付に対する上乗せ助成を継続していく考えであります。

また、新たな支援策としましては、昨年、矢吹原土地改良区から水不足により地区除外地となった白山、神田地区内の水田の一部では、三神大豆生産組合によって大豆が作付されていますが、連作障害を防ぐため3年目にはJA夢みなみと連携し、ハトムギの作付を推進する予定となっておりますので、新たにハトムギの作付を行う場合についても上乗せ助成を考えております。

さらに、新たな町の施策としましては、地域が結集することで農業経営が継続できると考え、集落営農組織 設立に対し1組織当たり20万円の支援を行い、農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、農業所得の安定はもとより、将来にわたって意欲のある農業者が希望を持って農業経営に取り組めるよう、町内両JA及び関係機関と連携し、経営が安定するようさらなる支援策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 議場の皆様、おはようございます。

答弁の前に、本日8年が過ぎようとしております東北大震災で被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食センター整備基本計画(案)における建設予定地の選定経過についてのおただしでありますが、学校給食センターの整備につきましては、現在の小中学校給食施設の老朽化の状況や、現行の国の示す学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理等の課題を抱えているため、矢吹小学校の大規模改修工事が竣工した平成28年度から具体的な協議検討を進めてきたところであります。

主な検討内容につきましては、事業費及び運営費の抑制から自校方式をセンター方式とすること、近隣自治体との広域的整備の可能性、将来の幼稚園児及び小中学校、児童生徒数の推計値、また、調理完了から各学校等までの配送時間などであります。

なお、給食センターの近隣町村との広域的整備につきましては、各自治体の諸事情により調整がつかず困難 であることが確認されましたので、今年度から町単独による整備計画を進めてきたところであります。

議員おただしの建設予定地につきましては、平成29年度に策定された旧総合運動公園用地利活用計画基本構想において、教育施設用地として利活用する案が含まれていることが大きな要因であり、また、今後の施設の集約化を見据えた視点から総合的に判断したところであります。

給食センターの候補地の選定要件として、交通の便がよいこと、調理工程が効率的に行える長方形に近い敷地面積が確保できること、においや騒音、振動等、周辺の住環境に配慮できる土地であること、早期整備が喫緊の課題であり、用地の取得費用や用地取得に関する事務手続の抑制を図ることから町有地を優先的に考慮するなど、6つの基準を設けて検討を行い、毎月開催しております定例教育委員会において検討内容や経過等を説明し、ご意見をいただきながら協議してきたところであります。

これらの選定要件のもと検討した結果、町の中心部に位置し各校園まで10分以内で配送することが可能であり面積が十分確保されていることや、町有地である条件を満たす旧総合運動公園用地を学校給食センター整備基本計画(案)で整理し、ご説明させていただいたところであります。

なお、どの段階でこの基本計画が決定するのかとのおただしでありますが、本計画は教育委員会が所管する計画であることから、これまでも定例教育委員会で議論を重ねてきたところであります。また、2月に開催いたしました町長と教育委員会が課題等の協議、調整を図る矢吹長総合教育会議におきましてもご意見等をいただき、確認がされた案でありますので、この後、定例教育委員会に議案として提出し承認いただき、最終決定としたい考えでおります。

今後の予定としましては、旧総合運動公園用地の約22へクタールに及ぶ敷地のどの位置に何を整備していくのかなどの調査、検討を行い、旧総合運動公園用地における学校教育、社会教育施設等の配置計画の策定を進め、その配置計画をもとに現地説明会を開催する予定であります。

学校給食センターの整備につきましては、今後も議員の皆様を初め、学校、保護者、地域の皆様からご意見をいただき、合意形成を図りながら、安全・安心な給食提供を目指し整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、計画しております給食センターと現在の自校方式でのコスト面の比較についてのおただしでありますが、学校給食費につきましては、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、食材費につきましては保護者が負担すべきことと定められております。

現在、自校方式で実施しております平成29年度の小中学校における学校給食費につきましては、4小学校の年間合計が約8,845万4,000円であります。その内訳は、食材等の原材料費が5,029万2,000円、調理にかかる光熱水費が約1,010万円、調理委託による12名の人件費が約2,806万2,000円であり、1食当たりの単価は約485円であります。

中学校では年間合計が4,802万6,000円であり、その内訳は、食材等の原材料費が約2,785万2,000円、調理にかかる光熱水費が約576万円、調理委託による6名の人件費が約1,441万4,000円であり、1食当たりの単価は約550円であります。なお、小中学校を合わせた単価は平均約510円となります。

これに対し、整備予定の給食センター方式による年間の学校給食につきましては、最大調理能力をこれまでの小中学校分に幼稚園分も加えた1,800食で計画しております。

なお、運営面の積算は、同規模施設の資料等を収集しながら概算で検討していることから、検討資料に基づ く答弁とさせていただきますのでご理解願います。

幼稚園児、児童生徒分の食材等の原材料費が約8,850万2,000円、光熱水費が約1,500万円、調理委託による14人分の人件費及び各施設への配送業務3人分で約4,500万円となり、1食当たりの単価は平均約460円になると試算しております。

自校方式とセンター方式を比較しますと、概算の数字によるものでありますが、センター方式では約50円ほど安価に給食が提供されると見込んでおります。

今後も、安全でおいしい給食提供を基本にしながらも、コスト削減や効率的な維持管理、運営方法について さらに検討を進め、経費節減につながる整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、幼稚園の弁当給食についてのおただしでありますが、本町における給食センターの整備については、 今年度策定予定の矢吹町学校給食センター整備基本計画案に基づき今後取り組みを進め、新たに給食センター を整備する際には、小中学校に加えて幼稚園にも給食を導入する予定であります。

議員ご指摘のとおり、以前より保護者の皆様から幼稚園給食について要望や意見があり、年々その要望等が高まってきていることは承知しております。昨年11月に矢吹町立幼稚園PTA連絡協議会から提出された平成31年度幼稚園教育に関する要望書においても、年少期からの食育向上の取り組みとして、給食センター化や外注給食化について4幼稚園の共通事項として要望がなされたところであります。

この要望を踏まえ、給食センターが整備されるまでの期間、幼稚園給食提供についてどのような方法及び対策があるか、特に外注給食化の可能性として、小学校給食施設を使用した幼稚園給食の提供と業者による弁当給食の提供について、それぞれ協議検討を重ねてきました。

まず、小学校給食施設を使用した幼稚園給食については、学校栄養士や、現在、小中学校給食の調理業務を 行っている業者と協議をした結果、食数がふえることに伴い各小学校の給食施設に調理員を1名ずつ増員しな ければならないこと、調理員が1名ふえることにより調理スペースと作業動線の確保が困難になること、食数 増により食器等の保管場所が不足すること、新たに幼稚園に配送を行うため車や運転手を確保しなければなら ないこと等があり、施設規模や準備経費の問題により大変難しいことがわかってまいりました。

次に、業者による弁当給食について、実際に弁当給食を行っている近隣自治体の幼稚園に出向き、相談し助 言をいただき、紹介された業者と協議を重ねた結果、本町の幼稚園においても弁当給食の提供が可能であるこ とが明らかになってまいりました。

この業者は、平成24年から弁当給食を開始し、現在は主に郡山市や福島市等、県内約40幼稚園への実績があります。また、献立は管理栄養士による栄養バランスに配慮した内容でメニューも豊富であり、さらにアレルギー食にも対応しております。

現在、町ではこの業者と協議を重ね、平成31年度から町立幼稚園における弁当給食の実施に向けて準備を進めているところであります。

去る1月17日には、各幼稚園のPTA会長、副会長と幼稚園長等による試食会を開催し弁当給食を試食するとともに、業者から会社概要や事業方針、献立等について説明を受け、あわせて質疑応答も行いました。参加者からは弁当の内容も味もよかった、季節や行事に応じた献立もありメニューも豊富といった意見や感想が寄せられ、おおむね好評を得たところであります。

未来の矢吹を担う子供たちの健やかな成長のため、安全・安心な給食提供に取り組んでまいりますので、ご 理解とご協力をお願いいたします。

次に、鬼穴古墳の用地取得についてのおただしでありますが、さきの9月議会において、鬼穴古墳1号墳の 試堀調査について答弁したところであります。試堀調査につきましては、昨年7月上旬に福島県文化財保護審 議委員による現地確認等を経て、その後、資料や遺物等を整理し、9月下旬に現地説明会を開催いたしました。 現地説明会には薄葉議員初め議員の方々にもご参加いただきましたが、町内外から約60名の方が参加し、実際 に出土した遺物等や試堀状況を確認していただいたところであります。

今回実施いたしました試堀調査の目的は、これまで課題としていた埋蔵文化財包蔵地台帳と現地の面積等の不整合の解決に加え、議員おただしのとおり、今後進めてまいります用地交渉における範囲の調査も目的としていたところであります。

現在、福島県指定史跡文化財として指定されている面積は968.79平方メートルであります。この面積には墳丘部分は含まれておりますが、今回の試堀調査により確認されました円墳の周りにあった溝、いわゆる周溝部分までは含まれておりません。また、将来利活用を検討しております周回コースや駐車場などを考慮いたしますと、現在の面積以上の範囲が必要となると考えており、昨年11月下旬に福島県教育庁文化財課と協議したところであります。

県文化財課からは、文化財の用地取得についての補助は国指定の文化財のみであり、県指定文化財には該当しないこと、また、確定後には県指定史跡文化財の範囲修正の事務手続を行う必要があることなどの説明があり、保存及び利活用を考慮し指定範囲を広げる方向で進めても支障ないとの意見をいただいているところであります

土地所有者である民間企業には、1月15日に本社を訪問し、その内容について説明したところ、一定の理解を得たところでありますが、実際に現地にて必要とする範囲について説明いただきたいとの相談がありましたので、来年度から具体的に用地交渉を進め、範囲を決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協

力をお願いいたします。

次に、鬼穴古墳の調査及び修復等の委託に関するおただしでありますが、今年度、福島県の指定文化財保存活用事業補助金を活用し、鬼穴古墳1号墳の状況を把握するため、石室内部の測量調査及び修復方法について、専門業者に委託し検討作業を行っているところであります。石室内部の測量につきましては、三次元計測、石室の図面化と断面図の作成を実施し、昭和44年に作成した実測図と比較する作業を行っております。その作業の中で、現在の状況は、左側に傾いている天井石が、石室左壁の変化、膨らみ、抜け落ち、ひび割れ等の原因によりバランスが崩れていることなどが判明したところであります。

次に、修復方法の検討につきましては、石室内部の測量調査の結果から、石室内への立ち入りは禁止すること、割れている石材についてはできる限り文化財として価値を残す対策を講じること等の考察があり、推奨する対策工事としましては、支えを立てるいわゆる支保工とする提案をいただいております。

その内容は、構造的に押し出そうとする土圧力をH型鋼で支え、発生する力を抑える工法であり、トンネル 工事などで周辺の変状箇所を抑える対策工事として用いられているものであります。当該石室の形状もトンネルと形状が類似していることから有効であるとの報告を受けております。

また、参考提案として充塡剤のウレタンフォームなどにより石室内を密閉状況とする工法などもあると言われておりますが、現在、支保工が景観や経済性、文化財保護の観点からも優位ではないかと考えているところであります。

修復方法につきましては、今年度の調査結果の報告を受けて検討し、その結果を県文化財課に報告を行い、 協議し、よりよい方法を選択し、修復に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、来年度の予算計上いたしました文化財測量設計委託料につきましては、修復工法が決定した後に実施 いたします設計業務委託料及び用地取得に向けた用地測量調査委託料であります。

今後も課題を一つ一つ解消しながら、鬼穴古墳の修復に向け進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、鬼穴古墳の修復方法、事業費及びスケジュールについてのおただしでありますが、鬼穴古墳の修復 につきましては、震災後8年となりますが、ただいま答弁いたしましたとおり少しずつ前進しているところで はありますが、修復工法の決定まで至っていない状況であります。

事業費、スケジュールにつきましては、来年度以降、有利な補助金等の財源について調査しながら、用地取得、今後の利活用を含め検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) ご答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず、農業振興についての件で、矢吹原土地改良区の羽鳥ダムの件でございますが、貯水量が、先ほど答弁で伺った内容を見ますと、現在、3月1日では貯水率が41%ということで、昨年度同時期で62%、20%も貯水量が落ちているというふうな状況でございますが、こういう状況で、昨年も一昨年もそうでしたが、大変第3

水系のほうは水不足というふうなことで、一昨年は第3水系の白山から神田地区で23へクタールほど地区除外ということでやった経過がございますが、現在のこの状況で今年度、この隣接地域が作付が可能かどうかが心配されますが、そこら辺について町はどのように考えているのかちょっとお尋ねいたします。現時点ですと種をまかないで済むような現状もありますが、種をまいて田植えをして結果的にだめだったという可能性が非常に高いと思われますので、その点も含めて、どういうふうなお考えをしているのかちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

貯水量につきましては、3月1日現在41%と先ほど答弁いたしましたが、本日現在46%ということで、この10日間で5%ほどふえている状況にはございます。しかしながら、今後の雨量の状況等を考えますと、想定試算では、こちらにつきましては国のほうの羽鳥管理している事務所のほうの試算で、5月の給水開始時までには75%というふうな想定はしてございますが、こちらにつきましても、町長先ほど答弁したとおり、今後の雨の状況によってはふえる場合もありますでしょうし、それ以下というふうな場合もありますので、そちらのほう勘案しながら、さらに断水の状況等につきましても変更するというふうなこともありますので、そちらのほうを迅速な対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 検討していただく、今、答弁いただきましたが、農家がどこで判断したらいいかという のが一番だと思います。昨年も、実はお盆明けにやはり8月20日から断水するというふうなことで、お米にならないだろうといいましたが、その後にちょっと雨が降ったものですから、何とか収量は落ちましたが収穫は 少しはできたというふうな状況です。今年度、どこの判断で、最終的には個々の農家の判断というふうなこと になろうかと思いますが、そういう判断しかないのかどうかをちょっとお伺いいたしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 薄葉議員の再質問にお答えいたします。

この問題につきましては、議員の今のおただしのとおりでありまして、去る2月、先月26日の会議の場でも、町のほうからも改良区さんのほうにはお話しをいたしました。農家の皆さんにつきましては、種もみ、その年の種もみを農協さん等に頼む時期があるので、この2月26日に会議しているもっと早い段階で情報を提供してほしいというふうなことは申し、要求いたしたところでありますが、ただ、本当に天気の関係なものですから、改良区といたしましても羽鳥ダムの水量、雪解け水等の水量がどの時点で、まだ12月、1月段階ではまだ想定

もできないということで、その辺非常に難しい問題はあるんですが、ただ、町のほうからはそういった想定、 見込みにつきましては少しでも、正確な情報は当然なんですが、早い時期での情報提供をお願いしたいという ふうなことはお願いしております。

以上でございます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) では、項目をちょっと、ため池のほうについて再質問させていただきたいと思います。 先ほどの答弁の中で、今後、ため池等の浚渫工事に関する国・県の補助がありませんでしたがということで、 気候変動による集中豪雨等の災害発生のために、そういうふうな部分が補助金が出るというふうなお話でございました。

現在、先ほど言ったような44カ所の除染をしていないため池が一部、田内地区内の3カ所のため池がしているというふうなことでございますが、残りの地区でも、特に三神地区のトラハイからもそのまま見えるということもあるわけですが、荒池の土砂の堆積が非常に目立つようなことで、貯水の機能がかなり低下しているというふうに思われますが、この荒池のため池については町としてはどう思われているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、荒池につきましては非常に土砂の堆積が多く、ため池としての機能が非常に危惧されておりますが、こちらにつきましては、町といたしましてもこの新たな補助事業ができたということで、県のほうと荒池につきまして、県の方と現地でも調査をいたしまして協議をいたしておりまして、なるべく早くこの事業についてかかれるようなことで、事業実施に向けて、今、県のほうと協議しているところでございま

す。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) それでは、学校給食センターについて再質問させていただきます。

先ほど答弁で自校方式における学校給食費の1食当たりのコストの説明がありましたが、私が平成26年にお聞きしたときには、自校方式により各小学校1食当たりの平均コストでは468円というふうなことで、現在515円というふうなことでございますが、5年間で42円ほど、こんなに上がってしまったのか、この辺そういうふうな、材料費なのか人件費も含めてなのかを含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(佐藤 豊君) 5番、薄葉議員の再質問についてお答えいたします。

平成26年度、今回示しました平成29年度の1食当たりの単価の違いでございますけれども、大きなものといたしましては、やはり人件費が多く前よりもかかっているという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 今回、幼稚園の給食で弁当給食を実施するというふうなことでございますが、先ほどの答弁の中でも、保護者の皆様から年々その要望が高まってきたというふうなことでございますが、実施の中で、これも私、平成26年に一回質問しているんですが、そのときは、今後給食を実施するかどうかは検討していくというふうなことの中で、その中で、保護者を初め町民の方々のご意見等もいただきながら明確な方針を出していきたいというふうなことでございましたが、これは保護者からの要望だけだったのか、先ほど保護者の要望が高まってきたというようなことですが、町民の皆様に何かアンケート調査とかそういうふうなことを実施したのかも含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○子育て支援課長(山野辺幸徳君) 5番、薄葉議員の再質問についてお答えします。 給食弁当の要望でございますが、町民の方からは、アンケート等は実施しておりません。 以上でございます。
- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 今回、弁当実施するというふうなことでございますが、これについてのメリット、デメリット、何か検討されたのかお尋ねしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

〔子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇〕

○子育て支援課長(山野辺幸徳君) 5番、薄葉議員の再質問についてお答えいたします。

メリット、デメリットでございますが、メリットにつきましては、保護者の負担軽減ということで毎日給食の提供ができるといったところがメリットでございます。以前から保護者から強い要望もあったといったところで今回実施に至りました。なお、デメリットにつきましては、母親の愛情の入った弁当という部分では不足するのかなというふうに思っております。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) メリット、デメリットが余り簡単だったので、答弁にちょっとがっかりいたしましたが、 私が考えるには、まずメリットでは栄養が偏らない、好き嫌いがなくなる、食事のマナーが覚えられる、あと、

ここが大事だと思います、みんなが同じ弁当なので保護者の差が見えない。こういうふうな、こういうのがメ リットだと。

デメリットはというと、先ほど言った愛情の面がありますけれども、物質からすればやはり揚げ物がどうしても多くなると、冷凍食品だとか、まずあとそういうふうな保存食がどうなのかというのもありますが、そういうふうな部分で、その食材のそういうふうな質がどうなのかというようなデメリットがあるというふうなことですけれども、それも含めて、そういう点については検討協議しなかったのかお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸則君。

〔子育て支援課長 山野辺幸則君登壇〕

○子育て支援課長(山野辺幸徳君) 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

栄養のバランスといったところでのご質問かと思いますが、こちらにつきましては答弁にもあったとおり、 1月に開始しました試食会を通じまして、栄養のバランス、特に保護者のほうから味つけあるいはカロリー、 そういったもろもろの試食会をしたいといったところで、保護者の方に一度体験していただくといったところ で、今回開催したところでございます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 親と幼稚園関係者で試食会を実施したというふうなことでございますが、都会の幼稚園 等では試食会を実施しているということ、幼稚園に入る前に試食会を実施していると。その中で、親子一緒に 食べる試食会と、あと、親と子と別々にする試食会というふうなことで、そういう試食会をしながら、実質内 容等にどうなんだかというふうな協議もしていると。今回初めて矢吹町では給食弁当を実施するというふうなことですので、そういうふうなことを現実的に実施する予定はあるのかどうかお尋ねいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、山野辺幸徳君。

[子育て支援課長 山野辺幸徳君登壇]

〇子育て支援課長(山野辺幸徳君) 5番、薄葉議員の再質問についてお答えします。

子供たちに対しての試食会あるいは保護者に対しての試食会というところのご質問でございますが、今年度 につきましては試食会の考えはございません。しかし、来年度入ります新入園児につきましては対象に検討の 余地があるかと思いますので、そちらで入園児に対して検討してまいりたいなというふうに思います。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 今、答弁で来年度の入園児というふうなことでございますが、検討するというようなことで、ぜひ実施していただきたいなというふうに思います。矢吹町初めてこれ取り組むんですから、現実的に、検討しますじゃなくて実施しますとかという回答いただきたいと思いますので、そこを教育長のほうからどうなんだか、再度質問させていただきます。お願いいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 実は、この弁当給食につきましては現在、希望をとっておりまして、希望に応じて弁当給食とするか、親の弁当にするかというのを各自が選択するようなことになっておりますが、このことについては一部保護者からは迷っているというお話も聞いております。この試食の時期がいつになるかについては業者とまだ詳しい話しておりませんので、薄葉議員からもそういうお話もございましたので、この親子一緒の試食ができるかどうかは難しいところがございますが、でも別々にはできると思われますので、そのことを前向きに検討して業者と協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(大木義正君) 教育長、先ほど課長は来年度は検討したいというんだけれども、今の答弁は来年度のことでいいんですか、それとも今年、今年度。お願いします。
- ○教育長(栗林正樹君) 今年度実施することは大変難しいと思います。それで、要するに今年度もう期間もございませんので、試食については来年度、幼稚園が始まってすぐに弁当給食といいますか、弁当持参ということがあることではないので、そのようにして来年度、4月早々に始まって間もなくといいますか、そのようなことを実施したいと考えております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 今の答弁で来年度というふうなことで、ぜひやっていただきたいと思いますが、親子は 無理だということであれば子供たちだけでも結構ですが、できれば子供たちだけの場合は親を呼んで、その様 子を見られるようなことを検討していただきたいなと思います。

あと、今の話で、当然弁当についても希望というふうなことでございますが、こういうように新たな事業を 展開する中で、若干幼稚園に対してそういうふうな、弁当給食の1年目で補助金を出すとか、何かそういうふ うなのは検討されていないのか。やはり矢吹の将来を担う子供たちですから、そういう子供たちのためにお金 を予算化するのも必要だと思われますが、そこについて、できれば町長と教育長と2人にご答弁をお願いした いと思います。

- ○議長(大木義正君) 薄葉議員、通告が、給食は教育長なので、町長じゃなくて教育長のほうに答弁でよろしいですか。
- ○5番(薄葉好弘君) はい。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 再質問についてお答え申し上げます。

検討いたしました。それで、この保護者の負担軽減という意味から大きな意味もあるんではないかというこ

とで、全額は難しいとすればある程度一定の金額をということも検討いたしましたが、もちろんそうしますと 給食センターができてからも当然そうなりますし、それから、じゃ小中学校はどうなのかということもござい ましたので、今回については、検討はしましたが実施までは、予算要求ということになりませんでした。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 残り2分ですけれども、再質問ございませんか。 5番。
- ○5番 (薄葉好弘君) 検討はされたが、先ほどそういうふうな答弁で、いろんな影響があるからというふうな ことでございますが、せめて始める単年度だけでも一部補助していただきたかったなというふうに思います。 最後に、鬼穴古墳についての質問をさせていただきます。

結局ずっと答弁を聞いていますと、具体的なスケジュールも決まっておりませんし、修復方法もある程度は 見えてきましたけれどもはっきりしていないと。具体的に修復のお金と時間がどれほどかかるんだと、丸8年 してもここまでですから、では何年後にできるんだと、そこら辺の目標設定とかそこら辺がどうなのか、お聞 きしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(佐藤 豊君) 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

具体的なスケジュールについて、なかなか決められないというところは大変申しわけなく思っております。 今回、補助金を活用しまして工法案を出していただきましたので、その結果について県と速やかに協議をいた しまして、工法等を含めたスケジュールについては、来年度中には公表してまいりたいと考えております。 以上、答弁とさていただきます。

○議長(大木義正君) 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時15分からお願いします。

(午前11時02分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 冨 永 創 造 君

○議長(大木義正君) 通告2番、1番、冨永創造君の一般質問を許します。1番。

[1番 冨永創造君登壇]

○1番(冨永創造君) 通告に従いまして質問をする前に、きょうこの雨の中、傍聴席に来ておられます町民の皆さん、どうもありがとうございます。

また、3月11日2時46分、きょうもその時が来ます。多くの犠牲者に対しまして、重ねてご冥福をお祈りしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、財政基盤の確立についてであります。

町長の施政方針がありました。国は、平成31年度予算は引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めることを示している、そのことに触れられておりました。そして、その方針に基づいて、本町は、平成31年度の予算は財政健全化の実現を目指した予算編成となっていると主張されております。さらに、行財政改革大綱の理念のもと健全化判断比率等の財政指標の着実な改善が図られ、持続可能な財政基盤の確立に道筋をつけることができた、これによって第6次矢吹町まちづくり総合計画の事業推進に努めていくと強い決意を示され、それを拝聴することができました。町長の言う持続可能な財政基盤の確立が本物であってもらいたいと思っております。

といいますのは、ことし2月、テレビをつけると富山県の富岡市の財政難であることの報道が流れておりました。気になりましたので、その件についてインターネットで検索しました。平成30年4月の新聞では、富山県の新聞であります、そこでは、過剰投資、監視甘くの見出しがあり、財政を熟知している市長であるはずが、認識と対策がおくれて影響は一気に噴出したとありました。市政の監視を託された市議会は機能を果たせず、甘い財政運営を認めたとありました。同じテレビの報道を見た本町町民から、この町は大丈夫なのかとの声をぶつけられました。本町の最重要プロジェクトを推進する決意に当たって、持続的な健全財政に努めているその財政基盤は確保できるとの認識を町長は主張されておりますが、その根拠を私にも、住民にもわかりやすく伝えていただければと思っております。

この町の財政に関しては、町民との意識のギャップがないことが肝要であると考えます。そこで、財政基盤 の確立についてお尋ねします。

- 1、人口減少、介護・医療費の増加、幼児教育の無償化などにより、財政基盤の確保がさらに求められるが、 どのように図るのか。
- 2、財政健全化に向けて地方債残高を減らす努力をしているが、臨時財政対策債に頼り残高が減らないとい うジレンマもあります。臨時財政対策債をこれからも積極的に活用する考えなのかをお伺いいたします。
- 3つ、本町財政の貯金に当たる積立金現在高が減少傾向にあり、平成28年度によると、近隣町村と比べて対標準財政規模は低い数値になっております。改善の考えをお伺いいたします。

続きまして、健康づくりの推進についてであります。

人は誰も、できれば元気に長生きしたいと思っております。私もそうです。ただ、それを実現できたとしても、皮肉なことに孤独な暮らしが待っているかもしれません。「70歳、はじめての男独り暮らし」、これは本のタイトルですが、覚悟しなければならないのかなというのが私の実感です。あげくの果てに高齢化そのものが問題視されるのでは、たまったものではありません。学校の教科書には、高齢化社会、高齢化問題という用語が使われているのではありませんか。そして最後は孤独死、こうなっては長寿とは何だと戸惑ってしまう。ところが、日本においては社会的孤立がOECDの中で最下位と言われております。ただ、私自身言い聞かせているのは、いかに長生きをするのではなく、どう生きているかということも健康づくりには大切ではないか

と思っております。ご存じのように、120歳まで生きられると目指す健康づくり市民グループが同僚議員を中心に立ち上がり活動を始めておられます。意義あることであると思っております。地域市民グループで活動している者としてエールを送りたいと思います。

さて、健康というのはWHOの憲章でも身体的、精神的、そして社会的完全な状態と言われております。 では、お尋ねいたします。

- 1、福島県は県民の健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、知事をトップに健康長寿ふくしま会議を今 月発足するが、この取り組みとの連携を本町はどのように進めるのかをお伺いいたします。
 - 2、健康づくりを推進する目的は何なのか。
- 3、家族単位やコミュニティ単位で健康づくりの意識を広める機会でもあります。そのための対策について お伺いいたします。

そして、最後になりますけれども、児童生徒の健全育成についてであります。

まちづくりの総合計画の中に「子ども 未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を 提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」とあります。子は宝です。元気に育ってほし い、大切に見守りたいと思うのは親ばかりではありません、地域も子供たちを見守っております。しかし、本 町での出来事ではありませんが、昨年3月東京都目黒区で、さらにことし1月千葉の野田市で、親の虐待で幼 い命が奪われてしまった悲惨な事件が起きてしまっております。なぜ守れなかったのか、昨年3月議会で、児 童虐待の被害防止対策について同僚議員による一般質問がありました。

再度、お尋ねしたします。

悲惨な児童虐待の事件が相次ぎ起きている。本町では深刻な事件は聞かないが、平成29年には31件児童虐待の相談報告があります。今回の事件も含め、虐待防止に向けて新たな対応を伺います。

2、文化やスポーツが盛んなまちとして、全国大会に出場する団体、個人に対するさらなる支援の考えはないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 1番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政基盤の確保についてのおただしでありますが、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、 財政の健全性に関する代表的な指標として、健全化判断比率が定められておりますが、本町の比率につきましては、平成29年度決算で、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当なし、実質公債費比率は12.5%、 将来負担比率は100.7%と、いずれの指標においても早期健全化基準を満たしております。また、平成19年度 以降、毎年着実に比率の減少が図られていることからも、まさに健全な財政状況であると認識しております。

このような中、近年では、少子高齢化や人口減少といった人口構造の変化を背景とする税収動向や社会保障 費の増加、公共施設等の老朽化対策、自然災害対策、さらには幼児教育無償化に伴う地方負担等、さまざまな 課題の克服や多様なニーズへの対応が求められております。これらの課題に対しましては、個々の地方公共団 体だけで解決できるものではなく、国、地方公共団体を初めとする関係者が一体となって取り組むべきもので あると考えております。

一方で、諸問題に直接対峙する各地方公共団体の個別の取り組みも大変重要であり、国全体の社会構造の変化を念頭に置きながらも、本町が置かれた社会環境を冷静に分析し、真に必要な対策を重点的に進めなければなりません。この分析に当たりまして、財政面での一つの手法として挙げますのが財政収支見通しの作成であります。政策決定の課程の中で、財政状況に関する確実性の高い情報や中長期の将来の見通しは、持続可能な財政運営を行っていくための土台となる重要なものであると考えております。

このことからも、さらなる財政の健全化を目指すため、第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画に 向けて、財政計画を新たに策定してまいります。

総合計画に基づく政策・施策を財政面から位置づけするため、財政収支の見通しとして、歳入の確保、歳出の抑制に積極的に取り組むなど財政構造を改善し、財政運営の効率化を図ります。また、行政サービスの原資である税収等の確実な確保を基本とし、受益者負担の適正化、財産の利活用等による財源確保の対策を進めることで健全性の確保を図ります。

さらに、第6次矢吹町行財政改革大綱の取り組みでは、町民の満足度や納得感を追求し、行政を経営するという視点に立ち、限られた人材や予算等の経営資源を有効に活用して、町民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる改革への転換を図ってまいります。事務事業のPDCAサイクルによる費用対効果の再徹底、選択と集中による優先順位づけ、成果を重視し、事業全般にわたって業務の構造を根本から見直すなど、行政コストの削減を図り、効率的な取り組みを進めます。

いずれにしましても、さまざまな課題を克服し、将来への持続的発展のため、財政指標の改善を図りながら、限られた経営資源を効率的、効果的に活用し、大胆かつ堅実にまちづくりを行うとともに、複雑多様化する幅 広い町民ニーズにも適確に対応していくなど、柔軟な行財政運営と持続可能な財政基盤の確立に努めてまいり ますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、臨時財政対策債の活用についてのおただしでありますが、本町では、財政指標を考慮した財政運営として、地方債の発行抑制や繰上償還の実施等による地方債残高の削減を図るなど、財政運営の健全化に努めておりますが、議員おただしのとおり、本町において臨時財政対策債は地方債の年間発行額及び地方債残高の多くを占めております。平成29年度決算では、一般会計の地方債残高は81億5,651万7,000円のうち約38%を占める30億8,504万2,000円であり、その比率はわずかではありますが年々増加しております。なお、県内全体の比率では約43%で、同様に年々増加しております。

また、地方交付税の総額は、国税5税の一定割合を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき決定されますが、国の財源が不足する中、本来、普通交付税で交付されるべきものが、その不足分の補塡として臨時財政対策債という地方債により措置が講じられております。

このように、臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため地方財政法第5条の特例として発行される 地方債でありますが、地方交付税法に基づき、その元利償還金は後年度の地方交付税の基準財政需要額に全額 算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう財源措置がされております。

このことから、現在の地方交付税の仕組み上、さらには地方公共団体への財源措置が明確化されていること

からも、本町では、財政運営のための必要かつ有効な財源であると考え、平成13年度の制度改正以降、毎年発行し活用しているところであります。そして今後も、貴重な財源として活用することが前提になるものと考えております。

なお、借り入れ時には元金均等償還を選択することで、利子総額の抑制に努めるとともに、民間資金の借り入れにより、政府資金と比較してより低利率での借り入れを実施するなど、償還総額の減少により将来負担額の抑制に努めているところであります。

今後も引き続き、国に対しましては臨時財政対策債を抑制する一方で、地方交付税の財源確保を図るよう強く要望していくとともに、地方交付税制度及び地方財政計画等の目的を適時適確に捉えながら、町政運営のための必要かつ有効な起債を可能な範囲で行うことで、後年度に過度な負担を強いることのない財政基盤の確立に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、基金現在高の減少傾向からの改善につてのおただしでありますが、総務省が平成29年度に実施した地 方公共団体の基本の積立状況等に関する調査によれば、地方公共団体全体での基金残高は、バブル期のピーク 以降、減少傾向にありましたが、平成18年度を境に増加傾向にあります。同様に、基金残高の標準財政規模に 対する比率についても、平成18年度以降、上昇傾向にあり、平成28年度末では約36%でありました。

増加の要因は、国の施策に基づく特定目的基金の増加や、合併に伴う特例措置の終了に備えているものなど、 国の制度に起因した制度的な要因と、景気の動向による法人関係税等の変動、公共施設等の老朽化対策等の将 来の歳入減少、歳出増加への備えに区分されるところであります。

次に、財政調整基金の規模の考え方では、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積み立てという考えが最も多く、次いで標準財政規模の一定割合という結果でありました。なお、標準財政規模の一定割合の水準は一般的に10%とされているところではありますが、5%を超えて10%以下という考えが最も多く、次いで10%を超えて20%以下という結果でありました。

さて、本町における基金残高の変動状況についても国全体と同様の推移を示しております。東日本大震災に係る震災関連事業として平成26年度をピークに一時的に増加し、平成27年度以降は災害公営住宅の整備等の復興事業の進捗に伴い減少傾向にあるものの、平成30年3月末で基金残高18億763万3,000円、標準財政規模に対する比率は全体平均を超える39.8%であり、近年では高い水準で推移しております。

また、財政調整基金は平成30年3月末で残高9億3,065億7,000円、標準財政規模に対する比率は20.5%であり、水準を超える状況であることからも、適正額を確保し財政の健全性が図られているものと認識しております。

一方で、議員おただしのとおり、近隣町村と比較すれば基金残高及び比率が低い数値であることもあわせて 認識しております。しかし、これは本町の財政運営において、資金の確保としてふるさと納税等に積極的に取 り組みつつ、決算剰余金の活用として、これまでの財政調整基金への積み立てのほか、任意繰上償還の実施、 公共施設等整備基金などの特定目的基金へ積み立てを行い、将来の負担軽減や財政需要への対応等、財政基盤 の確立へ向けて積極的に取り組んでいる結果であります。

さらに、基金の新たな活用として、基金の一括運用により、安全性と確実性を踏まえながら、国債や地方債等の公共債への債券投資によりこれまで以上の運用益の確保を図るなど、より効率的かつ効果的な資金運用手

法の検討を進めているところであります。

いずれにしましても、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、資金である財政調整基金や特定目的基金について、将来の備えとして突発的な災害や緊急を要する経費、さらには公共施設等の老朽化対策やその他財政需要の対応等、計画的な利活用を図りながら資金の確保に努め、中長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康づくりの推進についてのおただしでありますが、健康長寿ふくしま会議は福島県が3月22日に設立を予定している組織であり、健康長寿県の実現に向けて各種取り組みを推進するため、食・運動・社会参加に関連する各専門分野の団体が協働し、保健活動の企画、実践、評価を行うことで県民の健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指しております。

特に食と運動、社会参加を三本柱とすることで健康づくりの機運を職場や地域に広めるものであり、組織体制としましては、県の健康推進計画の評価などを行う健康ふくしま21協議会を発展させ、職域や食生活、運動習慣、社会参加などとかかわりの深い団体や企業が新たに加わり、官民連携を生かした体制づくりが進められます。

現段階では、県より具体的な内容は示されておりませんが、本町におきましても、県と連携を図りながら、これまでも取り組んできたライフステージに応じた保健事業の充実を図り、特に生活習慣病の発症予防及び重症化予防事業の強化、町民検診の受診率アップ、ふくしま健民パスポート事業の推進など、町民の健康の保持増進に効果的な事業を積極的に展開してまいりたいと考えております。

今後も、県の動向を注視しながら新たな事業の取り組みも検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康づくりを推進する目的についてのおただしでありますが、本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、「住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくります」を基本理念に、健康のまちづくりを政策として掲げ、各種施策を推進しております。

これらの推進に当たっては、町では、平成22年に町民の健康づくりの指標となるヘルスステーション健康・ 食育やぶき21計画を策定するとともに、平成27年には第2次ヘルスステーション健康・食育やぶき21計画を策 定し、国の健康日本21及び県の第2次健康ふくしま21計画と整合性を図りながら、健康寿命の延伸と健康格差 の縮小を目指し、各種事業を計画的に推進しております。

このような中、国では、健康づくりの評価指標の一つとして定期的に健康寿命を算定し公表しておりますが、 対象年齢65歳の平均余命における日常生活動作が自立している期間の平均によれば、福島県は都道府県別順位 で男女とも低い位置にあります。

このような現状を踏まえ、県では、定期的に市町村別の健康寿命の算定が可能である対象年齢65歳の日常生活動作が自立している期間の平均を、福島県市町村別に算定し、お達者度として平成25年に初めて公表し、2回目の平成28年の公表結果につきましても、全国に比べ低い状況にありました。県では、このような現状を打開し健康寿命を延伸し、全国に誇れる健康長寿県の実現を目指し、健康づくり事業を推進しております。

町といたしましては、各種検診の受診率向上や検診未受診者対策事業及び生活習慣病等重症化予防事業の強化、筑波大学開発の個別運動プログラムによるヘルスアップ教室の新規参加者の促進、糖尿病等生活習慣病予

防教室の開催など、各種事業に積極的に取り組んでおります。

町民が健康で輝き、幸せを実感できるようなまちづくり、地域に活力がみなぎるようなまちづくりを目指すため、健康づくりを推進しており、結果として医療や介護の費用負担の軽減にもつながるよう推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、家族単位やコミュニティ単位での健康づくりの意識を広める対策についてのおただしでありますが、 本町における町民の健康づくり事業といたしましては、筑波大学による長年の研究によって開発された個別運動プログラムによるヘルスアップ教室、糖尿病等生活習慣病予防教室の開催、特定健診、特定保健指導、各種がん検診、健診未受診者対象事業、生活習慣病等重症化予防事業の実施など、疾病の予防、早期発見・早期治療をすることで、町民の皆様の健康の保持増進、健康寿命の延伸に努めております。

また、毎年、全町民を対象とした健康意識の向上を図る健康づくり講演会、大池公園の健康遊具を紹介しながらのウオーキング教室の開催など、運動や食生活改善の重要性を伝えてまいりました。

さらに、今年度より、新たに健康意識の改革、向上を目的としたふくしま健民パスポート事業に取り組み、 2月28日現在、34名の皆様に参加していただいており、来年度も町民が楽しく気軽に健康づくりを行えるよう、 引き続き本事業に取り組んでまいります。

議員おただしの家族単位あるいはコミュニティ単位での健康づくりの取り組みにつきましては、現在、地域 サロン事業、住民主体の通いの場など、高齢者を対象に介護予防を目的とした事業は実施しているものの、家 族単位あるいはコミュニティ単位での健康教室等の開催はありません。

今後におきましては、現在町が行っている職員がまちに出向きます事業を活用するなど、要望に応じて地域 に出向き、家族単位あるいは行政区単位においても気軽に参加できる健康づくり出前講座のような事業を効果 的に展開できるよう検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、冨永議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 1番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、児童虐待防止に向けた対応についてのおただしでありますが、このたび、千葉県野田市の小学生が 親からの虐待により命を落とす事件が発生しましたことはまことに悲痛なことであります。このような虐待等 の要保護者児童に関する問題について、本町では、虐待の疑いのある児童の早期発見及び適切な保護や支援を 目的として、児童福祉法に基づき平成18年9月に矢吹町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等と連 携を図りながら毎年定期的に会議を開催し、組織的に対応しております。

本協議会の委員は、町内小中学校、幼稚園、保育園並びに警察署、保健福祉事務所、児童相談所、障害児相談支援事業所、民生児童委員、庁内の関係課等の25機関から構成されており、さまざまな角度から児童を見守り、情報共有しながら、保護を必要とする児童等への対応や対策について検討協議を行っております。

具体的には、円滑な運営や共通認識を図るため、構成機関の代表者から成る代表者会議を年2回開催しております。また、各機関の虐待対応の実質的な担当者で構成される実務者会議を年4回開催し、全てのケースに

ついて情報交換、支援内容の確認、援助方針の検討等を行っております。さらに、必要に応じて個別ケース検 討会議を開催し、対象となる児童や家族に関する情報共有、援助方針、役割分担等の具体的な対応等を随時検 討協議しております。

本町では、このように個人情報の取り扱いに十分注意した上で対応し、関係機関との連携、情報共有を図りながら、虐待等の疑いがある場合には、直ちに担当課である子育て支援課に通告するよう求めております。そして、通告後は速やかに家庭訪問や母子保健指導等を行い、早期発見・早期対応に努めております。

なお、本町の平成30年度における要保護児童等の状況につきましては、支援したケースは24件あり、その内 訳は、身体的虐待6件、心理的虐待4件、ネグレスト9件、その他養育問題等が5件であります。先ほども申 し上げましたように、これら全てのケースについて状況を把握し、それぞれの児童の安全確保及び保護者支援 のための相談や生活面の援助に努めております。

本町では、要保護児童対策地域協議会の活動のほかにも、虐待対応の体制強化を図るため、国の児童虐待・ DV対策等総合支援事業を活用して、平成29年度からスーパーバイザー1名、平成30年度から児童虐待対応強 化支援員1名を子育て支援課に配置し、要保護児童等の支援内容に対する専門的・技術的助言や、虐待相談、 関係機関との連絡調整等を担っていただいております。

今般の千葉県野田市の事案を踏まえ、国では再発防止を図るため、先月開催された関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化についてとして、児童相談所及び学校における子供の緊急安全確認の実施、子供の安全を第一に考えた新たなルールの設定、児童相談所、市町村等における体制強化の推進が決定されました。

また、県では平成31年度から県内の児童相談所に警察官や少年警察補導員を派遣し、虐待への対応強化を図ることとしています。

今後、本町では、国の施策に基づく支援が必要な家庭からの相談対応や虐待情報の収集を行う市町村子ども家庭総合支援拠点施設の開設に向けて検討を進め、対応力向上を目指してまいります。引き続き、町及び教育委員会、各小中学校、幼稚園、保育園並びに児童相談所や警察署等の関係機関と連携を図りながら、子供や保護者を地域で支え、要保護児童等の支援と安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、全国大会に出場する団体、個人に対するさらなる支援についてのおただしでありますが、初めに、町長の町政報告において報告ありましたように、今年度、文化やスポーツで全国大会等に出場するなどご活躍をされた皆さんに対し、2月27日に矢吹町教育委員会表彰規程に基づき平成30年度教育委員会表彰式を開催したところであります。

一般の部では、空手や合唱などの全国大会で優勝した高校生4名を含む11名への功労賞表彰、小中学生の部では、陸上競技、野球、サッカー、統計グラフコンクール、絵画、書道等でそれぞれ上位入賞された個人37名と、団体では、福島県ソフトボールスポーツ少年団大会男子新人戦県大会において優勝し、全国大会出場を獲得しました三神スポーツ少年団ソフトボール部、福島県荒川博杯ティーボール大会において優勝し、全国大会に出場した矢吹町スポーツ少年団A、日本管楽合奏コンテスト全国大会に出場しました善郷吹奏楽クラブなどの7団体への功労賞表彰を行ったところであります。今年度は、さまざまな分野において、子供から大人まで、

多くの個人、団体の皆さんがご活躍され、大変うれしく感じているところであります。

現在、実施しております主な文化やスポーツの支援でありますが、各分野や個人、団体ごとに規定を定め、 支援を行っております。

文化活動を行っている団体等につきましては、公民館等の使用料金の減免措置、作品等の展示や講師等を招聘する際の助成などを実施しております。

各スポーツ少年団活動については、活動拠点の学校体育館や校庭の照明等を含めた使用料金を免除とし、4月の結団式において、活動費の支援として各団に2万円の助成及び各種目の一部用具の提供、県大会以上の大会へ出場する際に激励会を開催し、県大会出場2万円、全国大会、東北大会に出場する場合5万円の激励金、県大会以上の大会へ出場する場合には町の共用車両バスの使用ができることとなっております。今年度は2月末現在で、全国大会2件10万円、東北大会1件5万円、県大会8件16万円を贈呈しております。

また、学校教育として行われます各種大会や部活動などの支援につきましては、小中学校にバスの借り上げ や宿泊費などの負担金を予算措置しております。高校生等につきましては、東北大会以上の出場で激励会を開 催し、団体3万円、個人1万円の激励金を贈呈しております。

文化、芸術の分野では、全国大会5件5万円、東北大会5件5万円、スポーツの分野では、全国大会6件6万円、東北大会団体2件3万円、個人28件28万円の激励金を贈呈しております。

なお、文化・スポーツ振興基金助成事業では、町に住所を有する方及び町出身者で活躍されている方で、ただいま答弁した支援には該当しない方々を対象に助成しております。助成額は、全国大会出場で団体20万円、個人2万円、東北大会出場で団体10万円、個人1万円を助成金として支援しております。今年度は文化活動の該当者はおりませんでしたが、スポーツ活動では、全国大会個人12件24万円、東北大会個人9件9万円を助成しております。

このように、本町では文化やスポーツで多くの方々が活躍されておりますので、これまでの支援や助成を継続し、今後さらなる支援として、文化やスポーツで活躍されている方々の意見や要望等を伺いながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、冨永議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

1番。

○1番(冨永創造君) ご答弁ありがとうございます。

まず、財政基盤の確立についてであります。

答弁では、また毎回の答弁でいわゆる指数が健全であり、また改善しているという点から、この町は健全財政を運営しているというふうにつなげて答弁し、また説明しておられます。しかし、指数というのは余りにも抽象的であり町民目線にどう伝えればいいのか、いわゆる健全であるということですね、それをどう伝えればいいのか、それが一つ課題ではないかなと思っております。

そして、この答弁の中で、財政収支見通しの作成をしながらそれぞれ持続可能な財政運営を行っていると、 恐らくこれは毎年度の話ではないかなと思うんですけれども、この点質問します。同じように財政収支見通し を作成し予算を組んでいる、これは毎年の、毎年度のことであろうとそう思うんですけれども、どうでしょう か。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 冨永議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政見通しというところでありますが、基本的なところは全てまちづくり総合計画にありまして、総合計画の計画期間8年間については、策定年度から8年後までの財政収支を見通して基本構想の中に位置づけております。それを前期、後期4年ずつに分けまして、その前期、後期ごとのシミュレーションも行っているところでございます。

これまでの答弁の中、でできれば早いうちにシミュレーションを皆さんにお知らせしたいというふうにお話申し上げてきましたけれども、なかなか重点プロジェクト、重要事業、今回新たに追加になりましたのが、給食センター基本計画できてまいりまして、基本計画の中には財源的な数値は出ておりましたが、スケジュール的なものがまだ出てきていないというところで、それらをどう今後の基本計画の中に位置づけるかというところで、来年度中には後期基本計画策定しなくてはなりませんので、その中でスケジュールについては、それらの事業については位置づけていきたいというふうに考えております。

あと、より細かなところといたしましては、実施計画、毎年度議員の皆さんにはお示ししておりますけれど も、4年間それぞれ、それぞれの事業についてどの程度の事業費を見込んでいるかというところはそこでご理 解いただけるかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

1番。

- ○1番(冨永創造君) その前に、あと何分ほどありますか。
- ○議長(大木義正君) 15分弱。
- ○1番(冨永創造君) ありがとうございます。

財政指標の改善ということで説明されるわけですけれども、実際の統計なりを見てみますとほとんど前年度 とか比べるとそんなに変わっていない、最近、そんなに低く差があるというはっきり見えるような下がりぐあ いではなく、うまくバランスをとりながら、私からの印象とすれば、やじろべえ的な財政バランスをとって、 そして進めているような印象を受けております。

そういった中で、財政、貯金に当たる部分ですね、財政調整基金、これは確かに平成29年、平成30年と9億以上になっております。平成6年が4億円と比べれば、はるかに貯金のほうはふえているなと思っております。ただ、予算をつくるに当たって、この財政調整基金が自由に使われるお金であるということからも、この財源をさらにふやす、ふやしていくそういう考えはあるのか、ないのか、この点についてお伺いいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 冨永議員の再質問にお答えいたします。

財政調整基金について、これからふやす考えはないかというところでのご質問かと思いますが、ふやしたいというふうに思っておりますが、先ほど町長答弁申し上げましたように、地方公共団体の財政調整基金の残高の適正規模をどのぐらいというふうに捉えるか、私どもの財政担当としては10%以上あればいいのではないかというふうに思っております。ですので、標準財政規模が45億円なので、5億円程度あればよろしいのではないのかというふうには思っております。それ以上に積めるような場合には、当該年度あるいは当該年度以降の複数年度で、どのような事業ができるかということで活用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。1番。

○1番(冨永創造君) そんなところで、なかなか財政調整基金、貯金に当たる部分、自由に使える部分が2倍 3倍とはなかなか大変であり難しいというところだと思います。ただ、平成28年度を見ますと、今の課長答弁 によれば10%以上であればよろしいのではないかという説明でありましたが、ほかの近隣市町村からすると、 実は平成28年度で10%以上20%、多くの市町村はそのような内容を示しております。確かに、会津坂下とかは 2%とか非常に少ない率で大丈夫なのかなと、三春町もそのような状況にあるわけです。ぜひ、これからいろ いろな事業、優先事業ということで見込まれるわけです。この財政調整基金及び積立基金合計、これがふえる ことで、やはり町民は安心できる健全な財政ではないのかなと評価できるのではないかと思います。

そして、質問なんですけれども、いわゆる基準、規模、財政、その中に、それに関して収入に当たる部分、 そして歳出に当たる部分、それを引くことで、平成6年以前は不足額を交付税ということで地方に回しており ました。しかし、平成6年以降、その収入の部分に臨時財政対策債をどかんと乗せて収支の部分が目減りして おります。そして、その目減りした、減った部分から支出を引いてそして不足分が生じる、その不足分が普通 交付税ということで、今、国のほうからおりてきていると。

そこで問題は、臨時財政対策債、これ町のほうの説明では積極的に活用する、そういう答弁をしておりますが、今後もその考えに変わりはありませんか。お伺いいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 冨永議員の再質問にお答えいたします。

臨時財政対策債の考え方につきましては、以前よりこの場でいろいろなご意見いただいております。ただし、町といたしましては、今、冨永議員おっしゃいましたように、臨時財政対策債については地方財政計画の中で、国のですね、地方財政計画の中で交付税総額が確保できなくなったので、その振替分で臨時財政対策債というもので賄っているということで、対策債ではありますが、これ交付税の代替措置でありますので、これを十分活用しながら町政の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

1番。

○1番(冨永創造君) 活用していくということでありますが、この臨時対策債に関して、確かに国から措置があると、いわゆるキャッシュバックだと思います。しかしそのキャッシュバックが、同僚議員も以前質問していますが、ちゃんと残高が減るように回しているのか。キャッシュバックされたもので自由に使えるお金です、これは。別な事業に使ってしまう、それがこの町の姿ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

臨時財政対策債、これの残高、今までの残高は30億円ほど平成29年度あります。ほとんどこの数値が平成27年、いや、26年も含めて変わっていない。つまり先ほど国からキャッシュバックがあると、であればキャッシュバックされたお金は一般財源に入るわけだから、この臨時財政対策債を減らすために使われていいのではないかと思うわけですけれども、この残高がほとんど減っていないということは、そっち側に回していないでほかの事業に一般財源ということで使ってしまっているのではないかと私はそう思うのですが、この点どう考えられているかお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 冨永議員の再質問にお答えいたします。

やはりちょっと捉え方について、それぞれの方でそれぞれあると思うんですが、臨時財政対策債については一般財源化するというところで自由に使えるお金だというふうに考えておりますので、臨時財政対策債を当該年度に借り入れたものは当該年度の事業に自由に充てるというところで考えております。ですので、それを返すためにそれを措置される、臨時財政対策債はもう今の額がほぼ固定、年度によって若干移動はありますけれども、この制度が続く限りはその額で残っていくものだというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。1番。
- ○1番(冨永創造君) 国と地方の協議の場における協議の概要に関する報告書、これ受け取っておるんですけれども、この臨時財政対策債に関して、ここに載っているんです。各自治体は行革をどんどん進めているんだが、逆に臨時財政対策債の残高がふえていき、実質的に地方債の残高が減らないと、そこで困っているとこういうことで、国のほうはそれに対してその対策で対応、臨時対策債、これ石田総務大臣になっていますけれども、臨時財政対策債を抑制できるよう努力していると答弁しているんです。こういった状況、環境の中で、我々はこういった環境があるというのを把握するべきであると思うんです。そういった中で、さらにこう臨時財政対策債を活用しますという答弁はどうなのかなという考えであります。これに対する質問ではないので、次に移らせていただきます。

全国に向けて、今、子供たちが出場するというそういうのを聞かれて大変うれしい限りであります。いろいろ支援、教育振興課のほうでされているんですけれども、さらにやはり今回、高知に行って全国大会をするというソフトボールチームがあります。こういった遠くになった場合の交通費等、親の負担は大変だと思います。そして、全国大会に行くことによってこの町のプロモーション、シティプロモーションがさらに高まっていき大きな宣伝効果も生まれると期待しているわけです。そういった中から、町長、ふるさと納税のほうから……

[「町長じゃない」と呼ぶ者あり]

○1番(冨永創造君) できない、教育長、はい、失礼しました。

ふるさと納税の中にも、やはり子供育でに関しての寄附ということで寄せられております。そういったところからの支援をかりて、こういった負担を軽減していくという考えはないかお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(佐藤 豊君) 1番、冨永議員の再質問にお答えいたします。

基準に基づきまして支援ということを図っているところでございますけれども、激励金などの支給のほかの お話がございました宿泊費、交通費など別途に補助することについても、今後検討してまいりたいと考えてお ります。

ただ、ご提案いただきましたふるさと納税につきましては、他市町村の状況等も調査しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(大木義正君) 30秒しかありませんけれども、再質問ございませんか。 1番。
- ○1番(冨永創造君) 積極的に考えていただければと思います。

最後になりましたけれども、児童虐待に関してであります。一応、事件が起きて国、それぞれ相談所等、緊 急の対策協議がなされたと思います。町はそのような対応をされたのか、緊急に矢吹町要保護児童地域対策協 議会とか呼んで対策を話されたどうか、この1点をお願いいたします。

- ○議長(大木義正君) 時間が参りましたので、ここで打ち切りたいと思います。
- ○1番(冨永創造君) ありがとうございました。
- ○議長(大木義正君) ここで1番、冨永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

再開は予定どおり1時から始まります。よろしくお願いします。

(午後 零時15分)

○議長(大木義正君) 定刻になりましたので、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇藤井精七君

○議長(大木義正君) 通告3番、12番、藤井精七君の一般質問を許します。 12番。

[12番 藤井精七君登壇]

○12番(藤井精七君) 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席の方々、本当にありがとうございます。

3月11日、あの悪夢のような東日本の大震災、そして東京電力福島第一原発からの事故、8年がなります。 2時46分、間もなくなります。8年前は、あの真新しい体育館で午前中、多分、中学校の卒業式、そして午後 から議会初日と思います。多分、総務委員長の山元町の視察報告がありました。そうしたら2時46分すごい揺 れ、私と同僚議員2人、計3名でいやそのうち休まるべ、落ちつくべなんていう話で議員席の下に潜った、隠 れたことをきのうのように思い出されます。また、福島県ではこの原発事故による風評被害、そして避難者、 まだまだ課題山積でございます。

それでは、通告に従いまして順次一般質問いたします。

地元の同僚議員、本当にいつも心配してもらっていますが、羽鳥の水関係で質問していただきました。私なりに質問したいと思います。

羽鳥ダムの現在の貯水状況、それを見ると本当にことしの米づくり大丈夫かという、私も現場2月24日見てきましたが、本当に水面はずっと下のようで、これは半分もたまっていないという、自分自身の目で確かめてまいりました。このような状況の中、矢吹原土地改良区の理事長として、また町の町長としていろんな対応をしていると思いますが、その対応を伺います。

また、作付をしても収穫まで至らないということも考えられます。町に助成、そういうお願いをするという ことも考えていただきたいということで質問いたします。

あの鳳坂峠の海抜822メーター、私が羽鳥の現場に行ったとき、本当にスノータイヤでなくてノーマルタイヤでもすいすい通行できる、そんな状況でございました。こうしてこれから始まる矢吹原の米づくり、本当に大丈夫か、本当に心配してきました。羽鳥湖の貯水量は元来2,600万トン、そして矢吹原土地改良区で使う使用量、水の限度水量は3,250万トンということで、最初から600万トン以上の水量は不足して米づくりをしようとするダムです。あとの残りは天からの恵みの雨、また台風の雨、そういうのを期待するしかほかありません。きょうも恵みの雨が降りましたが、なかなか役に立つような雨でなく通り過ぎていったようです。

こうした今までにない厳しい5月10日からの取水ですが、私が何回も言うようですが、水系の委員長をしている矢吹第3水系は、田んぼに入った水が川に落ちて、その川の水を再利用する落水を利用する、そして、この落水の利用ポンプアップ、この水系6台そういうポンプで稲作をしております。こうした地形的にも不利な条件、そして土質的にもくろぼこということで大変水のもちが悪い田んぼが多いのが現状です。こうしたことしの羽鳥の貯水量、果たして大丈夫かと多くの心配が私のところに声が上がっております。

また、この水系は恒常的に水が少なく、パイプラインであれば十分水が来るからという説明で国営のパイプラインの事業化、それに多額の地権者もお金を出して取り組みました。しかし昨年、この地域で水が来ないので、すみませんが田んぼをやめてくれませんかという願いを出して二十数町歩という田んぼを矢吹原から除外してもらいましたというか、地権者の協力があってそういうことが実現できましたが、パイプラインにすれば、水が十分来るとそういうことを信じて多額のお金を払ったのに田んぼをやめろとはひどい話じゃないか、まるで詐欺にかかったようだ、そんな声も何人かの人に言われました。本当に苦労が多い水系です。ことしもかなりの日数の断水、取水ということで、落水の再利用の米づくり、本当に果たして収穫ができるかと不安がよぎります。

そしてまた、水も来ないのに金だけを取るのかという、そういう声もここ数年言われ続けてきましたが、こ

としは特に厳しい声が今から聞こえてくるようです。儲からない水商売も間もなく閉店しなければなりません。 最悪の場合は、この水商売閉店という本当もう私は考えたことがあります。しかし、こうした田園の町矢吹、 これを守り続けていくためにも、この水商売閉店とするわけにはいきません。このような、多分ことしの稲作 状況は最悪の予想をしなくてはならないと思います。そのとき、町はどのような対応をしているか伺います。

次に、県道矢吹・石川線、矢吹・須賀川線の未整備の歩道計画は現在どのような状況にあるのか、町の知り 得る現在ということで伺います。

私も議員として6期、24年目に入りました。この県道矢吹・石川線の早期舗道実現をと、1期目の議員当選時から一般質問等、また、県南建設事務所にも行ってきました。この県道矢吹・石川線で何箇所か難所という場所がありましたが、特に私の地元の神田の坂道、また、新田の山から日陰になってしまうあの道路、しかし太陽光発電等でこの県道矢吹・石川線も随分凍結箇所が減ってきて、今は通勤通学に大変よい状況になってきておりますが、このようなまだ未整備があります。この南沢の信号から神田の町道の神田西線、あの丁字路まで未整備でございますが、この歩道、そしてこの歩道と同等、三神幼稚園、私何回も一般質問しましたが、三神幼稚園の入り口というか、そこも非常に通行に不便になっております。私の孫も今度、来年上級生になりますが、なかなか口が早くて、じっちゃん危ない入り口早く何とかできないのかいというような言葉も、おやじでなくてじさまに言うようになりました。本当にあそこは厳しい、通行に大変な道路です。

また、この須賀川・矢吹路線、中畑地区の寺内地内のバイパス工事という大きな事業も入ってきております。 私も黙っていてはますます遅くなってしまう、そういう思いで今質問していますが、町の現在知り得る状況を 伺います。

次に、図書館の今後の有効な利活用の計画はどのように進められているのかを伺います。

同僚議員が出しました議会広報、その中に、私を見て図書館の利用は善郷小学校の放課後児童クラブに決まってしまったんですかと何人かに聞かれました。私は、教育振興課からの説明では善郷小学校児童クラブ利用したいとの話は聞いたが、まだ決まったとは、聞き間違えかもしれませんが、私は決まったとは思いませんというか、そういう話はまだないんじゃないというような、聞かれた人に言いましたが、この善郷小学校、放課後児童クラブ決まったとしたらどのような経緯で決定したのか。また、複合施設内に図書館が入るのを知らない人もいます。今の矢吹の図書館は本当にいい場所だとそう言う方もいます。このような善郷小学校の放課後児童クラブ利用、十分な話し合いが持たれ、そしてそういう経過で決まると思いますが、クエスチョンですね、私が前に質問しましたが、あそこは、図書館は跡地利用には民俗歴史資料館、そういう場所にしたら大変矢吹の歴史を知る上でもいいんじゃないかというような質問をしましたが、そのような話は一つもなかったのか、その辺の経過をお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、羽鳥ダムの現在の貯水状況及び農家への助成についてのおただしでありますが、薄葉議員への答弁 と重複いたしますが、先月26日に開催した白河矢吹地区管理体制整備推進会議において、羽鳥ダムの現在の状 況や今後の対策等を協議し、ダムの貯水量を75%と想定した場合、取水開始日を5月10日に設定すること、7月からは1週間ごとに断水と取水を繰り返して8月の出穂時期の用水を確保したいとの説明を矢吹原土地改良区より受けております。

また、今後の対策といたしましては、取水開始後に用水が末端受益地までスムーズに流れ、各水系で用水が無駄に使用されないよう、管理や見回りを昨年以上に強化するとともに、受益者の皆様に平成31年度取水計画をお知らせし、最新の取水計画の情報を電話やホームページ等で確認できるよう対応を行い、計画的な用水の活用について推進してまいります。

町としましても、今後も気象状況の変動による水不足が続くことになれば、費用の問題等さまざまな課題はありますが、国の事業を活用し新たに貯水池等を整備するなど、水源の確保について支援を検討していく必要もあると考えております。

また、水稲の作付後、収穫まで至らなかった場合は農業共済制度がございます。これは、農業共済組合が窓口となり、農作物が被災し収穫量が減収した場合に備えてほとんどの農家が加入しており、被災した農業者の損失調査の結果、収穫量の減収等が認められれば、掛金に応じてその損失を補塡する制度であります。

また、新たな制度といたしましては、農業経営者の収入全体を対象とした収入保険制度があります。本制度の対象者は、青色申告を行っている農業者であること、基準収入に応じた保険料の納入であること等の要件はありますが、自然災害だけではなく、農作物の価格低下なども含めた収入減少をサポートする制度であります。町の対応としましては、被害状況の把握と情報収集に努め、国・県、農業共済組合及び町内両 J A 等と連携し、被害状況に合わせた支援や対応について検討してまいります。いずれにしましても、農家の皆様が安心して農業経営に取り組めるよう最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線における歩道計画についてのおただしでありますが、県道石川・矢吹線につきましては、石川町を起点として明新地内から神田、上宮崎地内を経由し、八幡町地内が終点となる一般県道であります。当該路線は、児童生徒の通学路として指定されている一方、本町を東から西へ横断する道路となっており、通勤経路及び物流路線として、自動車及びトラック等の交通量が多い路線でもあります。

これまでの当該道路の整備状況についてでありますが、平成17年度から着工した上宮崎地区の歩道整備について、延長350メートル区間が平成25年度に完了しております。しかしながら、議員おただしの県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線の交差点付近から神田多目的集会所付近までの区間については歩道が整備されておらず、児童生徒が通学する際に危険な箇所になっていることは認識しております。

次に、県道須賀川・矢吹線につきましては、須賀川市を起点として三城目地区から寺内、長峰地区を経由し、 国道4号を結ぶ一般県道であり、歩行者や自転車の往来も多い通学路でもあります。当該路線の整備状況につ きましては、長峰地内の光南高校南側付近において、道路改良及び歩道整備工事を現在も施工中であります。 また、寺内地内につきましてもバイパス化を図るために福島県による用地測量及び用地交渉を行っており、町 といたしましてもスムーズな工事の進捗が図られるよう、県と連携し用地交渉等を行っております。

議員おただしの当該路線の一部歩道未設置区間についてでありますが、三城目地区から国馬歯科医院付近までの区間、延長800メートル、片側幅員2.5メートルの歩道については平成28年度に整備が完了しております。

しかし、三神幼稚園入り口付近につきましては、現在、前後の幅員から極端に狭いボトルネック状態となって おり、車両がすれ違う際には危険な状況となっております。三神小学校からも近く、児童生徒の通学路となっ ていることからも、早期に整備が必要であると考えております。

県が管理する道路及び河川等に対する要望につきましては、福島県県南建設事務所主催による連絡調整会議を毎年開催しております。会議の中では、県道の改良工事及び歩道設置等の要望を12件、河川の改修等につきましては3件を要望しており、議員おただしの県道2路線につきましては最優先で整備すべき箇所として、県南建設事務所長に対し要望をしております。今年度は5月16日と10月29日、2月25日と3回開催され、道路管理者である福島県に対し、県道石川・矢吹線の神田地区の歩道整備や県道須賀川・矢吹線の神田西地区の道路拡幅等とあわせて、県道整備に対する地域住民の要望、危険箇所の抜本的な事故防止対策等の事業化について強く要望してまいりました。

今後も連絡調整会議等を通して継続的に要望していくとともに、町といたしましても県と連携し協力体制を 構築しながら改善を図ってまいります。早期の事業化が困難な箇所等については警戒標識の設置及び路面標示 等の対策を行い、歩行者及び道路利用者の安全確保を図っていくよう県へ要望してまいりますので、ご理解と ご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 12番、藤井議員の質問にお答えいたします。

図書館の利活用の計画についてのおただしでありますが、現在の図書館は平成元年に建設され、親しみやすい身近な図書館として町内外から利用者が訪れております。その一方で、住宅街にあり場所がわかりにくいことや、駐車場や学習室が手狭であることについて、利用者から改善の声が寄せられていることも事実であります。

これらの課題に対応するため(仮称)矢吹町複合施設基本計画が策定され、「集い・学び・遊び・育むフロンティア広場」をキャッチフレーズに、集う人々の知識を深め、未来を担う人を育てる図書館を目指し、現在整備を進めていることについてはご承知のとおりであります。

複合施設整備後の現在の図書館の活用につきましては、現施設が新耐震基準を満たし耐震性に問題はなく、 再利用が可能な状況であることから、老朽化や不足している状況にある公共施設の代替施設として活用することにより、町の課題解消につなげることも一つの方法として検討を進めてまいりました。

その中で教育委員会において、現町図書館の跡地の利活用については歴史民俗資料館についても検討してまいりましたが、喫緊の課題として挙げられたのが善郷小学校の放課後児童クラブであります。善郷小学校の放課後児童クラブは、4小学校の児童クラブの中で唯一専用の教室がないまま運営しており、家庭科室と図画工作室を児童クラブの教室として利用しているため、午後の家庭科と図画工作科の授業準備や授業の実施などの調整が難しい状況にあります。

この課題解消のために現図書館を活用することは位置的にも可能であることから、善郷小学校の放課後児童

クラブとしての再利用を教育委員会の活用案とすることについて、公共施設等調査特別委員会及び昨年11月28日の複合施設整備検討委員会において説明させていただいたところであります。

今後の具体的な対応につきましては、次年度に検討を深め方針を決定することとしておりますので、ご理解 とご協力をお願いいたします。

以上で、12番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。12番。
- ○12番(藤井精七君) それでは、羽鳥ダム関係です。同僚議員から再々質問いっぱいあったので、私はほとんど同じような質問しようと思ったので、ただ、私がこうした質問をするのには、この第3水系、先ほど言いましたようにポンプ7台、そしてポンプの管理者5名、本当に維持管理費かかるところです。それが収穫もできなくて、まだ第3水系の維持管理費、10アール3,500円ですが、銭ばっかり取って水も来ないのと、これ言われるのせつないんですね。だから私は町に直訴したんだけれども町に断られたと、そういう声を地権者の皆さんに訴えれば少しでも集金が楽になるかという思いでこういう訴えをしたわけですが、町長は理事長として、第3水系のこの困難な状況、どれだけ理解しているのかちょっと伺います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 12番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

羽鳥の水、例年大変な状況が続いていることについては皆さんもご案内のとおりでございます。昭和31年に 2,600万トン、当時ロックフィルダムとしては日本一の貯水量を誇る農業用水ダムとして竣工され、それ以来 六十数年経過しているわけでございますが、かつてこれほど水不足が大きくクローズアップされたことはございませんでした。しかしながら、異常気象というんでしょうか、こうした渇水状況が現実の課題として本土地改良区、また、矢吹町の農業者にとって重い課題を背負わせるようになったのは平成25年からでございます。 それ以来、毎年断水、取水、そういった措置をとりながら何とか大きな困難を避けることができてきたわけでございますが、ことしはどうやら今までの年とは違った様相を呈してきている。これについては藤井議員もご認識していただいているように、昨年の同時期が満水時の62%の貯水量、ことしにいたっては41%、先ほど多少の雨が降って改善されて46%の貯水量に現在あるということでございますが、これは昨年と同じように雨が降らないということになりますと、8月まで水がもたないということになります。

したがいまして、5月10日からの取水開始ということで、通常よりも10日間遅く水を取水開始にしても、種まきをして、そして皆さんが心配なく田植えができるかどうかということも大変心配でございますが、ただ、種をまいた方については田植えをさせないというわけにはいかないので、10日間取水開始を遅らせますが、5月6月にはふんだんに水を取水したといえども、7月からは1週間ごとに、1週間取水、1週間断水ということで、農家の方に土地改良区のほうから通知をさせていただきましたが、あのような断水措置をとらざるを得ない、したがって65%、70%から取水が始まるということになれば、7月いっぱいの取水で終了してしまう。

しかし、これをもってして田植えをして収穫ができないから、じゃ土地改良区はどうしてくれるんだ、町は

どうしてくれるんだということでございますが、これについてはなかなか難しい判断が必要かと思います。これが全地区同様に、例えば8年前の羽鳥のパイプラインが壊れてしまって取水ができない、そうしたことによって土地改良区としてさせていただいたことについては、賦課金を全額ではなくて多少減免をした経過がありますし、また、町としましても翌年度の種、種子の購入についても助成をしていただいたりというような措置をとってきました。

そういうことが起これば、当然土地改良区も町もそういった緊急の措置をとらざるを得ないということは考えておりますが、しかし、今現在、この先どうなるかわからないという未定、推定の部分については明言を避けていきたいというふうに思っております。対応をとらざるを得ないときは対応をとってまいりたい、そのように考えております。したがいまして、町のほうに断られたとかそういう話ではないということについてもご理解をいただければと思っております。

今後も雨が降ってくれることを祈りながら、なおかつ与えられた環境のもとで精いっぱい町としましても、 本土地改良区の理事長としても努力を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。12番。
- ○12番(藤井精七君) ぜひ、私も水商売閉店しないように頑張りたいと思いますが、最悪の場合はまた直訴します。

それでは、県道矢吹・石川線、また矢吹・須賀川線の歩道計画について再質問をいたします。

今、町長から答弁ありましたが、かなり一生懸命努力しているそういう姿、声は見えるんですが、このいつ というのは全然何年先、ある程度、二千二十何年、これは見通しつく、そういう確約たる県から返事は出ない のか、再度伺います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、12番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

こちらの県道の整備いつになるのかということでございますが、こちらは事業者といいますか、事業者は県でございます。大事なのは福島県として予算化がされるかどうか、これがポイントだと思いますが、先ほど町長答弁にもありましたように、町としてもこちらの2路線につきましては優先順位が高いということで、強く要望しているところでございます。あわせて町の要望受けまして、県南建設事務所としても本課のほうにはきちっと予算要望を行っているような状況でございますが、そういう中で、県全体の道路整備の中での選択であったり、集中優先道の中でなかなか予算化ができない状況にございます。

重要性の認識につきましては藤井議員と同様でございますので、今後も引き続き担当レベル、課長レベル、 そして首長レベルで状況に応じた要望活動を継続していきたいというふうに思っております。いつというのは 現時点では申し上げることはできません。申しわけありません。 以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。
- ○12番(藤井精七君) ありがとうございました。再質問ありません。
- ○議長(大木義正君) 以上で、12番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は午後2時ちょうどでお願いします。

(午後 1時41分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

あらかじめお知らせいたします。東日本大震災における犠牲者追悼のため、本日午後2時46分から1分間黙 祷を行いますので、休議することとします。

(午後 2時00分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長(大木義正君) 通告4番、2番、三村正一君の一般質問を許します。 2番。

[2番 三村正一君登壇]

○2番(三村正一君) 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席の皆さん、議会傍聴ありがとうございます。 本日3月11日、東日本大震災から8年目を迎えますが、震災関連で亡くなられた方々に哀悼の意をささげま すとともに、今なお続く避難されている方々、心身ともにお元気になられますことをご祈念申し上げます。

また、当時の矢吹町の被災状況は今も鮮明に覚えております。あの被災から復旧復興、そして現在の状況になるまでに回復できましたのは、国・県の支援と、町と町民の皆様が一丸となって取り組んだ成果であると認識しております。今後のまちづくりにも町民の皆様の声を町政に反映していただき、人に優しい住みよいまちづくりができますよう努めてまいります。

それでは、通知をいたしました質問をさせていただきます。

1点目は、道の駅の推進事業でございます。

道の駅やぶき地域協議会は、道の駅に係る実施計画、ブランディングマーケットの戦略、地域商社の設立などの研究、検討し、道の駅事業の円滑な推進と、地域連携による事業効果の発揮を実現することを目的として、平成28年9月16日に設立され、28年度は地方創生加速化交付金、29年、30年度は地方創生推進交付金の事業補助金により運営されております。そこで、道の駅やぶきの地域協議会の活動状況についてお尋ねします。

道の駅やぶき地域協議会、以後、協議会といいますが、この協議会の役員構成、29年度、30年度の事業計画、 収支計画、補助事業実施計画、報告書類、株式会社流通研究所との29年度、30年度の契約状況、見積もりの明 細、報告書類、平成31年度の事業実施計画書、予算書の明細書についてお尋ねをいたします。

次の第2点目でございますが、実証店舗の活動についてお伺いいたします。

実施計画書、実施報告書、予算書、収支報告書及び明細書、株式会社流通研究所との契約見積もりについて

お尋ねをいたします。

3点目ですが、平成31年度の事業の進め方についてお尋ねをいたします。

2項目でございますが、子ども子育て支援についてお伺いをいたします。

放課後児童クラブについて、町は放課後児童クラブについて、善郷小については5年生、6年生の預かりを 保護者了解のもとに預からないとしておりますが、どのような経過でこのようになったのか、どのように取り 組んできたのか、これの原因と今度どのように支援していくのかをお尋ねいたします。

次に、待機児童対策でございます。平成30年度は待機児童が解消されたと安堵したところであります。平成31年度に発生見込みの待機児童について、発生が予想されているとされておりますが、どのように捉えて、どのように取り組んで支援していくのかをお尋ねいたします。

3点目ですが、民営化した保育園との協定内容でございます。昨年より民営化したあさひ保育園について、 平成31年度より認定保育園と組織が変更になります。また、定員が110名より90名に減員されることになりま したが、民営化したときの協定書などで違約条項、どのような場合に無償で貸し付け中の土地建物の返還請求 ができるのかをお尋ねいたします。

大きな項目の3点目でございますが、事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

1つは、新町西側エリア開発と新町西道路についてでございます。新町西道路が完成間近となっております。 陳情採択等の点から鑑みますと、西側エリアの開発と一体で進めるべきでございますが、新町西道路のみが先 行しております。直近の議会では、複数の大型量販店が進出されるとご答弁いただきましたが、その後の経過 をお尋ねします。また、開発エリアの地権者会の経過についてもお尋ねをいたします。

2点目でございますが、農業振興マスタープランと農業生産法人についてお尋ねをいたします。町内の農家 アンケートを基礎に農業振興マスタープランの作成の検討と、将来の担い手不足の対策として町が中心となっ た農業生産法人の設立について、どのように検討されているかをお尋ねいたします。

3点目でございますが、ブランド開発の取り組み状況についてお尋ねをいたします。町はブルーベリージャムやいいなづけ、カブトエビ農法、桑の葉、菜種油の搾りなど、ブランド開発に取り組んできておりますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上、通告いたしましたので、ご回答のほう、ご答弁のほうよろしくお願いをいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、道の駅やぶき地域協議会の活動状況についてのおただしでありますが、さきの12月議会において三村議員へ答弁いたしましたが、道の駅推進事業につきましては、現在、道の駅の整備に向け、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県の行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で取り組んでいるところであります。

本町では、道の駅の整備に向けた具体的な取り組みのため、道の駅やぶき地域協議会より提出された補助金 交付申請書に基づき当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付決定を行っております。また、道の駅 やぶき地域協議会と受託者との契約内容についてでありますが、平成29年度は道の駅やぶきブランド力強化及び仮設実験店舗事業支援に関する業務であり、委託料は約2,493万8,000円、業務内容は地場農産物を活用した商品開発計画策定業務等の支援業務となっております。平成30年度は道の駅開業に向けたブランド力強化支援に関する業務であり、委託料は2,492万3,000円、業務内容は仮設実験店舗の開設、運営等の支援業務となっております。

今年度の実績等につきましては、1月に開催した仮設実験店舗運営部会及び特産品開発等推進部会でのご意見と、2月に開催した道の駅やぶきシンポジウム2019で行われたパネルディスカッションでのご意見等を踏まえ、今月22日に開催予定の道の駅やぶき地域協議会総会に向け報告書の取りまとめを行っているところであります。報告書が提出され次第、議員の皆様へご報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成31年度の事業計画及び予算等につきましては、道の駅やぶき地域協議会において、来年度に総会を開催し決定することとなっております。いずれにしましても、道の駅やぶき地域協議会を中心に、平成35年度中の道の駅の開業に向け、町民等の機運の醸成を図るために具体的な取り組みを進め、本町のさらなるブランド力強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実証店舗の活動状況についてのおただしでありますが、さきの12月議会において三村議員へ答弁いた しましたが、道の駅やぶき地域協議会と受託事業者である株式会社流通研究所との契約に基づき、昨年9月19 日から10月16日の期間限定で仮設実験店舗、おいしい矢吹マルシェを開設いたしました。

本事業は、道の駅やぶき地域協議会の前年度成果を踏まえ、期間限定で国道4号沿いに店舗を開設し、地域 農産物等の直売や特産品等の試験販売、地域の情報発信等を行い、利用者のニーズや店舗の運営体制等につい て検証することを目的に実施いたしました。平成30年度の委託料は約2,492万3,000円であり、このうち仮設実 験店舗に係る経費は約1,100万円となっており、その内訳は、仮設実験店舗の開設、運営にかかる直接人件費 と仮設店舗の開設費、イベント開催経費、広告費等となっております。

また、先ほどの答弁と重複いたしますが、仮設実験店舗等の実績等につきましても、1月に開催した仮設実験店舗運営部会でのご意見や、2月に開催した道の駅やぶきシンポジウム2019で行われたパネルディスカッションでのご意見を踏まえ、今月22日に開催予定の道の駅やぶき地域協議会総会に向け、農産物や食品などの部門別や日ごとの売上高、客数、出荷者や消費者アンケート、運営体制の検証結果を初め、報告書及び道の駅の開業に向けた課題整理と取り組みの提案とあわせて取りまとめを行っているところであります。報告書が提出され次第、議員の皆様にご報告いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、平成31年度の事業の進め方についてのおただしでありますが、道の駅やぶき地域協議会におきまして、 来年度に総会を開催し、平成31年度の事業計画及び予算等を決定することとなっております。また、先ほどの 答弁と重複しますが、今月22日に開催予定の道の駅やぶき地域協議会総会に向け、農産物や食品などの部門別 や日ごとの売上高、客数、出荷者や消費者アンケート、運営体制の検証結果を初め、道の駅やぶきの開業に向 けた課題整理と取り組みの提案など、取りまとめを行っているところであります。

来年度以降は、成果をもとに新商品の開発や人材研修を初め、仮設実験店舗を運営し、既存の農産物や加工品、趣味等で作成した品を販売する中で、町内の観光資源やブランド商品の発掘等に向けてニーズの分析調査を行う予定であります。今後も引き続き、道の駅やぶき地域協議会を中心に矢吹総動員で取り組み、平成35年

度中の道の駅の開業に向けて、町民等の機運の醸成を図るために具体的な取り組みを進め、本町のさらなるブランド力強化に努めてまいります。

なお、道の駅推進事業の財源につきましては、地方創生推進交付金を活用する予定であり、補助率については2分の1で、町の負担分については5割が普通交付税、残りの5割が特別交付税により措置されることとなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西側エリア開発についてのおただしでありますが、さきの12月議会において三村議員に答弁いたしましたが、新町地区に大型店舗等の進出の意向を示している企業等とは現在も引き続き協議を行っております。企業からは、大型店舗等2店同時での出店計画であることから、企業間の調整に時間を要していると伺っておりますが、国道4号の4車線化事業について、国土交通省東北地方整備局より現道の拡幅と一部バイパスの2つのルート案が示されていることから、進出企業としては4車線化の動向を注視しているものと考えております。

町といたしましては、当該地区に大型店舗等が進出することにより、雇用機会の拡大、町民の利便性の向上、 交流人口の増加等、町の発展に大きく寄与すると考えており、今後も早期実現に向け企業に対し強く求めてま いります。

次に、新町西線の進捗状況等につきましては、本路線は平成30年5月に道路改良工事に着手し12月完了を予定しておりましたが、上下水道工事もあわせて整備するに当たり、施工方法等についての協議、調整に時間を要したため、工期を延長し、現在、3月の完成を目指し鋭意取り組んでおり、残る舗装工事につきましては平成31年度に計画し完了する予定であります。

次に、地権者会につきましては、平成30年11月に新町地区地権者会を開催しており、新たな代表者、組織運営について協議がなされております。その際、平成30年度新町地権者会の地区開発に関するアンケートを実施しており、地権者会の必要性、具体的にどのような開発を望むのか、役員選出等についてのアンケートがなされ、現在、集計作業をしており、今後の方針等について協議、調整を行っております。

現在、集計中のアンケートでは、多くの地権者が当該エリアの一体的な面的整備を望んでおり、町といたしましては引き続き、地権者会の新たな代表者選任に向けての働きかけや、会の再構築に向けてのサポートを行ってまいりたいと考えております。

また、乱開発防止策についてでありますが、現在、新町西線を含むエリア全体の具体的な道路整備は、具体的な計画策定には至っておりません。しかしながら、町といたしましては、民間の開発計画の進捗にあわせ、今後、エリア内の道路整備や上下水道等のインフラ整備計画を検討してまいりたいと考えております。さらに、矢吹町都市計画マスタープランに基づいた土地利用と用途規制にあわせ、地権者会及び地元住民の皆様の意向を踏まえつつ、開発計画がスムーズに進展するよう、進出予定の企業と事前協議を重ねてまいりたいと考えております。本路線につきましては整備効果が高い路線であり、西側地域の幹線道路として早期供用開始に向け鋭意、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業振興計画と農業生産法人についてのおただしでありますが、本町では、地域の農業の担い手確保を図るために強い農業づくりを推進し、町内両 J Aや関係機関等、地域連携推進員と連携し、未来の農業を見据えた協議や意見交換等を継続して実施してまいりました。

平成30年の3月議会においても答弁いたしましたが、10年後の農業を見据えるために、農家の現状と今後の 意向や要望等について把握し、本町の農業の将来像を描くための今後の農業振興に係る意向調査としてアンケート調査を実施したところであります。

調査結果の概要でありますが、町の水田台帳に登録されている農家を対象として996戸にアンケート調査を 行い、461戸から回答をいただき、回収率については46.3%でありました。

主な調査項目については、農業経営形態や年齢層、後継者の現状、将来の農業についてなど17項目であります。回答の中で特に注目したいのは農家の年齢層であり、56歳から64歳までが134戸で34%、65歳以上が290戸で47%であり、合計すると424戸で全体の81%を占め、本町の農業は高齢の農業者が担っていることがわかります。

また、将来の農業経営に関する回答では、規模拡大を目指すが33戸で7%、現状維持が207戸で46%であり、合計すると240戸で、全体の53%の農業者が今後も農業を継続していきたいと考えていることがわかり、反対に、規模縮小や農地を貸したい等の回答は216戸で全体の47%であるため、農業の規模拡大や農業を継続していきたいと考えている農業者と、規模縮小や農地を貸したいと考えている農業者のマッチングが重要であると考えられます。

さらに、農業経営を続けるために必要なことに関する回答では、農業機械の共同利用や集落営農としての法人化等を必要と考える方が229戸、全体の56%となり、共同で行う集落営農や農業生産法人等により、地域が結集することで農業経営を継続できると考える農家が多数いるとわかりました。なお、この調査結果につきましては昨年8月の広報やぶきに掲載しております。

町といたしましては、今回実施したアンケート結果をもとに、町内両JAを初め関係機関等と連携し、今後の町の農業を見据えた計画策定を検討するとともに、農地の貸し借りに関するマッチングと、集落営農の推進及び農業法人化等に関する支援について検討を深め、農業の活性化を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ブランド開発の取り組み状況についてのおただしでありますが、まず、付加価値を高めることによる矢吹産米のブランド化に向けた取り組みにつきましては、善郷小学校、中畑小学校、東京農業大学、タレントの大桃美代子さんなどの協力を得ながら、カブトエビを活用した有機農法による田んぼの学校を行っております。

このカブトエビにつきましては、田んぼに生えた雑草を餌とするほか、水中を泳ぎ回ることで水を濁らせ、 雑草の光合成を防ぐ除草効果があるなど、昔ながらの有機農法であります。今年度の大池の圃場においては、 数匹のカブトエビを確認できましたが大量発生までには至っておらず、引き続き、東京農業大学から助言をい ただき、大量ふ化に向けて実験を行っているところであります。

このカブトエビ農法が定着し、有機農法を実践できれば、付加価値がついた矢吹産米や、やぶき桃米というブランドとして確立することができ、農業者の所得向上が期待されるところであります。今後も、有機農法の実践についてさまざまな研究、実験を行いながら、昔ながらの自然に配慮した農業の実践に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農産物及び商品等のブランド化でありますが、道の駅やぶき地域協議会において、平成28年度にマー

ケティング調査、新商品の開発戦略立案を行っております。また、新商品の開発等に関しましては、町内産米を製粉した米粉を活用した商品の開発に向け、商品開発の実績を持つ講師を招き試作講習会を実施するほか、町内事業者とともに試作品づくりを実施し、平成29年2月に開催したシンポジウムにおいて、シフォンケーキ、米粉パン、ブルーベリー入り米粉パンを成果品として報告し、試食を行っております。

平成29年度には、特産品の試作・製造・販売等に関する取り組みとして、光南高校の生徒を対象に広くアイデアを募り、集まったレシピをもとに町内の飲食店での商品化を図り、やぶき軽トラ市で販売実証を行ってまいりました。さらに、矢吹町のブランド酒づくりを目的として、神田行政区、町内の酒蔵、姉妹都市である東京都三鷹市と連携し、酒米づくりから商品開発を行った日本酒、開拓のうたが完成いたしました。

今年度においては、これまでの道の駅やぶき地域協議会による成果を踏まえ、期間限定で国道4号沿いに仮設実験店舗、おいしい矢吹マルシェを開設し、町内の生産者や福島県内唯一の農業者研修教育施設である福島県農業総合センター農業短期大学校の農作物等の直売、おいしい矢吹マルシェ限定の出荷者がこのために開発したオリジナル商品を販売いたしました。

また、昨年11月に開催したやぶき食卓博覧会では、家庭料理のレシピを募集し、これらを1冊の本にまとめたやぶきごはんレシピ帖が先月完成いたしました。応募のあったレシピについて商品化の検討を行うことを目的としており、来年度以降、商品化に向けた検討を進めてまいります。

さらに、本町ならではの魅力ある地域産品等を矢吹ブランドとして認証し、全国に向けてPRすることで、 矢吹町の魅力ある産品等の認知度やイメージを高め、生産者、商業者等の所得向上等に寄与する矢吹ブランド 認証制度についても導入を図ってまいります。

今後も引き続き、道の駅やぶき地域協議会を中心として、矢吹総動員で平成35年度中の道の駅の開業に向けて取り組み、町民等の機運の醸成を図るために具体的な事業を進め、本町のさらなるブランド力強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 2番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブについてのおただしでありますが、放課後児童クラブにつきましては、放課後や 夏休み等の長期休業時に、保護者の就労等により家庭において面倒を見ることができない児童について安全を 確保するとともに健全な育成を図ることを目的に、町内4小学校において設置しております。

各児童クラブの定員に対しての平成31年4月入所申し込み人数につきましては、矢吹小学校が定員70人に対して76人、善郷小学校が定員120人に対して133人、中畑小学校が定員50人に対して34人、三神小学校が定員50人に対して35人となっております。定員を超える申し込みとなった矢吹小学校と善郷小学校につきましては、事前に入所申し込みの案内でお知らせしているとおり、1年生から3年生の入所が優先されるため、矢吹小学校は6年生6人、善郷小学校は5年生8人、6年生2人の合計16人の入所を保留として決定し、2月に保護者へ通知させていただきました。

本町においては、児童クラブの利用対象は、平成26年度までは小学校1年生から3年生までとして、各児童クラブの定員は、矢吹小学校45人、善郷小学校90人、中畑小学校25人、三神小学校25人となっておりました。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、対象が小学校6年生までに拡大されたため、関係機関の協力のもと、使用する教室を確保した上で、定員を矢吹小学校70人、善郷小学校120人、中畑小学校50人、三神小学校50人に拡充し実施してきた経過がございます。

児童クラブの実施に当たっては、矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、支援員の数のほか、専用区画の面積が児童1人につき1.65平方メートル以上でなければならないと定められております。現在使用している教室数では、現在の定員を超える児童を受け入れる場合、この基準を満たすことができないこととなります。

さらに、定員を拡充するための新たな教室の確保につきましては、学校等での場所も限られているため大変難しく、当面、現在の教室数で運営を続けていく考えであります。今後、放課後の時間帯に利用しない特別教室の一時利用や余裕教室の使用について、小学校と継続した検討及びほかの方法についても検討を行い、子供たちの安全で良好な環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、待機児童対策についてのおただしでありますが、待機児童を解消するためには、保育の受け皿を確保することとともに保育士の確保が必要不可欠となってまいります。本町では民間活力により、0歳から2歳の子供を保育する小規模保育事業所が平成29年4月に1園開所し、新たに12人分の受け入れ枠が確保されました。全国的にも保育施設の整備が進められておりますが、施設の数がふえることによって、公立、私立を問わず保育士の確保が全国的に大きな課題となっております。

そこで、本町では、保育士確保に向けて町内の認可保育園等へ就職をする新卒の保育士へ就職準備資金として30万円以内の貸し付けを行う就職準備金貸付事業を、また、町内の認可保育園等に勤務することが決定した潜在保育士へ10万円を給付する人材確保給付金を平成29年度より実施しております。 2月末現在で就職準備金は延べ8人、人材確保給付金は延べ8人に、それぞれ貸し付け、給付を行いました。

さらに、平成30年度には、保育施設等が実施する保育士等の宿舎の借り上げに要する経費に対し補助金を交付する宿舎借り上げ支援事業を開始しており、2月末時点では1施設4人の宿舎借り上げに対し補助金を交付する予定であり、対象保育士の就業継続支援と保育士が働きやすい環境の整備に取り組んでおります。

また、県内の保育士養成を行う郡山女子短期大学部等へ出向いて、本町の保育士確保のための助成事業と民間保育園等の情報提供については今後も続けてまいります。さらに、民間保育園等でも県が主催する保育士就職フェアへ出展するなど、保育士確保に向けた取り組みを行っております。

教育委員会と保育事業者が一体となり、さまざまな手段を講じて保育士確保に向けた取り組みを行っておりますが、厳しい状況であるのも事実であります。本町の平成31年度の待機児童数につきましては、2月上旬に入所決定を行った段階では、平成31年4月1日現在で2人の見込みとなりました。しかし、4月1日利用希望の方の最終的な申し込み期限が2月28日でありましたので、入所決定後、2月末までに受け付けた4月1日利用希望の申し込みが8人おります。これらの方々の入所の承諾・不承諾につきましては、3月中旬までに決定することとなりますが、例年2月以降は転勤等により町外への転出が決まる方もおりますので、入所決定した方のうち引っ越し等の理由による入所辞退が数人発生する場合がございます。現在、そのような理由で入所辞

退された方が数人おりますので、利用申し込みのある年齢児と利用希望施設の年齢児別の受け入れ可能数を確認しながら利用調整を行っておりますが、待機児童が数人発生する可能性があります。

また、今後の見通しとしましては、例年、10月1日現在の待機児童数が20人ほどとなっていることから増加することが予想されますが、年度途中に退所する人数や、産休、育休から復帰する保育士の有無など各保育園の状況の変化に伴い、年度途中で受け入れ可能数が変動することがあるため、今後申し込みされる方全てが待機になるとは限りません。平成30年度の年度途中の入所者数は延べ35人でありましたので、必ずしも利用希望のある方全ての受け入れができないという状況ではありませんでした。

今後も保育事業者と保育士確保の協議を深めながら待機児童解消に向けた支援策を検討し、保育士確保に当たっては引き続き最大限の努力を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、民営化した保育園との協定内容についてのおただしでありますが、あさひ保育園については、平成29年4月より学校法人聖和学園と町との共同保育を1年間行い、保護者と保育園と町の3者が連携協力し、平成30年4月より児童や保護者が戸惑うことなく、スムーズに民営化への移行を進めたところであります。

平成30年度以降の民営化移管後においても、矢吹町立あさひ保育園移管先法人応募条件をもとに、保育内容等については保護者と十分協議し、事前に説明を行い、理解を得た上で実施することとし、急激な保育環境の変化が生じることがないよう町と覚書を交わしております。

運営条件については、あさひ保育園の保育内容や行事等を継承することを基本とし、延長保育及び障害児保育の実施、地域との交流事業の実施、保育サービス拡充の提案などであります。さらには、保育士の職員配置最低基準等の遵守や保育士の処遇改善の取り組み、職員を積極的に外部研修等に参加させることや園内研修の実施等、職員の資質向上に努めるといった内容であります。

また、民営化したあさひ保育園の財産の取り扱いについては、土地は無償貸し付け、建物は無償貸与とし、貸し付け期間を平成30年4月1日から平成41年3月31日までとし、備品は無償譲渡としております。ただし、期間中において、土地貸し付け、建物貸与について、本町の承諾を得ず保育園用地や建物を保育園以外の用途に供したときや、みずから保育園を運営しないとき、その他契約を継続しがたい重大な背任行為があったときなど、条件を守れない場合においては契約を解除することとしております。

現時点においては、契約解除となるような事態は想定しておりませんが、そういうことがないよう、保育園の運営については2年に1度福島県が実施する監査において町が立ち会うほか、運営費負担金を毎月支払う際に、園児の状況や園児数を把握するとともに、町教育委員会が主催する定例校長園長会への出席、年3回の教育長訪問など定期的に行い、園の保育状況や園児保育の状況を確認しております。

このように、民営化後も保護者が安心して子供を預けることができますよう、町としても積極的に関与しながら、地域に求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に保育運営に反映できるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) それでは、地域協議会についてお尋ねをいたします。

地域協議会の規約についてお尋ねをしますが、規約の第3条の2で地域協議会は事務の一部を地域協議会以 外のものに委託することができるとありますが、事業ベース、金額ベースでも事務のほとんどを株式会社流通 研究所に委託するような実態でございますが、これは規約に違反していないのかどうかをお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。 地域協議会から委託でありますが、事業について一部民間のほうに委託をしております。金額的にはそうで ありますが、事務につきましては地域協議会のほうで実施しておりますので、規約に違反はしていないという ふうに認識しております。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 今の一部というような形の説明あったけれども、ほとんどの事業、2,500万円の交付に対して、二千四百九十何万というようなほとんどの金額ベース、それから、事業もここに書いてあるように、道の駅の地域協議会の法人化とか、いろんな形の中で全部包括して事業を委託しているような状況でございますので、一部じゃなくてほとんど丸投げのような状況になっているんじゃないかなということでございますが、それでも問題はないのかお尋ねをいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

- ○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。 繰り返しになりますが、事業につきまして委託はしておりますが、業務につきましては町の職員も常にかか わって行っておりますので、違反はしていないというような認識をしてございます。 以上です。
- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 事務のほうが農業振興課のほうで行っているからというような形でございますが、これの面で見ると、ほとんどの事業が流通研究所の契約ということで、金額二千四百何万というような委託契約書の金額は流通研究所のほうにお支払いをしているのかどうかをお尋ねします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 先ほど答弁にもありましたとおり、二千四百何がしというふうな契約しているというふうな説明をいたしましたが、その金額は当然契約金額でありますのでお支払

いしてございます。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 今、金額が支払われているということで2,492万2,000円の支払いがなされていたと、30年度についてはということで、これで一応補助金の2,500万円に対してほとんどの金額が流通研究所に渡っているというふうなことが確認できたと思います。

その上でお尋ねしますが、平成30年度は地域協議会が町に2,875万8,000円の補助金を申請して2,800万円交付金が出たと、それで差額は町で78万を負担したというような形になっておりますが、その中で開拓ロードの整備費用、視察研修等で375万8,000円を引いた残りを支払っているような状況でございます。

それから、平成28年度は3,500万、29年度は3,270万、30年度は先ほどの2,875万で、この道の駅の事業推進に対して9,645万円を地域協議会のほうに補助金の交付がなされておりますけれども、その中の7,286万円、3年合計で28年2,300万、29年が2,493万7,000円、30年が2,492万3,000円と、約7,300万の金額が流通研究所に渡っているような状況でございます。これは丸投げと言うんじゃないのかということで私は感じております。このような状況が正常でないと感じますが、お考えをお尋ねします。

○議長(大木義正君) ここで、黙祷のため休議いたします。

(午後 2時45分)

○議長(大木義正君) 再開します。

(午後 2時47分)

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会の活動でございますが、確かに報告書やら情報の収集、そういったお金のかかる部分は企業のほうに委託をしているわけでありますが、地域協議会そのものの運営については町のほうでやっております。この国のほうの交付金につきましても職員の人件費、あとは地域協議会の協力していただいております国・県を初め町内の各農商工の団体の方のそういった人件費とか、あと旅費等につきましては事業費の対象になりませんので、事業費のほとんど、お金のかかる分について7,280万円というふうな金額ありましたが、そういうふうな形になっておりますが、あくまでも地域協議会主体は地域協議会そのもので、産業振興課で担当しておりますが、そういったことで運営しているということでございます。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

2番。

- ○2番(三村正一君) ただいまの契約の話でございますが、28年度が2,300万、29年度が2,493万7,000円、30年度が2,492万3,000円と、いずれもこれは入札を行わず随意契約ではないかと思っております。1,000万円を超える金額を随意契約で進めること、2,300万ですが、これについては入札規定に抵触していないかをお尋ねしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。 この契約につきましては、町ではなくて地域協議会からの契約というふうなことではありますが、町の規定、 財務規則等に準用して、同じく町でやったとしても抵触はしていないというふうな形で、地域協議会のほうで も準用して行っているものでございます。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 随意契約が抵触していないということになると、今度はこの契約自体を公表しているのかどうかお尋ねしたいと思います。通常、一般競争入札なり、建物とか道路の工事とかの入札結果についての公表とか、そういった契約について透明性が確保されているわけなんですが、これらに2,500万、3年間で7,300万の契約を一緒に渡しているというような状況の中で、これが契約として公表が必要ないものかどうか、これをお尋ねいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 三村議員の質問にお答えいたします。

この地域協議会の契約行為につきましては、あくまでも地域協議会の規則等の中で実施するものでありますが、あくまでも担当しているものが産業振興課の職員ということでもありますので、町と同様の規則にのっとって実施しております。それで、今回のご指摘あります契約につきましては随意契約であります。随意契約につきましては、地方自治法施行令167条だったかと思いますけれども、それによります随意契約のときの理由を明確にしておりまして、その理由を付して随意契約しております。

なお、随意契約の内容につきましては、町の場合であっても指名競争入札の場合には結果を公表しておりますが、随意契約については公表していないところであります。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) それでは、この流通研究所が地域協議会のメンバーであった場合にも入札というか、そういった随意契約の対象で問題ないのかということをお尋ねしました。というのは、流通研究所が地域協議会

の事務局になっております。そういった中で、その事務局が随意契約の中で補助事業のいただいている金額の 補助のほとんどを、そこがお金がそちらへ動くということについては不透明な部分があるんじゃないのかなと いうふうに感じるものですから、その辺に問題があるのかないのか、お尋ねをいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会の会議の場に受託者であります流通研究所が同席しているということにつきましては、地域協議会のメンバー会員ではありませんで、町、事務局、町の補助者として報告書等事業のほう、受託者としてその場に、会議に同席しているというふうなことでございます。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 事務局の補助者であれば、随意契約は問題ないということでございますか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

メンバー、あくまでも受託契約をしたので会議には同席しているということで、会議に同席しているメンバーについて契約の相手方にはならないというふうなことで認識しております。当然、今現在も部会、協議会それぞれのメンバーには入ってございません。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。2番。

○ 9 釆 (三村正一尹))	(議長が販消を命じた発言)	
)		

○議長(大木義正君) では、暫時休議します。

(午後 2時59分)

○議長(大木義正君) それでは、再開いたします。

(午後 3時05分)

○議長(大木義正君) 先ほどの三村議員の発言は取り消させていただきます。それでは、再質問ございませんか。

○2番(三村正一君) 実証店舗についてお尋ねをいたします。

29年度実験店舗やっていただいたんですが、これ軽トラ市と大正ロマンの館での実証ですが、29年度に10万しか売り上げがない、これに人件費を加えると大きなマイナスになると、そういった中で1,200万の事業計画が組まれております。また、30年度農産物の売り上げ、28日営業したおいしい道の駅マルシェですが、売り上げが298万5,000円、仕入れが324万8,000円で26万3,000円の赤字になっています。これに人件費を加えますとかなり大きな赤字になるんじゃないかと、これにも26万3,000円の損益に対して1,200万円の費用がかかっております。

こういった状況になっているということで、もう少し私の考えを、時間がないから申し述べますが、もう少し矢吹の人たちの力を活用して、この2,400万なりをきちんと町の人たちの支援のために、ブランドとか道の駅をやりたい人を募って、その中で柱になる人をつくってやっていったほうが経費もかからなくていけるんじゃないのかなというふうに思います。そんなことでぜひ、無駄とか無理とかのないような、そういったような運営をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。あとは……

[「質問で」と呼ぶ者あり]

- ○2番(三村正一君) じゃ質問します。そのように進めていく考えはあるのかお尋ねをいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

2番。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

まさしくそのとおりだというふうに私も理解しております。ただ、赤字が出ているからというところではなくて、今回はあくまでも実証店舗というところでおいしい矢吹マルシェを運営した次第でございます。ことしのそうした課題、三村議員からもご提案いただいたところについても十分勘案しながら、平成31年につきましては矢吹の力を総結集しまして、よりよい道の駅をつくっていきたいというふうに考えておりますので、三村議員の考え方についても大いに参考にさせていただくことをあわせて答弁をさせていただきながら、私からの考えを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 残り1分20秒ありますけれども、再質問はございませんか。2番。
- ○2番(三村正一君) 31年度も同じように、丸投げをして事業をやっていくような計画で修正するような考え

は。

- ○議長(大木義正君) 丸投げとかとそういう表現じゃなくて、別な表現で。
- ○2番(三村正一君) じゃ、流通研究所に事業のほとんどを委託して進めるのかどうか、それについてお尋ねをいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

来年度、31年度の事業につきましては、これまで道の駅を今年度につきましてはある一定期間行ってまいりました。そういったノウハウ等も踏まえまして、また課題、問題点等も出てきております。そういった中で、やはり出荷者の育成というのが非常に重要になりますから、そういった方々の研修等も含めまして、そういった専門的プロフェッショナルの方々を招いて研修やら矢吹のブランド品の開発等もありますので、その辺について、最良の方法につきまして、新年度になるかと思いますが、地域協議会の中でそういったものを検討しまして、どこにどのような形で頼むのか、あと地域協議会みずからどのようにかかわって会員の皆さんにもかかわっていくかということにつきましては、地域協議会のほうでまた詰めていきたいと思います。

以上です。

○議長(大木義正君) 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は3時20分です。

(午後 3時10分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午後 3時20分)

◎会議時間の延長

○議長(大木義正君) ここでお諮りします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 加藤宏樹君

○議長(大木義正君) 通告5番、4番、加藤宏樹君の一般質問を許します。 4番。

[4番 加藤宏樹君登壇]

○4番(加藤宏樹君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、町道路整備についてでございます。

旧国道、奥州街道ですが、石川街道など主要道路の拡幅計画がなされています。都市計画道路としての規制 はどうなっているかをお伺いいたします。

次に、進出企業の予定があり、開発誘導道路として整備された新町西道路による今後のエリア開発、全体のエリア開発はどのように予定されているのかをお伺いいたします。また、エリア全体の開発は誰の主導で行われていくのかをお伺いいたします。

次に、白河信用金庫東支店さんから寿司屋王将さんへの道路、三、四年前につくられたかと思いますが、その後工事がストップしております。なぜストップしているのか、どうなっているのかをお伺いいたします。

大きい項目の2番、特別養護老人ホームについて。

特別養護老人ホームの土地賃貸借について、公募時の募集要項はどのような内容であったかをお伺いします。 また、事業計画ではどうなっていたのかをお伺いいたします。

たびたび町長答弁の中に土地賃借料の無料案が述べられておりますが、この無料案はどちらが提案したのかをお伺いいたします。

土地賃借料の免除等は当町にとっては損失と考えますが、町民の納得いく説明を求めます。

3番、財政についてでございます。

来年度予算書を見ますと基金の取り崩し、町債の増額となっております。複合施設や道の駅、さらには給食センター、幼稚園、小学校の統廃合問題、道路、水道などのインフラ整備と、今後莫大な支出が予想されるが、今後の財政シミュレーションを示していただきたい。

今後、社会保障費の伸びが大きくなると予想されます。我々の国民健康保険料や介護保険料など自己負担、 保険料や自己負担額は今後どのようになるかわかれば教えてください、お伺いいたします。

3番、保育料無償化という時代に突入しました。今後の見通しをお示しいただきたい。それと、給食費無償という取り組みを行っている市町村も既にございます。当町はその取り組みについてどのように思っているかお伺いいたします。

以上、通告のとおり答弁願います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、旧国道、石川街道などの主要道路の都市計画道路としての規制についてのおただしでありますが、 本町の都市計画道路は、国道4号、県道矢吹・停車場線、県道棚倉・矢吹線、町道では旧国道の北町・新町線、 石川街道の一本木29号線、田町・大池線の6路線が昭和33年に計画決定されております。全計画延長は8.94キロメートルで、6路線のうち整備済みは国道4号と矢吹・停車場線のみであり、整備率は33.7%となっております。

都市計画道路である主要町道の整備計画については、平成24年11月に住民説明会で示した復興に係る道路計画により、現在は町道一本木29号線の歩道整備を優先し、国の社会資本整備総合交付金により整備を進めてお

ります。

復興に係る道路計画では、主要町道の北町・新町線、一本木29号線、田町・大池線について全路線両側に歩道を設置した全幅13メートルで計画検討をしております。事業着手した一本木29号線については、通行者の安全を確保するため、車道の拡幅とまずは片側歩道の確保を目的とした整備について、説明会において関係者へ説明を行い、片側歩道を含めた幅員10メートルで用地買収等を行っております。将来的には両側への歩道設置を計画してまいりたいと考えております。

次に、町道の都市計画による規制につきましては、北町・新町線が10メートル、一本木29号線が8メートル、田町・大池線が8メートルの幅員で道路区域として計画決定しており、その道路区域内において建築規制がされております。この幅員については、さきの説明のとおり昭和33年時に計画決定されて以来、見直しがされておらず、町が計画した復興に係る道路計画で、将来必要と考える道路幅員と差異が生じております。

現在、町では、国が事業主体で進める都市計画道路国道4号の4車線化に向けたルート決定にあわせ、平成31年度に都市計画道路の見直しを予定しております。見直しの中で、未整備都市計画道路の現状の把握、交通実態調査を行い、将来人口の見通しなど課題を整理した上で、都市計画道路の必要性、幅員構成について検討を進め、良好な住環境の提供など将来のまちづくりに向けて、町の財政状況や地元意向を踏まえた整備優先順位を決定してまいりたいと考えております。

なお、都市計画道路の変更に伴う住民説明会や公聴会等の開催につきましては、国道 4 号の都市計画変更時期に合わせて開催してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、開発誘導道路としての新町西線による今後のエリア開発についてのおただしでありますが、三村議員への答弁と重複いたしますが、新町地区に大型店舗等の進出の意向を示している企業等とは、現在も引き続き 協議を行っております。

企業からは、大型店舗等2店同時での出店計画であることから、企業間の調整に時間を要していると伺って おりますが、国道4号の4車線化事業について、進出企業としては国の動向を注視しているものと考えており ます。

町といたしましては、当該地区に大型店舗等が進出することにより、雇用機会の拡大、町民の利便性の向上、 交流人口の増加等、町の発展に大きく寄与すると考えており、今後も早期実現に向け企業に対し強く求めてま いります。

次に、新町西線の進捗状況等につきましては、本路線は、平成30年5月に道路改良工事に着手し、12月完了を予定しておりましたが、上下水道工事もあわせて整備するに当たり、施工方法等についての協議、調整に時間を要したため、工期を延長し、現在、3月の完成を目指し鋭意取り組んでおり、舗装工事につきましては平成31年度に計画し完了する予定であります。

また、エリア全体の開発につきましては、平成30年11月に新町地区地権者会を開催しており、新たな代表者、組織運営について協議がなされております。その際、平成30年度新町地権者会の地区開発に関するアンケートを実施しており、地権者会の必要性、具体的にどのような開発を望むのか、役員選出等についてのアンケートがなされ、現在、集計作業をしており、今後の方針等について協議、調整を行っております。

現在、集計中のアンケートでは多くの地権者が当該エリアの一体的な面的整備を望んでおり、町といたしま

しては、引き続き地権者会の新たな代表者選任に向けての働きかけや、会の再構築に向けてのサポートを行ってまいりたいと考えております。

現在、新町西線を含むエリア全体の道路整備は具体的な計画策定には至っておりませんが、町といたしましては、民間の開発計画の進捗にあわせ、今後、エリア内の道路整備や上下水道等のインフラ整備計画を検討してまいりたいと考えております。

また、矢吹町都市計画マスタープランに基づいた土地利用と用途規制にあわせ、地権者会及び地元住民の皆様の意向を踏まえつつ、開発計画がスムーズに進展するよう、進出予定の企業と事前協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、白河信用金庫矢吹東支店から王将までの町道一本木32号線の整備予定についてのおただしでありますが、本路線は平成26年度より事業に着手し、全体延長約105メートルのうち、平成27年度に約40メートルの改良工事を実施し、平成28年度には用地買収及び建物1棟の物件補償を完了しております。

議員おただしの本路線の進捗状況でありますが、整備区間内に矢吹原土地改良区管理の既設水路があり、その改修工事等について東北農政局とのさまざまな協議に時間を要しております。また、本路線は社会資本整備総合交付金を用いて事業を実施しておりますが、近年、要望額に対し内示率が過去5年間平均で約50%程度と低い状況であり、計画的な事業を推進することが困難な状況にあります。

さらに、同交付金事業内での優先順位があり、町では、重点事業である(仮称)矢吹泉崎バスストップ整備 事業及び復興に係る道路整備計画道路である一本木29号線整備事業を優先的に進めております。

これらの理由から、本路線に優先的に予算を振り向けることが難しい状況でありますが、(仮称)矢吹泉崎バスストップ整備事業については完了することから、平成31年度には約65メートルの改良工事を実施する予定であります。次年度以降、早期の事業完了を目指し計画的に事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、特別養護老人ホームの土地貸借についてのおただしでありますが、本事業の公募につきましては、平成29年8月に矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者を広報やぶき及び町ホームページにてお知らせし、2事業者より応募がありました。同年11月には矢吹町介護老人福祉施設整備予定事業者選定委員会を開催し、社会福祉法人篤心会を整備事業者として決定いたしました。

議員おただしの募集要項における建設用地の要件につきましては、事業者で確保することとしております。 また、土地の取得が困難であり、やむを得ず借地による場合は、事業の存続に必要な期間、おおむね50年間の 地上権または賃借権を設定し、かつ登記をすることが必要と定めておりました。また、賃借権の水準は、法人 の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料または極力低額であることが求められるとされてお ります。

このことは、厚生労働省が平成12年8月22日付で発出した、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和についてで通知されているところであり、さらに、社会福祉法第58条第1項では、社会福祉法人に対し、補助金の支出または通常の条件よりも有利な条件で財産の貸し付けをすることが可能と規定されております。

なお、両事業者とも当該町有地を借地として利用するための賃借料を計上した事業計画書を提出しておりま

すので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、土地貸借無料案はどちらからの提案かとのおただしでありますが、先ほど答弁しましたとおり、整備予定事業者につきましては社会福祉法人篤心会と決定し、平成29年12月、篤心会の副理事長及び事務長が来庁され、町に対して本事業の説明とともに、地域包括ケアシステムとのかかわり、ボランティア団体の紹介など幾つかの要望事項があり、その中の一つに土地賃借料についての減免の要望をいただいたところであります。したがいまして、提案は篤心会からなされたものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、土地貸借料の免除等についてのおただしでありますが、さきの12月議会で三村議員に答弁いたしましたが、町有地の取り扱いにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等に基づく公有財産の賃貸借契約として締結を考えており、賃貸借期間については50年、賃借料につきましては、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときに当たることから、10年間無償で貸し付ける予定でおります。

町有地の賃貸借契約を締結することとしました経緯につきましては、特別養護老人ホーム整備事業は、第7期介護保険事業計画に基づいた介護保険行政を充実させる町の悲願であり、施設整備において土地取得は大きな課題となるため、公募に当たり町有地を候補地の一つとして紹介いたしました。

また、町有地の賃借料について免除することは事業推進に大きく貢献するものであり、県内でも自治体が事業者に対する支援策として建設予定地の公有地賃借料を免除している事例が多くあったことから、本町としましても当該町有地の賃借料の免除を行うことといたしました。

本施策により、施設経営がより安定し、利用者にとりましても質の高いサービスを安心して受けられるようになることで、住民福祉の向上、さらには町民の利益につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の財政シミュレーションについてのおただしでありますが、財政シミュレーションにつきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく計画的な財政運営の検証資料として平成28年度に作成をしており、財政指標のうち主に健全化判断比率や地方債の現在高等の推計値を算出いたしました。算出に当たっては、各種事業の事業費や事業期間、補助金の財源措置等、詳細な条件設定が必要となりますが、作成当時は未確定な部分を含んでいたことから、さまざまな条件での検証を目的として、全6パターンによる作成をしたところであります。

現在、前回作成したシミュレーションのローリングとして、概算の段階ではありますが、複合施設や道の駅、 給食センター等の大規模事業の概算数値を反映した上で算定をしております。この結果、健全化判断比率の推 計では、前回作成したシミュレーションのうち、パターン2と同程度の平成35年度で実質公債費比率13%台、 将来負担比率100%程度との推移であると把握しているところであります。

しかしながら、現段階では道の駅や給食センターの整備に係る詳細な財源等が確定していないことなどから、 精度の高いシミュレーションの算定には至ってない状況でありますので、各事業の詳細が確定次第、より精度 の高いシミュレーションとして作成し、検証を図ってまいりたいと考えております。

今後も、計画的な財政運営の検証資料として、財政シミュレーションのローリングによる検証を図りながら、 第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく効率的かつ効果的な行政運営、また、財政規律の確保を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 最後に、今後の国民健康保険料や介護保険料等の自己負担はどのようになるのかとのおただしでありますが、 初めに、国民健康保険の自己負担割合でありますが、国民健康保険法が施行された昭和33年に5割負担で制度 が開始され、昭和36年に世帯主が3割負担、昭和43年に世帯員が3割負担となりました。平成14年には3歳未 満の乳幼児が2割負担まで軽減され、平成15年には国民健康保険を含めて、全ての健康保険の自己負担割合が 3割に統一されました。

また、平成20年には2割負担の範囲が未就学児まで拡大し、同年には、老人保健医療制度にかわり、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度が自己負担割合1割負担または現役並み所得者が3割負担で始まったことから、国民健康保険の70歳以上75歳未満は2割負担または現役並み所得者が3割負担となりました。以上が国で定めた法定割合となります。

また、福島県では、地方単独事業として、昭和41年の国民健康保険給付費改善事業において県費助成事業を設け、乳児の自己負担割合をゼロ割とするよう市町村に対し指導を行い、昭和48年には県内全市町村で乳児の自己負担割合がゼロ割となりました。

なお、本町におきましては、従来から独自に乳幼児、児童に対する療養の給付を12歳まで、自己負担割合を ゼロ割としておりましたが、福島県においても、平成24年に東日本大震災を契機に子供の医療費助成事業が加 わり、18歳までの療養の給付について県内統一で自己負担割合がゼロ割となっております。なお、国民健康保 険における自己負担割合について、現時点では国の法定割合が変更となるような情報は入っておりません。

次に、介護保険料についてでありますが、日本の総人口は2050年には9,515万人となり、約3,300万人減少し、その結果65歳以上の高齢化率は40%へと上昇し、超高齢化社会を迎えると言われております。そのような状況の中で、日本の医療、介護、福祉などの社会保障給付費は、2010年に105.4兆円、2017年に120.4兆円と増加し、2025年には140兆円に達すると推計されています。

このように、社会保障給付費がふえ続ける要因の一つが高齢者医療及び介護給付費の増加とされております。 介護保険制度が開始された平成12年度の本町の介護保険料基準額は2,421円、全国平均は2,911円で、18年が経 過した平成30年度の介護保険料基準額は5,495円、全国平均は5,869円となっており、平成30年度の基準額は平 成12年度の基準額の2倍超となっております。

また、本町の介護サービス給付費につきましても、平成12年度は3億2万8,000円、平成29年度は12億2,748万9,000円であり、約4倍と大きな伸びとなっております。さらに、介護サービスを利用した際の自己負担割合につきましても、平成12年当初は1割でしたが、平成27年8月からは現役並みの所得がある高齢者の方については2割、平成30年8月からは、2割の方の中でもさらに所得の高い方は3割と、徐々に負担割合の引き上げが行われております。

団塊の世代が一斉に75歳となる2025年以降については、日本社会の高齢化はますます進行していくことが予想され、介護保険料及び自己負担の増加はより大きな課題となってまいります。

町といたしましても、介護予防事業及び自立支援型地域ケア会議の実施により自立支援を促すためのケアプランの作成等に注力し、より多くの高齢者ができるだけ住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう支援することで、介護給付費の抑制、ひいては介護保険料の抑制が図られ、町民の負担軽減につながるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 4番、加藤議員の質問にお答えいたします。

保育料無償化の今後の見通しと給食費無償化の今後の取り組みについてのおただしでありますが、本町では第6次矢吹町まちづくり総合計画において、7つの分野の一つの「未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります」の指針に沿って、子育て支援の充実を図るため、保育料等の無償化につきましては子育て支援策の一つとして重要な施策であると認識しております。

そのため、本町では近隣市町村に先駆けて、平成19年度から第3子以降の幼稚園・保育園保育料の無料化事業に取り組み、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりました。さらに、平成29年度からは町独自で幼児教育の段階的な無償化に取り組んでまいりました。平成29年度は幼稚園保育料の無償化、平成30年度は町内に居住する5歳児について保育園保育料及び町内の幼稚園預かり保育料の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってきたところであります。

このような中、国では平成31年10月から幼児教育・保育の無償化の実施を予定しており、具体的な手続等に関しての検討と準備が現在進められているところであります。本町においては国に先駆け、平成31年4月より、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児及び3歳児、4歳児の保育園保育料と、3歳児、4歳児の町内の幼稚園預かり保育料の無償化を町独自で実施するため、さきの12月議会において関係する議案について上程し、可決いただきましたので、現在、4月からの無償化に向けて準備を進めております。

国の幼児教育・保育の無償化の実施における財政負担のあり方は、自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担を基本とし、負担割合を私立の場合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1、公立の場合は市町村等の負担を10分の10としておりますが、初年度に要する経費は全額国費で負担する取り扱いとなっております。さきの12月議会において同様の質問に答弁させていただいたとおり、本町といたしましては、地方負担の割合にかかわらず幼児教育・保育の無償化を進めてまいりたいと考えております。

次に、給食費無償化の今後の取り組みについてのおただしでありますが、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、学校給食費については、学校給食法第11条に、設置者が負担するのは運営経費のうち施設整備費や人件費等とし、それ以外の食材費については保護者が負担すべきことと定められており、学校生活で使用する教材などの諸経費と同様に学校給食費も保護者の皆様にご負担をいただいているところであります。

また、平成31年度から幼稚園の弁当給食を予定しておりますが、小学校・中学校の学校給食費と同様、保護者の皆様にご負担をいただく予定であります。

近年では学校給食費の完全無償化、2分の1補助、3分の1補助や第3子を対象に無償化を実施するなどの 取り組みが県内の一部の自治体でも行われております。学校給食費の無償化につきましては子育て支援の一環 として有効な手段でありますが、現在、町では先ほど答弁いたしました子育て支援策のほかにも、児童生徒の 部活動などの公式大会出場の際の費用の補助や、町が全額負担して開催している小学6年生の夏期講習会、ま た、平成29年度より中学校において、個人資格の取得につながる英語検定、漢字検定、数学検定の各受検料を 町が全額負担する支援等を行っているところであります。

なお、本町の教育費の当初予算でありますが、予算額は平成20年度7億2,588万5,000円、平成25年度8億8,540万4,000円、平成30年度8億3,542万9,000円であり、子供たちのために執行させていただいているところであります

本町では、このように子育て世代の負担軽減に努めており、学校給食費につきましては今後も国や周辺自治体の動向を注視してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) それでは、再質問をいたします。

まず、最初のほうから、都市計画道路としていまだに整備されていないということですが、住民説明会は大 分前にあったはずなんですが、なぜ申請されていないのか、その辺教えてください。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路でございますが、先ほど町長答弁にもありましたように、都市計画道路の都市計画法上の認定というのは昭和33年に行っております。その後、復興道路ということで復興に関する道路ということで、震災後重点的に整備をしていきたいというような形での説明会を行いましたが、これも答弁と重複いたしますが、補助事業の予算のつきがなかなか思わしくないということもございまして、現時点で着手できているのは一本木29号線のみというような状況となっております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) 私が聞いたのは、都市計画道路としてきちんと認定をなぜ受けなかったのかということ を聞いているので、その理由を教えてください。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

- ○都市整備課長(福田和也君) 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。 都市計画道路の都市計画法上の見直しをなぜしなかったのかというような質問ということでよろしいでしょうか。
- ○4番(加藤宏樹君) 認定として申請しなかったのはなぜかということです。
- ○都市整備課長(福田和也君) まず、都市計画道路につきましては昭和33年に決定いたしました。その後、社

会情勢の変化であったり、その時点時点で見直す機会はあったのかもしれません。ですがなかなか、その幹線 道路の整備ということもございまして、補助事業との関連もある中で具体的な都市計画法上の見直しには至っ ていなかったというのが現状でございます。

こちらの路線でございますが、こちらも先ほどの答弁と重複いたしますが、国のほうで国道4号の4車線化に伴っての都市計画法上の見直しが次年度予定されております。それにあわせて、それ以外の現在認定を受けています国道4号以外の5路線につきましても、来年度当初予算に実は委託料を計上しておりまして、次年度、国道4号の見直しとあわせて都市計画法上の見直しを予定しておるところでございます。

以上であります。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

○4番(加藤宏樹君) 都市計画道路としての認定、これをしない限り住宅とか建物等は、工作物は建ってしまいます。早く認定をしてください。

それから、質問に変わります。

来年度からやるというような、今ご答弁でしたが、申請はじゃ再来年度くらいにできるということですか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

現在の予定ですと、次年度の業務委託で各種調査を行いまして、31年度いっぱいで業務委託で取りまとめを 行いたいと思います。そのうち関係機関との協議を経て、現時点では次年度、32年度の都市計画道路の見直し を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

- ○4番(加藤宏樹君) 32年度見直しじゃなくて、申請までいくのかどうか、要はちゃんと認定を受けるのかど うか、そこを聞きたいんでお願いします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路でございますが、昭和33年にもう既に認定を受けておりますので、今回行う事務というのは見直しでございます。見直しにつきましては来年度業務委託を行いまして、取りまとめを行いまして、見直しの申請を32年度に行う予定でございます。

以上であります。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

- ○4番(加藤宏樹君) それじゃ道路行政なんですが、一本木29号線ですか、旧石川街道ですが、拡張工事ということで現在も徐々に進んでいるわけですが、一つ交差点の問題で、みつわさんのところ、旧国道との交差点です。13メートルの幅員の予定かと思うんですが、当然交差点ですのでそれ以上必要になりますよね、大体15メートルぐらいは必要になるかと思いますが、一区自治会館と災害公営住宅の間に13メートルとれないような気がするんですが、その辺はどうなっていますか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

奥州街道につきましては、復興道路の説明会においては13メートルの幅員でということで、両側歩道ということで説明をいたしました。こちらの線については、都市計画上の幅員は8メーターでございます。都市計画道路としての8メーターでございますので、ただ、こちらの路線につきましては今後幅員も含めて歩道をどうするか、両側歩道にするのか、あとはその考え方としては、あえて道路を狭くして交通のスピードを落とす等の検討を行いながら、幅員のほうについては決定をしていきたいというふうに考えております。

交差点の関係ですが、現時点で一本木29と奥州街道の交差点につきましては、今の一本木29の計画上は災害 公営と一区自治会館には影響がない。ただ、ちょっと近くまでは入り込む部分がございますが、建物には影響 がないということでの設計となっております。

以上であります。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

○4番(加藤宏樹君) それでは、新町西道路の件につきましてお伺いします。

説明では、地権者会をつくって代表者をつくって、エリア全体の地権者会の方々はエリア全体の開発を望んでいるということで、結局、地権者会が主導して開発をしていくということですか、これは。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

開発の指導をするのはどなたかということでございますが、当然ながら土地の所有権利をお持ちになっております地権者の皆様が主体になるというふうに判断しております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。
 - 4番。
- ○4番(加藤宏樹君) 地権者、土地の所有者ですから当然土地の所有者は何をしてもいいという権利がございますので、そのようにやってもらっても結構だと思いますが、じゃ開発が進まない場合、町は開発の度合い、

程度を見ながら整備に協力するということですが、開発が進まなかったらば、あの道路は一体何になるんだという話になっちゃうんです。その辺、町は開発、その新しい2社の進出企業が本当に来るのか、来るのであれば約定書なり協定書なり、そういったものはあるのかどうかお伺いします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

産業振興課長、佐久間一幸君。

[產業振興課長兼農業委員会事務局長 佐久間一幸君登壇]

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(佐久間一幸君) それでは、加藤議員の再質問にお答えいたします。 新町地区に大型店舗の進出につきましては、その企業のほうから仮というんですか、そういった進出計画書 はいただいてございます。その際にも、当初の計画ですと31年3月までには工事終わりまして、4月からはオープンしたいというような話でございました。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。

○4番(加藤宏樹君) その2社が来てくれることを願っております。 それで、万が一、全体開発に賛同しない地主、地権者さんがいて、あそこに家を1軒建てるとかそうなった 場合は許可しますか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) 4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

例えば家の新築があった場合ということでございますが、当然ながら現在のその各種法令、規則等にあった 形での許可になるかと思いますが、そういう中でやはり今現在、地権者会の皆様はそういった段階の話ではな くて、全体としての開発を望んでおりますので、どのような形でどのような協議をするかはその状況に応じて 対応していきたいとは思いますが、まとまった形での開発が進むよう、町としてもそういった関係者に働きか けをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) かなりかじ取りの難しい案件だと思いますが、うまくやってほしいと思います。 それでは、次に信金さんから王将さんへの道ですが、東北農政局とさまざまな協議に時間を要したと申していますが、一体何が問題だったのか具体的に教えてください。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えいたします。

農政局との協議にどのような問題があったのかということでございますが、こちら、この路線の中間に矢吹原土地改良区の幹線水路が通っております。こちらにつきましては当然、事業の初期の段階からこの水路があるという、改修工事が必要だというのは十分把握をしておりました。

そういう中で、管理者である矢吹原土地改良区さんとは段階段階で協議をさせていただいて、おおむね了解 はいただいているところでございますが、国といいますか、土地の所有が農政局なものですから、基本的な合 意はいただいておりますが各種事務手続に、どうしても仙台の農政局との協議、それも土地改良区を経由して の協議ということでなるものですから相当時間がかかっているというような状況でございます。内容に問題が あって時間がかかっているわけではなくて、あくまで事務手続に時間を要しているということでございますが、 次年度改良工事行いますので、それについてはきちっと対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) 今の道路もそうなんですが、西線も道路延期ということでございます。予算をつけて決定して事業に取り組んでいるのに、なぜこうやって途中で延期になったりするのか、その辺ちょこっとだけ教えてください。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、4番、加藤議員の再質問にお答えします。

なぜ道路事業が進まないのかということでございますが、まずこちらは先ほど町長答弁ありましたように、 基本的には補助事業を有効的に活用してできるだけ単費を持ち出さない形で整備をしたいというふうに考えて おる中で、どうしても国の予算もなかなか厳しい、路線数も多いということでなかなか、担当課としてはぜひ 推進していきたいというふうには考えておりますが、どうしても国の予算がつかないということございますの で、あわせて、そうなりますと町の予算も、当初は予算計上して組んだとしても、やはり内示率が低いという ことで減額補正をしておるというような状況でございますので、予算がなかなか厳しいというような状況で進 んでいないということでございます。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) それでは、特養老人ホームについてです。計画書の中で相手方が出してきた賃借料というのは幾らだったのかお伺いします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

事業計画書の内容につきましては、開示しないというふうなことで今回の案件につきましては取り扱っておりますので、金額については申し上げられません。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

- ○4番(加藤宏樹君) それでは、10年間は無償ということですが、じゃ10年後は幾らで貸す予定なのか、わかれば教えてください。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

10年後どうなのかというふうなことでございますが、当該特別養護老人ホームの経営状況等をもって判断することとなるかと思います。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

- ○4番(加藤宏樹君) この土地賃貸借は、もう結んであるんでしょうか。お伺いします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。 契約は結んであるかというふうなことでございますが、結んでございません。 以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

4番。

- ○4番(加藤宏樹君) 確認なんですけれども、この土地の賃貸借は条例で無償にもできるしということですの で、議会に付託する案件でもなく、町長の判断ということで決定したという理解でよろしいかだけお伺いします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 加藤議員の再質問にお答えいたします。

条例規則等に基づきまして、町長の権限として決定いたしますが、これまで事前に議会の全員協議会等で皆 さんに説明をしながら、理解をいただきながら進めているという認識をしておりますので、ご理解いただきた いと思います。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) 国保について、今年度の国保料の減額、かなり国保料が減ったと思うんですが、その要因は何ですか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 今年度の国保料についてでございますけれども、国保につきましては都道府県 化というふうなことで、平成30年度から大幅に制度が変わっております。町が今年度から課税しております内 容につきましては、県が示しました本算定に基づく金額より若干高い金額ではありますけれども、そういった 金額を参考にしながら出した金額でございます。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。4番。
- ○4番(加藤宏樹君) その原因を知りたいんです。人数が減ったのかとか、例えばあとは滞納者がふえたからとか、その県に移ったのもわかるし、算定方法も変わったのもわかりますから、なぜこの去年よりがくんと保険料収入が落ちたのかの原因を教えてください。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

なぜ税率が下がったのか、その要因というふうなことでございますけれども、まず都道府県化によりまして 国の支援が大きくなったということでございます。保険料の算定につきましては、まず県全体の給付費をもと に、各市町村の人口、それから医療費の水準、所得等に応じて、県のほうで矢吹町の参考となる税率を示した というふうなことでございます。

以上です。

○議長(大木義正君) あと5秒ですけれども、再質問はありませんか。

以上で、4番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(大木義正君) 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。 大変ご苦労さまでした。

(午後 4時20分)

平成31年3月12日(火曜日)

(第 3 号)

平成31年第412回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成31年3月12日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号・第10号・第 11号・第12号・第13号・第14号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・

第20号・第21号

陳情第1号・第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

君 村 君 1番 富 永 創 造 2番 三 正 3番 安 井 敬 博 君 4番 加 藤 宏 樹 君 5番 葉 弘 君 6番 夫 薄 好 鈴 木 君 7番 青 山 英 樹 君 8番 鈴 木 司 君 隆 千 代 松 君 9番 栗 崎 君 11番 吉 田 伸 明 君 12番 藤 井 精 七 君 13番 角 田 秀 木 義 君 14番 大 正

欠席議員(1名)

10番 熊 田 宏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長藤田忠晴君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画総務課長 阿 部 正 人 君

会計管理者兼 総合窓口課長 小 針 良 光 君 稔 君 保健福祉課長 泉 川 産業振興課長 兼農業委員会 佐久間 一幸君 都市整備課長 福 也 君 田 和 事務局長 教育次長兼 佐 藤 子育て支援 課 長 山野辺 豊君 幸 徳 君 教育振興課長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(大木義正君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、10番、熊田宏君より、体調不良により本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(大木義正君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇安井敬博君

○議長(大木義正君) 通告 6 番、3 番、安井敬博君の一般質問を許します。 3 番。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番(安井敬博君) 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

傍聴席にお越しの皆様、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きな項目で3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、町道の整備状況についてであります。

新町西線など大規模な地域の開発とあわせて道路の整備も進められております。町の中でも、また、主要な 道路の整備、進められておりますが、町民の間からは、そういった道路のほうの進捗は進んでいるんだけれど も、なかなか生活道路、自分の周辺で舗装が行き届いていないなど、そういったところに対する整備がちょっ と進んでいないのではないか、そういった声が聞かれます。

そこで、お尋ねいたしますが、現在の町道の舗装率はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。また、この町道の整備に対しましては、これまで議会や町に対しても、町道舗装、生活道路の舗装をしてほしい、こういった請願、陳情でありますけれども請願法ということでありますので、請願という言葉を使わせてもらいますが、請願が多く出されております。いまだに整備が進んでいない路線がありますが、その理由と今後の整備の計画はどのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、町道でいいますと、近年、八幡町地内、リオン・ドール矢吹店やヨークベニマル矢吹店など大型店舗が立地しておりますし、また、ラーメン屋さんなどを初めとする人気飲食店、遠く県外からもたくさんの車がおいでになる。こういったお店なども立地しておりますけれども、また、あわせて、民間による宅地開発も進んでおりまして、私も矢吹に越してまいりまして10年ほど、その家は祖母が建てたものでありますから、もう20年以上たっておるんですけれども、そのころは周りはまだ田んぼが広がって、とても蛍なども飛んでいて、いい風景だったということを覚えておりますが、近年はそういったものもなくなって宅地開発が進んで市街地

化が急速に進んでおります。

そのようなことで、買い物に行く方たちなどの自動車の交通量は急激にふえている状況にあります。そして、特に、リオン・ドール矢吹店の南側にある道路ですけれども、これはまだ舗装、進んでおりません。要望等も数多く出されているところでありますけれども、まだ、舗装が進んでおらず、一方、それに対して、買い物をする方がちょうど抜け道になっておりまして、かなりのスピードを出して頻繁に通る、砂ぼこりなども巻き上げているということで、路面がへこんでいる箇所も見受けられます。騒音や、それから砂ぼこりの被害で洗濯物もなかなか外に干せないんだというような話もありますので、こういった対策の観点からも舗装化が必要かと思います。

ここに限ったことではなく、町道全般に対して舗装化が必要であると思いますが、この点、どのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、大きな項目で2番目であります。

公共施設等の維持管理整備についてであります。

公共施設等総合管理計画、これまでも何度も議会でも議論させていただきましたし、議会では公共施設等管理委員会というところで、特別委員会ということで、議員の皆様もご承知おきのことかと思いますが、総額で矢吹町の公共施設、学校や、また役場庁舎、そして水道や道路、橋梁など、こういったインフラ全部合わせまして、40年間で970億円の費用がかかります。更新をしたり、維持をしていくのに970億円が費用がかかりますということが明らかになりました。

40年間、一般に言われる公共施設の寿命と言われるのは40年間でありますが、この40年間にわたって、平均をすると毎年約24億円が必要と試算されております。当町の道路、橋梁、上下水道や公共施設の維持管理費、これ個別にそれぞれの縮減をどうするかということが必要になってきますけれども、それは個別の管理計画を立てて縮減計画を図るということでありましたが、今、複合施設も間もなく完成するということでもありますし、道の駅の計画も進んでおりますが、今、現在、全体としての個別管理計画の進捗はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

また、2月25日の全員協議会では、矢吹町小中学校の適正規模及び配置に関する基本的な考え方と矢吹町学校給食センター整備計画基本計画(案)が示されました。小中学校の今後どうなるかということと、それから老朽化している各小中学校の給食センターをどのようにしていくかということに対する計画案でありますけれども、当町の公共施設の中でもこれらの施設は多額の費用を必要とする計画である一方、子供たちの教育のため、また、給食室に関しては、国の基準も、今、満たしていないという状況もありますので、これは早急に改善していく必要もあると思いますが、大規模な計画でもありますので、周辺住民や保護者等を初めとする計画への参画や住民合意が大変重要となると思います。どのように考えておられるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

また、複合施設と道の駅の計画が着々と進められておりますが、維持管理に係る負担軽減、また、広く住民が運営にかかわれるのか、そういったことが、まだ、町民の中にはよく見えてきていないのかと思います。また、そういった声も聞かれております。これまでも町長を初めとする町の説明でも、公民連携手法なども取り入れていくということがお話でありました。しかしながら、複合施設に関しては、公民連携といいましても、

いろいろと手法があります。維持管理だけを公民連携で行うのか、または、その建設コストの縮減のために民間の資金の力もかりるとか、そういったこともありますが、もうこういったことが複合施設に関しては、建設に関してはPFI、今、言っている公民連携手法では取り入れられておりませんでした。

道の駅なども、これからだんだんこういったことも決められると思いますが、こういった公民連携などの手法も取り入れたりするということ、それから、住民が広く参画するような機会は具体的にはどのようなことになるのかを、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それでは、最後、3点目でありますけれども、義務教育における保護者負担についてであります。

義務教育の学校であります小中学校において、これは当町に限らず、全国的にもいろいろと指摘されていることでありますけれども、教材費、また部活動にかかる費用、具体的には保護者の方のお話では、小学校に入学したりすると、教科書は国の費用で、義務教育でありますから無償で提供はされておりますけれども、そのほかに学習に必要なもの、書道をやったりですとか、それから算数とかを学ぶのに算数セットですとか、副教材なども取り入れているようなところもあるとお聞きしておりますけれども、そういったものが場合によっては保護者の負担になっている場合がある。また、中学校などに入学すると、最初に必ず必要なもので、自転車を通学に使うので、もちろん保護者が負担するものではあるとは思いますけれども、こういったものが重なっていて入学時等の費用が大変重くなっているということで、現在、実際に町内小中学校において保護者がどのような額、概算でも構いませんけれども、こういったものを示していただきたいと思います。

また、当町に限らず、こうした学校教育にかかる保護者負担の軽減を求める声は広がっております。子育て支援という点では大変重要であり、国も子育て支援という観点では幼稚園や保育園の無償化と、こういった方向性も打ち出しきており、当町でも昨年は他の市町村に先駆けて保育料の無償化の拡大を行ってきたことでありますけれども、中にはお隣の中島村のように保育費が以前から、ゼロ歳児からずっと無償である、こういったこともあります。そういったことからいいますと、子育て支援が充実しているところ、自治体を、今の若いお父さん、お母さんというのはインターネットなんでそういった情報サイトもありますし、また、掲示板等で情報交換、SNS等でも情報交換をしまして、そういったところに移っていってしまう、そういったこともあるわけです。

子育て支援という観点、それから、子育て支援だけではなく住民の呼び込むこと、定着、定住化、それから、 人口減対策、人口を維持していく、こういったことにもつながると思いますので、当町ではそういったことに 対しての負担軽減策、今後どのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きな項目で3点でありますけれども、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴者の皆様には、大変ご苦労さまでございます。

それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町道の整備状況についてのおただしでありますが、町が管理する町道につきましては、平成31年2

月末現在で、674路線、総延長が348.7キロメートルとなっております。内訳につきましては、1級町道が9路線で22.7キロメートル、2級町道が19路線で36.1キロメートル、その他町道が646路線で289.9キロメートルとなっております。

議員おただしの町道の舗装率につきましては、1級町道の舗装済み延長が22.5キロメートルで舗装率は99.1%、2級町道の舗装済み延長が34.3キロメートルで舗装率は95.0%、その他町道の舗装済み延長が141.2キロメートルで舗装率は48.7%であります。町道全体の総延長348.7キロメートルに対して、舗装済み延長は198.0キロメートルとなっており、全体の舗装率としては56.8%となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現在の道路整備状況及び今後の整備計画についてのおただしでありますが、初めに、現在実施しております道路整備事業を事業種別ごとに説明いたします。

町では、大きく分けると2つの目的により、道路整備を進めており、年間約20路線の整備を実施しております。

1つ目は、町の発展のため、将来を見据えた幹線道路の整備であります。

事業内容は、主に幹線道路の改築、バイパス化、歩道の整備、町道の改良拡幅を目的とした事業であります。 次に、2つ目は、生活道路整備事業により、砂利道の解消を図ることを目的とし、道路拡幅を行わない現道 舗装工事が具体的な事業であります。

生活道路整備事業につきましては、各行政区から現道舗装の陳情があった路線の整備を行っております。これまで各行政区より165路線の陳情があり、そのうち平成30年度末までに113路線の現道舗装が完了しております。

平成25年度から平成28年度までの4年間については、農業基盤整備促進事業により、17路線の農道の現道舗装を実施いたしましたが、現在は、農業基盤整備促進事業の補助が終了し、その影響で農道の舗装が進まず、未整備の農道が残っている状況にあります。

平成29年度は8路線、平成30年度は6路線の現道舗装を実施しており、整備継続中の路線は5路線、未整備の路線は47路線であり、整備率は約68%であります。生活道路の改善は住民生活に直結する問題でありますので、未整備の路線47路線についても計画的に整備を推進してまいりたいと考えております。

議員おただしのとおり、私自身も現道舗装の重要性は十分に認識しており、平成31年度につきましては、生活道路整備事業の予算額をこれまでの700万円から1,000万円へ増額し、現道舗装の実施路線を6路線から16路線程度にふやしたいと考えております。

今後は、未整備路線の道路の利用状況、利用者数、特に緊急性を重視した目線から調査を行い、住民の皆様に安全で安心な生活環境を提供できるよう、限られた財源の範囲内で整備を計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、八幡町地内の大型店舗周辺の道路整備についてのおただしでありますが、現在、町道整備事業として 八幡町地内の大型店舗周辺の八幡町11号線について、生活環境の向上と利用者の安全確保を目的とした生活道 路の整備に取り組んでいるところであります。当該路線につきましては、平成26年度より整備事業に着手し、 これまで現地調査、実施設計を実施し、用地買収及び物件補償等を行ってまいりました。平成30年度につきま しては、総延長285メートルのうち、約65メートルについて改良工事を実施しているところであります。今後の予定といたしましては、平成31年度、32年度と改良工事を継続して行い、平成33年度の完了を目指し、事業を推進してまいります。

また、議員おただしの大型店舗南側の八幡町12号線沿線につきましては、近年、周辺の宅地開発等が進み、 大型店舗や住宅地に隣接し交通量も多いことから、当該路線の舗装整備の必要性は十分認識しておりますので、 計画的に整備を推進してまいりたいと考えております。

なお、当該路線について、現在未舗装であることから、当面は敷砂利等を行うなど適切な維持管理に努めて まいります。

今後も、生活環境の向上と利用者の安全確保を図るため、必要な道路整備を計画的に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、先ほどの答弁の中で誤って発言してしまったところがございます。それについては、現道舗装の重要性の部分でございます。平成31年度につきましては、生活道路整備事業の予算額をこれまでの700万円から1,000万円へ増額し、現道の舗装の実施路線を6路線から16路線程度にふやしたいと考えております。10路線と申しましたが、16路……

[「逆です」と呼ぶ者あり]

○町長(野崎吉郎君) 失礼しました。私が16路線と先ほど説明しましたが、10路線ということで訂正をお願い したいと思います。訂正方よろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

次に、個別施設計画策定の進捗状況についてのおただしでありますが、個別施設計画の策定について国が示すロードマップでは、平成32年度までの策定が目安として示されております。

このような中、本町では、平成28年3月に決定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定を進め、施設の役割や機能、利用状況等について詳細に分析しながら、施設の特性や現状と課題を整理し、施設の更新や長寿命化、統廃合、機能集約、トータルコストの縮減など、より具体的な対応方針を定めるものとしております。

本町のこれまでの策定状況につきましては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、平成25年度に公営住宅及び公園、平成28年度に下水道施設、平成29年度に庁舎施設、学校教育施設及び橋梁を対象に策定に取り組んできたところであります。また、今年度は集会施設、保健福祉施設、さらに、平成31年度は社会教育施設について計画の策定を進めるなど、重点的かつ計画的に策定を推進しております。いずれにしましても、平成32年度までの策定を目指し、順次、個別施設計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町立小学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方と矢吹町学校給食センター整備基本計画(案)に対する住民参画及び合意についてのおただしでありますが、それぞれの方針、計画案につきましては、給食センターについては、自校方式で行っている現給食施設の老朽化への対応、幼稚園を含めた給食の提供のため、センター方式での給食施設の整備を検討しております。

また、小学校の適正規模及び適正配置については、学校施設の改修・改築時期を考慮しつつ、小規模校であってもそのメリットを最大化しながら存続させることとし、複式学級となることが予想される状況になった場

合は統廃合を前提として検討を進めることを方針としております。

なお、それぞれの施設の整備に当たっては、旧総合運動公園用地利活用計画の基本構想において、用地の一部を教育施設ゾーンとすることが案の一つとして示されていることから、基本構想に基づき旧総合運動公園用地を活用することを基本的な方針としております。

今後の事業推進に当たり、それぞれの事業について具体的な方針等を策定することとなりますが、小学校適 正規模・適正配置計画案については検討委員会を立ち上げ、幅広い意見をいただき、計画案を策定することと しております。

また、保護者を対象とした説明会を開催し、意見や質問に一つずつ丁寧に答え、統合への不安や心配を解消 していくことを大切にしたいと考えております。そのほか、小学校の持つ地域コミュニティの核としての性格 を考えると、保護者のみならず地域住民の方々にも丁寧な説明が必要であり、地区説明会を開催し、議員の皆 様を初め、広く町民の皆様の意見や要望を十分に尊重しながら事業を推進してまいります。

給食センターにつきましても、小学校と関連する施設でありますので、小学校適正規模・適正配置とあわせ、 丁寧な説明を行ってまいります。

旧総合運動公園用地は、町のほぼ中央に位置し、自然豊かで交通アクセスにも非常に恵まれた場所であります。また、この用地は矢吹中学校、福島県農業総合センター農業短期大学校に近接する地域であり、教育施設等の集約、連携により教育効果を高めることが期待できます。これらの恵まれた立地条件を生かし、学校間の連携はもちろん、学校教育と社会教育との連携、コミュニティ・スクール制度を活用した地域との連携強化により、教育環境のさらなる充実と新たな地域コミュニティの創出を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、複合施設と道の駅の運営についてのおただしでありますが、初めに、矢吹町複合施設の運営につきま しては、先日の議会全員協議会において、矢吹町複合施設管理運営方針(案)を説明させていただきました。

本方針では、矢吹町複合施設基本計画に基づき、管理運営の基本的な考え方として公民連携による運営体制を構築していくこととしております。運営体制のイメージとしましては、機能ごとに必要な運営組織を置き、その上で施設の維持管理を含めた複合施設全体を管理する組織を設置することで効果的、効率的な運営を目指したいと考えております。

また、複合施設運営の一翼を担う組織として、施設運営にかかわる町民参加・参画の仕組みを構築することも検討しております。具体的には、公民館や図書館、関係団体などと連携して複合施設運営の一部を支援するボランティア団体の育成を図り、利用者とともに活動したり、活動を支えたりすることから始め、負担を感じないで楽しく参加できる仕組みを目指してまいります。さらに、町民の方々やボランティアが一緒に、利用者の要望に沿った講座やイベント等を企画、提案し、運営協力などの自主事業ができるよう目指し、一歩一歩進めてまいります。

そのほか、具体的な運営内容につきましては、来年度に管理運営計画を策定することとしておりますが、公 民館機能、図書館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能の4つの幅広い機能を有する施設であること から、利用者が求めるさまざまなニーズを把握し、機能の連携による効果的なサービス展開が図られるよう工 夫しながら進めてまいります。また、町民が憩い、集い、複合施設に来ると楽しむことができ、町内外の方と も触れ合える場として、町民の皆様に親しまれる施設となるよう、複合施設が使いやすく、かつ効率的な管理 運営システムの構築を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の運営に対する住民のかかわり方についてのおただしでありますが、道の駅推進事業につきましては、三村議員への答弁と重複しますが、現在、平成35年度の道の駅開業に向け、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県の行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」を目指して、矢吹総動員で取り組んでいるところであります。

本町では、地方創生のかなめとなる道の駅の整備を具体的に推進するため、道の駅やぶき地域協議会において、平成30年3月に、全国の道の駅の先進地事例調査・文献調査を行い、運営方式について検討された地域商社設立準備支援業務報告書が取りまとめられております。地域商社設立準備支援業務報告書におきましては、本町の道の駅はドライバーの利便性向上という目的に加え、地域農産物の直売や6次産業化による農業振興、特産品の開発や交流客の誘致・拡大による商業振興、さらには、地域雇用の場の創出や地域人材の育成等を通じ、本町の活性化を目的に整備することとしております。

そのため、道の駅やぶきの管理運営は、道の駅の管理運営だけではなく、地域資源を有効活用するため、地域に密着した活動を展開する必要があることから、公設民営の第三セクター方式を採用することが最適であるとの報告を受けております。この方式では、町や地域団体等が共同出資し、道の駅の管理運営に加え、地域資源の掘り起しから特産品開発・販路開拓、さらには交流客の誘致拡大を図ることなど、地域資源の活用に際し地域密着型の活動を展開していく地域商社機能を持つまちづくり会社として設立することを考えております。

また、道の駅の管理運営としては、公益部門を含めた道の駅全般の管理運営を行うほか、収益部門において 直営方式及びテナント方式を併用し、例えば、商工会やJA、地元企業などからの運営支援を受けながら、民間の経営ノウハウを生かして道の駅を運営することを基本方針とする報告がされております。

本町としましても、報告書をもとに道の駅の維持管理のあり方について、有効かつ持続的な地域振興につながるよう検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、移住・定住化対策についてのおただしでありますが、本町では、少子高齢化の進行や人口減少社会の中でも、持続可能な新たなまちづくりを進めており、移住・定住化対策についても重要な施策の一つとして各種事業を推進しております。

具体的には、子育て世代への住宅支援施策としまして、転入を希望する方を対象とする矢吹町定住化促進住宅への入居や、定住する意思を持って町内に住宅を取得した若者夫婦世帯に対して、矢吹町若者定住支援助成金を交付するほか、町内の空き家を活用したマッチングサービスを進めるなど、各種住まいの支援を行っております。

また、子育で世代応援としましては、子育で世代の負担軽減を図るため、保育料の無料化や、預かり保育料の一部無料化、放課後児童クラブの休日預かりの拡大、さらには、幼稚園の弁当給食の導入など、子育で世代のニーズに即した町独自の子育で支援施策を拡充させております。

このほかにも、移住・定住希望者への相談体制の充実や、きめ細かなサポートを行うとともに、県内外への情報発信の強化にも努めており、今後も移住・定住の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い

いたします。

なお、議員おただしの学校教育に係る保護者負担の軽減に向けた取り組みについては、教育長に答弁させま すので、よろしくお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 議場の皆様、おはようございます。

3番、安井議員の質問にお答えいたします。

町内、各小中学校における保護者の負担額についてのおただしでありますが、平成30年度における小学生1人当たりに対し、保護者が年間負担しております主な経費につきましては、給食の食材費が4万9,500円、学級費が約1,500円、ワークブック等の教材費が約1万3,000円、PTA会費が約3,400円、体育文化後援会費が約2,200円で、合計約6万9,600円であります。

なお、PTA会費と体育文化後援会費につきましては、1世帯当たりの額となっております。

その他、入学時にそろえるものとして、体操着、鍵盤ハーモニカ、算数セットや絵の具セット等があり、約 2万円をご負担していただいております。

次に、中学生 1 人当たりの主な経費につきましては、給食の食材費が 5 万4,000円、教材等諸経費が 1 学年は 3 万300円、2 学年は 1 万8,300円、3 学年は 1 万4,000円、3 学年の卒業対策費が 2 万7,000円、生徒会費が 2,500円、体育文化後援会費が 7,000円であり、学年ごとの差はありますが、年間約 8 万2,000円から約10 万4,000円であります。

なお、PTA会費は1世帯当たり在籍1人目については4,000円、在籍2人目以降については1,000円となっております。

また、その他入学時に必要なものとして、制服、体操着、指定の靴やかばん等があり、約9万3,000円をご 負担いただいております。

なお、中学校の部活動ごとに集金している負担金につきましては、年間の部費が平均で約6,200円、大会参加や遠征費などが平均約4,000円であります。このほか、入部時の個人用品代として1万円から5万円程度、平均して2万円程度の費用負担があります。

このように、保護者の方に負担をお願いしている費用も多くあり、教育委員会では保護者の皆様の負担を少しでも軽減するための基準を設け、各種支援を行っているところであります。

主な支援内容として、中学生につきましては、中学校総合体育大会等の大会に参加する際のバスについて、町の共用車両バスの使用や、民間バスの借り上げ料金を負担する支援のほか、県大会以上に出場する場合、選手の交通費、宿泊費等を負担しております。平成30年度につきましては、合計166万4,496円を負担金として支出したところであります。

その他、自転車通学の学校指定へルメットの初回購入時の半額負担として23万796円、小学6年生の夏期講習の全額負担58万6,656円、中学生の英語、漢字、数学検定の各受検料の全額負担139万1,080円の支出などが

あります。

また、学校給食費の無償化につきましては、加藤議員への答弁と重複いたしますが、今後も国や周辺自治体の動向を注視しながら検討を深めてまいりたいと考えております。

その他、平成29年度の就学援助制度につきましては、学校給食費、学用品費、新入学学用品費、通学用品費等の7項目について、児童生徒1人当たり年額6万4,000円から13万6,000円を、小中学校の児童生徒合わせて約160名、その保護者に給付しており、町単費で総額1,310万円3,000円を給付している状況であります。

今後も、これまでのように国・県の制度や町の計画にあわせて支援するとともに、さらに町独自の保護者支援のための方策を検討しながら、できる限り子育で世代の負担軽減に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町道の整備についての質問であります。

今、舗装率、示していただきました。1級町道、2級町道、そしてその他の町道ということで、内訳まで詳しく説明していただいたところですけれども、1級町道、2級町道、その他の町道ということで、町民の皆さんに一番、ふだんの生活に関係しているところというのは、その他の町道であると思います。この違いというのが議員の皆さんはわかっていると思いますけれども、町民の皆さんにちょっと説明も含めまして、1級町道、2級町道、その他の町道の定義をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

1級町道、2級町道、その他の町道の定義でございますが、一般的に1級町道は幹線道路、2級町道につきましては準幹線ということで、幅員であったり交通量で分けている状況でございます。それ以外がその他の町道ということで、1級、2級の町道の違いの詳細につきましては、現在、手持ちに資料ございませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) 詳細は後ほど示していただくといたしまして、私の理解では、1級町道というのは他の 市町村と結ぶような主要な道路、そして2級町道というのは主要な集落間を結ぶような道路、それほど1級町 道までは交通量がないようなところだけれども、頻繁に行き来をするような重要な道路というようなことかな とは思います。それ以外の、本当に家の周りの道路ですとか、そういったものがその他の道路、町道に当たる のかなと思っておりますが、その辺は、後で資料を示していただくとともに、町民の皆さんもその辺の違いわ

かると、何でその主要道路ばかり先に進むのかななんていう、これは町民の皆さんのふだんから聞かれる声ですけれども、そういったこともわかると思いますので、その辺もホームページとか広報等で機会があれば整備 状況なんかもお知らせする中で示していただければなと思います。

そこで、やはり幹線道路等は舗装進んでいるんです。これは近隣の市町村も同じかと思います。そして、それに比べて、やはりその他の町道と言われる、一般に言われる生活道路というところが舗装率が48.7%ということでありました。これが全体を合わせると56.8%ということでありますけれども、やはりまだ近隣の市町村の中では一番低い状況にある。県のホームページ等でも市町村ごとの舗装率というのは示されているわけですけれども、これをやはり舗装率を上げていくことを必要かなと考えます。その辺は、予算等もあると思うんですが、先ほどの答弁の中でも、今回は、1,000万円増額して10路線にふやしていくということが示されておりましたけれども、今後、じゃ、今、要望がある中で未整備のところが47路線ありますけれども、これ一体何年で解消していくおつもりなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

未整備の路線47路線について、整備が完了するまで何年必要かということでございますが、先ほどの町長答弁にもありましたように、来年度につきましては、予算を増額しまして10路線程度、約1,000万円で10路線ということで予定をしておりますが、そのような形で今後進めば47ですので、5年程度で解消できるかとは思いますけれども、また、それにあわせて陳情路線も今後もふえてくるということがございますので、担当課といたしましては、できるだけ早く整備をしたいというような考えでございますので、さまざま財源を活用しながら、今後、整備をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) ただいまご答弁ありましたが、10路線、来年度はやっていただけるということで、それからいくと47路線だったら5年程度であろうということでありました。そのとおりだと思います。そのことが町民の方、わかっているかどうかというと、わかっていないんです。もちろん、必ずここの路線から順番にというのは、今後、調査もしていくということで、それによって前後することもあるとは思いますけれども、毎年10路線程度の予算を確保できれば、今、要望が上がっている路線については解消しますよというようなことを区長会等も通して、また要望のあった皆さんにもこれを知らせていくことが重要かなと思うんです。決して要望したからといって、町民の皆さん、何だかんだすぐにやれということではないと思うんです。それはいろんなことで我慢をしながら町の状況も理解してもらっているという点もあると思うので、そこをやはり示していただくこと、具体的にそこを示していただきたいと思いますが、どのように考えますか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

路線の今後のめどであったり、進捗状況についての住民周知という部分でございますが、現在も路線が完了した時点で、広報やぶき等において、道路が完了しましたということでのお知らせをしております。あわせて、3月の行政懇談会であったり、そういった場で町長のほうから部落懇談会の中で、次年度以降の計画についての説明をしているような状況でございますので、今後もホームページであったり広報を通して進捗状況等について周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) 今後も周知を図っていただくということでありますけれども、やはりそれがわかっていないんです、町民の皆さんは。例えば、整備する路線が、要望の上がっている路線がこことこことここだよというような、町道の管理用の地図もあると思いますけれども、そういったものに図示していただいて、今、要望がこれだけ上がっていて、ここは何年度の要望路線でした、これを順番はまだ決められないと思うんです、調査をしてからではないとできないと思いますので。そういったものを知らせていただくことが必要かなと考えております。これは質問ではありませんが、ここで今言った緊急性等を重視した目線から調査を行うとありますけれども、これは来年度やっていかれるということでしょうか。ご答弁お願いします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

路線を決定する際の調査でございますが、当然、陳情の際には現地も調査をいたします。そういう中で、各地区からさまざまな要望がございます。そういう中で、やはり緊急性と優先性という部分でございますが、ある程度、地域性もあるのかなということで、矢吹、中畑、三神がバランスよく、偏らないような形での整備を進めていきたいというふうに考えておりますし、あとはやはりどうしても住戸、住宅が張りついている部分と、住宅がない一般の農道ということでは、やはり優先順位からは差が出てくるのかなと。かつては、農業基盤整備事業という農道を中心とした整備の補助メニューありましたが、現在ではないということですので、やはり生活に直結した部分といいますか、そういった部分がどうしても優先順位が高くなるのかなというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) 私がお聞きしたのは、具体的に調査を来年度やっていくのかどうかということをお聞き したんです。その調査が終われば、一覧表ができると思うんですよ。道路の利用者数、それから通行量、そう いったものができてきて、じゃここは誰が見ても危ないなとか、早くやらなきゃいけないなという町民の皆さ

んの合意形成もしやすいと思うんです。そういったものができるのがいつごろになるのかなということを改めてお聞きします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

[都市整備課長 福田和也君登壇]

○都市整備課長(福田和也君) それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

路線を決定する際の調査という部分でございますが、要望が上がった時点でのまず調査と、そういった中で 具体的に交通量であったり、そういったものを数字化した調査というのは具体的に行っておりません。ただ、 その要望の際の要望内容であったり、例えば、あとは通学路の指定であったり、そういった部分、なかなかち よっと難しいですが、総合的に判断した中で、あとは地域性であったり重要性を判断した中での、その年度の 事業化、事業計画という形で進めているところでございます。

以上であります。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) そういった調査、町の職員の方、都市整備課の職員の方もやることがいろいろな業務、 多岐にわたっていますので大変かと思いますけれども、例えば、民間の調査会社等を使って、そういったこと も可能かと思います。これだけ未整備路線、変な言い方ですけれども、たまってきている状況にあるので、一 度そういったものも予算化も必要かなと思いますので、それは今後検討いただくといたしまして、道路につい ては時間がありませんので、このあたりで終わらせていただきます。

それで、次は、総合管理計画の策定状況についてでありますけれども、これまで、平成25年に公共公営住宅及び公園、そして平成28年度に下水道施設、そして平成29年度に庁舎の施設、そして学校教育施設及び橋梁を対象に策定をしたということなんです。そうしますと、結構、策定状況、平成31年、32年度で全部の策定済むということですけれども、これまでの中で、じゃ24億円が一体、13億円の縮減までしなきゃいけませんよということ、前から言っておられますけれども、これまでの個別計画の中で、そういった縮減額というのはどのようになっているんでしょうか、お願いいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 安井議員の再質問にお答えいたします。

この件につきましては、以前にもご質問いただきまして答弁させていただいた経過があるかと思いますけれども、31年度の策定予定につきましては、社会教育施設と町長から答弁申し上げました。32年度につきましては、体育施設、上下水道施設、道路の3つ策定予定しておりまして、それで全ての個別計画が完了するというふうに認識しております。それらを集約しまして、全体的な中でそれぞれについて、どういった今後の年次的な、事業費的な計画をつくるかというところで、32年度の全ての策定以降にそれらについては検討し、お示ししていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) そうしますと、32年度、全部の個別計画ができ上がった後、いろいろとこれから個々の施設、存続していく、廃止をしていくのか、それとも集約していくのか、また建てかえていくのか、そういったような詳しいことが決まると思います。そこまでいかないと、この970億円を縮減するという方策が立たないと思うんです。にもかかわらず、現在、道の駅の計画等、また今回新たに、まだ決定ではないと思いますけれども、給食センターなんかも10億円以上の費用をかけてつくっていくというような、こういった案も出されております。それが、やはりそれを待ってからそれぞれの計画を立てていくことが必要ではないかなと思いますが、手順としては、基本的な計画とか案は進めていかなきゃいけないと思いますけれども、それで今回も給食センターの整備基本計画案も出てきたと思うんですが、そういったことを考えておられるのか。個別の整備とか新築、建てかえ等については、その32年度終わってから、全部の縮減案が出されてからやるということなんでしょうか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 安井議員の再質問にお答えいたします。

基本的には、今ある施設について総合的にどうしていくかというところの計画をつくるというところでありますが、やはり将来的には予定されている施設ありますので、それもどの程度まで含めていけるか、それも含めて検討はしなくちゃならないというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。3番。
- ○3番(安井敬博君) 時間ありませんので、最後になるかと思いますけれども、公民連携の考え方です。 複合施設等については、住民参画にしていくという、住民参画というか団体等の参画もするということで、 これも公民連携の一つだと思いますけれども、どうもこれまでの指定管理と余り変わらないように見えるんで す。道の駅についても、これから資金調達等も考えていくと思いますので、そういった中で民間の力を活用す る、町民から、例えば1株2万円ぐらいで広く出資していただく、三鷹の市民の皆さんからもそういったもの で出資をしていただいて、配当は毎年孫に小遣いやれる程度のものとか、それから特産品を三鷹の皆さんにお 返しするとか、そういったことも考えられると思うんです。

そういった公民連携とか、とにかく資金面で不安がありますので、そういったお考えも取り入れていくこと を必要かと思いますが、そういったことは考えておられるのかお聞かせください。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 安井議員の再質問にお答えいたします。

今のご質問につきましては、道の駅整備に係る財源といった視点かと思いますので、私のほうから答弁させていただきます。

今ほど、町民の方に1株幾らでとかご提案ありましたけれども、現時点では、道の駅の財源につきましては、複合施設と同じ、国土交通省の財源が充てられないかということでは考えておりますけれども、なかなか厳しい状況もあります。ですから、今ご提案あった方法等もありますが、企業版ふるさと納税ですとか、クラウドファンディングですとか、そういった手法も調査をしておるところでありますので、なお、議員の皆さんからもいろいろご提案いただきながら財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) 以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

再開は11時10分からお願いします。

(午前11時00分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 青 山 英 樹 君

○議長(大木義正君) 通告7番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番(青山英樹君) 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席にお越しの皆様方、ありがとうございます。お忙しい中、お越しいただきまして敬意を表します。あ りがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きくは3点ほどございます。

まず1点目ですが、矢吹町を取り巻く環境というところでの問題等を提起した上で、お答えをいただきたい と思います。

まず、社会情勢の影響でもって、矢吹町を取り巻く環境として大方5点ほど考えられますが、国の財政というものが大きな問題になります。特に補助金が非常に重要な位置を占めておりまして、その補助金が各事業においても減ってきている状況がある。国としましては、今月末に決まると思いますが、過去にない予算規模となりまして、歳出で101.5兆円、収入のほうでは税収と税外収入を合わせて68.8兆円、30兆円を超える赤字となっております。おおよそ今の国の財政は、この状態が単純に申し上げまして、30年間、毎年30兆円を超える赤字が積み増しされてきたと。よって、これが財政再建ということで黒字にするには、これから30年間、30兆円もの黒字を続け得ないと、単純に財政再建は成り立たないという状況でございます。

こういうような状況の中にあって国家財政は厳しく、交付税とか補助金の減額等によって町にとっては不安

材料が重ねられているという状況がございます。

そしてまた、2点目としましては、国の産業経済成長が、いわゆるGDP比が一つの経済成長の指数となっておりますけれども、飛躍的な中国等におきましては、この40年でもって220倍の経済成長になっていますが、 我が日本におきましては、この40年で2.5倍という状況でございます。

今後、この経済成長の発展イコール国民の皆様方、町民の皆様方の幸せ、裕福度につながるのかというと決してそうではないというふうに言われ始まっております。特に、GDPの日本が2位だったという時代は過ぎまして、今はもう3位となって、これが8年前、今やわずか中国の2.6倍の程度のGDPであると。いわゆるGDPイコール国民の豊かさということが当てはまる公式は、かなりずれてきていると。

そしてまた、3点目としましては、産業テクノロジー、いわゆる高度経済成長に代表されるような所得倍増等がありましたような時代とは違いまして、今は、その産業分野における技術、産業技術テクノロジー、そういったものを牽引してきた日本が過去にはありましたが、今では、もはやリチウム電池のバッテリーとか、あるいは光ディスクとか太陽電池、そういったものももう席巻できる、いわゆるリードして世界を引っ張っていける日本ではなくて、もはや、やはり中国等に抜かれてしまっていると。そういうような状況が来ておりまして、いわゆるこれからの産業社会というものが立ち行かなくなってきているんじゃないかという懸念が生まれてきているわけでございます。

このような産業テクノロジーのほかにも、また社会的には外国人の労働力を流入していくといようなことでもって、反面、高齢社会になる日本にあっては70歳まで働けというような政府の意向もある中で、外国人との競争が高齢者にも募ってくるのかと。どのようにして年金等が下がる中にあって、高齢者の所得は保持していくのか、そのような課題も新たに出てきている。そのようなのが高齢化社会の到来というふうになっております。

来年になりますと、人口の内側を見ますと、女性の2人に1人は50歳以上という統計になってきます。つまり、女性の2人に1人が50歳以上ということですから、これは人口減少がかなり痛手になっている社会状況ですが、人口が自然に減っていくということは、これはもう避けられないというのは目に見えているわけです。そういったような状況の中にあって、私ども暮らしというもの、私たちの生活というものにおいては、町としましても、人、そして仕事、支え合い等について予算を組みながら政策を打っておりますけれども、私ども町民、住民にとっては、大きく分けていけば暮らしの場、また働く場、そして医療なり、保障の場という3点について、どのような状況を近未来において策定していくのかということが課題になってくると思います。それにつきまして、町としてのほうの計画策定を、どのように今の算定に関して行っていくのかということをお尋ねしたいというのが1点目でございます。

そして、大きくの2点目としましては、パブリックガバナンスについて。

今、申し上げましたような社会環境の中にありまして、町民の生活も日々変化しております。そういう町民の意見、要望等を、そういう町民の多くの合意形成というものがどのように行っていくのか。パブリックガバナンスとしまして、町としてはどのような対応をしていくのかを疑うということが2点目のまず質問になっております。

そしてまた、財政面におきましても、財政民主主義と申し上げまして、要するに統治される者が、統治する

側に対して、財政上、統制をしていくという日本国憲法83条から91条までの法律にのっとった国民の権利として、財政民主主義というものが位置づけられております。この財政民主主義にのっとって財政計画がどのように進められていくかという点についてもお尋ねをしていくというのが2点目の内容でございます。

そして、最後になります。

あゆり温泉についてですが、去年の6月に質問したかと思いますが、建築基準法において第12条第5項の説明が求められているという状況でありました。それが、調査が終わりまして、その後どのようになっているのか。いわゆる建築基準法において不適法となる部位があることから、安心・安全面において営業等、あるいは今後の方策としてどのようにしていくのかをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、社会状況を踏まえた計画策定についてのおただしでありますが、本町では、まちづくり総合計画を町の最上位計画と位置づけておりますが、平成28年度からスタートした第6次矢吹町まちづくり総合計画では、東日本大震災からの復興はもとより人口減少問題等さまざまな課題を克服し、持続可能な矢吹町を創造することを目指しており、本計画をまちづくりの手引書として町民・議会・行政が一体となったまちづくりに努めております。

平成31年度は、前期基本計画期間4年間の最終年度であるため、基本構想で設定した「こんな町いいなめざそう値」の目標の達成状況を確認するアンケート調査等を踏まえながら、前期基本計画の検証作業を計画的に行うとともに、協働のまちづくりを推進していくため、これまでと同様に住民参画による後期基本計画の策定作業を進めてまいります。

議員おただしの公共施設の整備・運営、教育施設やインフラ資産等を含めた暮らしの場につきましては、人口減少問題や少子高齢化の進展といった社会構造の変化や社会経済情勢に対応した取り組みが重要であると認識しております。そのため、平成28年3月に策定した矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の現状と課題を踏まえ、施設の適正配置や管理運営の効率化等によってトータルコストの縮減を図り、状況に応じた施設更新サイクルを行う戦略的な施設経営に努め、住民サービスの維持向上を図ってまいります。

また、社会経済情勢の変化に対応する住民サービスのあり方を検討しながら、施設の統廃合や複合化による 施設総量の縮減に取り組み、将来の更新費用の削減を図りながら、住民ニーズに対応した施設サービスを持続 的に提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業、企業誘致等の働く場についてのおただしでありますが、農業につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、「農業が元気なまちをつくります」の政策を掲げ、農業の担い手の育成、農業生産基盤の充実、農山村環境の整備推進の施策により、基幹産業である農業の振興を進めているところであります。

しかしながら、少子高齢化の進展により、本町の農業につきましても後継者不足が当面の課題となっており

ます。平成27年度農林業センサスの統計値によりますと、本町の農家戸数は、平成17年度は950戸、平成27年度は748戸となっており、10年間で202戸の減少となっております。また、経営耕地面積につきましては、平成17年度は2,130へクタール、平成27年度では1,930へクタールとなっており、10年間で200へクタールの減少となっております。

このような状況の中で、町といたしましては、地域の担い手の確保を図り、強い農業づくりを推進するため、地域連携推進員や町内両 J A と連携し、認定農業者の掘り起こしに力を入れており、その結果、平成25年度末の認定農業者数は78名でありましたが、現在は161名まで増加しております。また、新規就農者においても、例年数名が新規で就農しており、県からの情報によりますと、平成13年度から平成30年度現在までの統計によりますと41名が新たに就農している状況にあります。町では、新規就農者の激励会や先輩農業者の紹介、情報交換の場の提供など、各種支援策を講じ、新規就農者の確保に取り組んでいるところであります。

今後も、引き続き、町内両 J Aや各種機関と連携し、農業者が将来にわたり希望と意欲を持てるよう、また、若者が農業を魅力ある職業として選択できるよう努めてまいります。

次に、企業誘致関連事業につきましては、農業政策と同様に町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合 計画において企業誘致の促進と働く場の確保を重要施策の一つとして掲げており、新たな企業の誘致や、既存 立地企業に対する支援を行い、地域産業の活性化と雇用の創出に向け取り組んでおります。

具体的には、町内に立地する企業の本社を訪問し、関連企業の誘致や、新たな設備投資について積極的に働きかけ等を行うとともに、県が主催する企業立地セミナーに参加し、本町の地理的優位性等をPRするなどの誘致活動を行っております。また、町内企業に対しても、やぶき経営懇話会の構成企業を中心に、国・県等の補助金や町の各種優遇制度、復興関連制度の活用の周知や、申請等の指導助言等を行っております。

これらの取り組みにより、平成28年度から現在までに、既存企業における増設案件が8件決定しており、投資予定総額で97億9,152万5,000円、新たに100名を超える雇用が見込まれております。

今後におきましては、働き方改革や外国人材受け入れの制度等、働く環境の変化に対応できるよう、社会情勢を注視しながら、総合計画の施策である企業誘致の促進と働く場の確保をさらに推進し、地域産業の活性化及び雇用の創出に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、社会保障に係る国保事業、介護事業などの保障の場についてのおただしでありますが、国保事業につきましては、平成29年11月に福島県国民健康保険運営方針が策定されましたが、本方針では、県と市町村の保険者としての役割が示され、共通認識のもとで国民健康保険事業を実施するとともに、市町村が担う事業の効率化、広域化を促進できるよう共通の指針として平成30年度より新国民健康保険制度が始まりました。

現在、市町村は、この運営方針を踏まえ国保事業の実施に努めており、新制度では、県が財政運営の責任主体を担い、公費による財政支援の拡充や財政安定化基金の設置、国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険保険給付費等交付金制度の導入により、市町村国保の財政運営の安定化が見込まれております。

しかし、運営方針における、国保事業の財政収支の基盤となる福島県の医療費推計と将来の国保財政についての見通しでは、平成28年度対比で、医療費1,646億円が平成37年度1,599億円で97%、保険者数は、47.8万人が平成37年度に41.4万人で87%、1人当たりの医療費は、34万4,255円が平成37年度38万6,337円と推計されております。

このように、被保険者数と医療費総額が減少していく一方で、1人当たりの医療費は伸びていくことが見込まれており、運営方針では、保険税の上昇を抑えるためにも医療費の適正化をより一層推進することを求めております。新制度の中で市町村は、資格管理、保険給付、保険税の賦課・収納及び保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を役割分担として担っております。

このことから、本町の財政運営の基本的な考え方を、保険料と国庫負担金等の特定の収入の中で、国保の収支が均衡できるよう効率的に国保事業を運営しながら、被保険者の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指すための保険事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業につきましては、介護保険法第117条に基づき、介護サービス及び介護予防サービス、 地域支援事業の基盤整備に関して介護保険事業計画を3年ごとに策定しており、現在は平成30年から平成32年 までの第7期に当たります。計画の策定に当たっては、高齢者の方が住みなれた地域で自立した生活を送るた め、地域包括ケアシステムの実現に向けて、認定者を含む高齢者を対象にアンケート調査を行い、町民の実態 や意向を反映いたしました。

また、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、有識者等で構成する介護保険運営協議会において介護保険事業計画の内容について検討し、住民参画のもと計画策定を行っております。

本町の介護保険料につきましては、厚生労働省が例として示しているものと同様に、所得に応じて9段階に分けております。保険料の金額につきましては、介護保険事業計画の中で、今後3年間の施設サービス並びに居宅サービスごとの利用量及び給付費を推計し算定しております。平成31年度の本町の介護サービス給付費の推計は12億6,413万円、平成32年度では14億7,823万1,000円、また平成37年度は参考値で15億8,416万7,000円となっております。以降も介護サービスの利用量及び給付額の伸びが見込まれており、町は保険者として高齢者の自立支援に取り組み、介護予防・重症化防止、ひいては介護サービス利用、給付費増加の抑制につなげることが求められております。

介護保険事業の運営につきましては、介護保険事業計画を基本とし、3年ごとに見直しを行いながら介護保険事業の安定した運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、パブリックガバナンスについてのおただしでありますが、住民に身近な行政機関である市町村は、地域が抱える課題や問題等を的確に捉え、住民の意向を踏まえた政策等の構想を行い、住民の思いを実現に結びつけることができる基礎自治体であります。

このような考え方のもと、本町では、東日本大震災からの復興はもとより、人口減少社会においても持続可能な新たなまちづくりを目指すため、第6次矢吹町まちづくり総合計画を策定しております。本計画の策定に当たっては、町民アンケートを初め、子供ワークショップ、まちづくりワークショップ等を開催するほか、パブリックコメントを実施するなど、幅広く丁寧に町民の皆さんの意見等を反映しております。

また、矢吹町まちづくり総合審議会への諮問、答申を受け、最終的な計画として取りまとめ、議会の議決をいただいており、住民本位、議会が一体となった、まさに町民の思いが詰め込まれた計画であると認識しております。

このように、町民の意見等の集約や合意形成が図られた本計画をまちづくりの手引書として、各種事業の計画的かつ効果・効率的な推進に努めており、情報の発信・共有の徹底を図りながら、開かれた行政運営を進め

てまいりたいと考えております。

また、地方分権時代の中、町は、自己決定と自己責任に基づき意思決定を行うなど、地域の特性を生かした 自主的かつ自律的な自治体運営を進めていく必要があり、そのためには住民参画が不可欠であります。このた め、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、まちづくりの理念の一つに協働のまちづくりを標榜しており、議 員おただしのガバナンスについては、この協働を基本とする協治によるまちづくりであると考えております。

協治とは、町民、行政区、地域団体、事業者、行政など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自 覚しながら、ともに考え、行動することで地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方であり、第6次矢吹 町まちづくり総合計画では、自助・共助・公助の考え方をまちづくりの理念として定めております。

現在、町では、協働のまちづくりを推進しておりますが、矢吹町区長会を初め、各行政区・各種団体の皆様が、非常に積極的にまちづくりに参画していただいております。町といたしましては、今後もこのようなまちづくりに向けた自主的かつ主体的な活動が展開されるよう支援することで、住民参画がさらに浸透し、矢吹町のことは人任せにしない、そんな意識の醸成を図り、「全員参加で矢吹創生」を合い言葉に、新たなまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政民主主義の位置づけと財政計画の進め方についてのおただしでありますが、ご案内のとおり、財政民主主義とは、日本国憲法第83条における「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」の条文を根拠とするものであり、その趣旨は、国が歳出や課税等の財政活動をするためには、国民の代表である国会での議決が必要であるとの考え方であります。

日本国憲法のもとにある本町においても財政民主主義の位置づけは同様の捉え方であり、町の歳出や町税の課税等の財政活動をするためには、町民の代表である議会での議決が必要であるものであります。

議員おただしの第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく各種事業における財政民主主義の位置づけにつきましても、当初予算や補正予算について、議会での議決を経て財政活動がなされるものであり、確実な実施を目指し効果的な事業の推進を図っているところであります。

また、財政計画の進め方についてでありますが、財政計画とは、事業計画を踏まえた歳入及び歳出の見通し等について中長期的な財政状況を把握し、今後の計画的な財政運営を推進するための指針となるものであります。本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において、財政指標の目標値とともに、基本計画期間における歳入と歳出の収支見込み額の推移を示しております。

また、財政指標の中長期的な財政状況の把握として、計画期間における各種事業の進捗状況を踏まえながら 財政シミュレーションを作成しており、健全化判断比率や地方債の現在高等について推計し、目標値の達成に 向け計画的な財政運営への検証を続けております。

今後、後期基本計画に向けては、財政計画を新たに策定してまいります。その中で、歳入と歳出の費目ごと の推計による、より詳細な収支見込み額や各種財政指標等の推計値等を示しながら、推計された数値の検証に より想定される課題への対応方策等、より具体的な財政計画としてまいります。

いずれにしましても、国の財政状況の動向や人口減少・少子高齢化等、社会情勢等に注視しながら、財政計画に基づく検証を図り、財政収支の見通し、財政指標等の推計値・目標値、その達成状況等について、具体的にわかりやすく丁寧にお知らせしていくことで財政の透明性を高め、財政規律の確保と行財政の信頼性の確保

を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、あゆり温泉についてのおただしでありますが、あゆり温泉敷地内にある擁壁については、平成30年2月23日に福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項による擁壁の法適合状況の報告を求められ、平成30年6月議会に擁壁の法適合状況報告のための補正予算の可決を受け、平成30年7月20日に一般財団法人ふくしま市町村支援機構と建築基準法第12条第5項の報告のための業務委託契約を締結いたしました。

本業務委託により建設当時の設計図書等を調査・確認し、あわせて現地調査を行ったところ、建設当時において擁壁に関する建築確認申請の提出が確認できず、また、擁壁に関する規定への法適合状況を確認したところ一部の基準に関し不適合であることが判明し、平成30年12月13日に福島県県南建設事務所へ建築基準法第12条第5項による報告書の提出を行いましたが、平成31年1月24日に同建設事務所より報告書に関する修正及び資料の追加等を求められたため、その対応が必要となっております。

この追加資料等の作成のための業務委託費用については、平成31年度当初予算として本定例会に上程しておりますが、不適合状態の解消に向けた手法、工法、工事費等の検討を行い、今後の措置及び方針について報告することとなります。

議員おただしのあゆり温泉の営業につきましては、あゆり温泉及び老人福祉センターの両施設とも、建築確認申請による確認済み施設であり、また、擁壁の影響の及ばない安全な場所に建っていることから、営業に関し問題はないものと認識しており、改めて福島県県南建設事務所に確認したところ、問題ないとの回答を得ているところであります。

しかし、擁壁が建築基準法に合わない部分があるため、これを解消する必要があることから、擁壁の再構築に向けた検討を行い、一日も早く不適合状態を解消し、あゆり温泉施設、さらには施設入館者のさらなる安全・安心を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) ご答弁ありがとうございます。

時間の関係上、順番が前後しますが、あゆり温泉についてちょっと先に質問したいと思います。

あゆり温泉施設に関しまして、答弁の中で、営業に関しましては問題はないものと認識しているという答弁でありました。また、県南建設事務所に確認したところ、問題ないとの回答を得ているということでございました。そのように答弁書に書いてあります。私のほうで、県南建設事務所さんのほうにちょっと確認しましたところ、建設事務所さんのほうでは、関知しないということで、問題ないという発言はしていないのではないかということを一つ確認したいと思います。営業に関しての許可をするところではないというところで、問題ないというふうに断言はせずに、関与するところではないということではないのかということをお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 青山議員のご質問にお答えをいたします。

営業に関してでございますけれども、当課でもって県南建設事務所のほうに確認を行いました。擁壁の法適合状況があるからといって営業をしてはいけないというふうなことではないというようなことでございました。 以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 問題ないというのと、営業してはならないということではないというのでは全くニュアンスが違うので、そのところは明確にしていきたいと思っております。問題ないということではなかったということが1つわかったかと思います。

そしてもう一点ですが、あゆり温泉について、建築確認申請に確認済み施設でありというふうな答弁書に書いてありますが、あゆり温泉に関しましては、これは、今回、調査された中におきましての第2面の書面において、建築主要用途、公衆浴場とあり、かつ建築士による建築基準関係規定への適合状況の調査結果としては不適合というのがついておりますが、これに関しまして、公衆浴場に関して、手続規定不適合、一般構造不適合となっております。そうしますと、答弁書にありましたあゆり温泉の施設、建築確認申請による確認済み施設であり、推壁の影響の及ばない安全な場所になっていることから、営業に関して問題ないというふうにありますが、これはちょっと矛盾しているのではないかという点にお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 青山議員のご質問にお答えをいたします。

第2面に書かれております不適合につきましては、あくまでも今回の建築基準法12条5項に基づく報告でございますので、擁壁について不適合というふうなことを言っているものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 答弁にありました擁壁について言っているものということでございます。この資料の第 3面に1号擁壁、同じく第3面に2号擁壁、第3面に3号擁壁、同じく第3面に4号擁壁と、この後4つの擁 壁が出ております。あゆり温泉施設をぐるっと回る擁壁の部分でございます。これとは別に第2面でもって建 物主要用途、公衆浴場というふうにして出て、それが宅地造成等規制法に対して不適合であるというものを書 面でもって出ているので、今、課長がおっしゃった答弁は全くのうそになりますよ。そこをちょっと確認しま す。擁壁については4つあるものに対して全て、それぞれについて不適合というふうに出ているわけでござい ますので、今、私が申し上げたのは公衆浴場自体に対して不適合であるというものに対して答弁にはなってお りませんので、再度求めます。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 青山議員のご質問にお答えをいたします。

第2面の8番の公衆浴場云々のところだと思いますが、こちらにつきましては、県のほうに確認をした上で、 再度、答弁といいますか回答いたしたいと思います。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 県のほうに確認と申しましたが、これは市町村支援機構さんのほうへの調査に基づいた 結果だと思うんです。ということは、もうこれは調査されておりますので、県に関係なく、調査者、12条第5 項に基づいて調査した結果として、公衆浴場が不適合という結果ではないのかどうか確認いたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

- ○保健福祉課長(泉川 稔君) 報告書の内容について再度確認をした上で、後ほどご回答したいと思います。 以上です。
- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) あわせて、ただいまの答弁ありましたが、擁壁に関しまして、北側が第1号擁壁、そして消防署側が第2号擁壁、そして道路沿いに上がっていくところが第3擁壁で、ベニマル側が第4号擁壁というふうになっております。これら、1、2、3、4つとも全てが宅地造成等規制法に対して、8条1項、宅造、ないし10条です。8条4項、1項、4項、そして10条に不適合であるというような結果になっております。要するに、設計者が不明、工事管理者も不明とか、非常に不明な要素が多いわけでございまして、そのようなところから、果たして擁壁だけの問題であって、いわゆる建物に関しては問題なく営業できるということは、これはもう間違いない確信を持ってなのでしょうか。特に、東日本大震災にありましては擁壁も一部損壊したところがございましたが、最近の地震情報によりますと、改めてまたマグニチュード7、8、9の地震は起こる確率が7から8割はあるということが報告されておりまして、そういうものも鑑みまして、今回の答弁において問題ないというふうに確認したことなのかどうかを確認したいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長(泉川 稔君) 青山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、答弁書にありましたように、営業関係の安全性につきましては、県南建設のほうにも確認してございます。なおかつ、今後の施設の法適合状況をはかるというふうなことで、平成31年度の予算でもって擁壁の改築等の検討を再度行い、安全な状態に戻していくというような状況でございます。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。

ですから、私が今質問したことに関しましては、該当しない答弁になってしまいます。あくまでも、もう一度聞きますが、擁壁等に関してもこのような不適合、温泉施設に関しましても結論は出ませんでしたが、表記としては非常に不適合というのが出ている中にあって、それがあってでもさえも、町としては、今後の地震が再度来るようなおそれがある中にあっても、問題ないということの確認ができるのかどうかお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

町のほうでは、県南建設事務所のほうに確認をとった上で、認識、解釈の違いが若干、青山議員が照会した 文言と異なる部分がありますが、住民の安全・安心を考えて、町は十分にこの温泉施設について、利用するこ とについて、問題ないのかということを再々にわたって確認をして、県南建設事務所から問題ないというよう な回答をいただいております。

ただ、その具体的にそれぞれの報告書の書面の中に記載され、そして青山議員が指摘されていることについても、再度、早急に確認をした上で、そのあゆり温泉の施設の安全性について確認をしてまいりたい。この内容について、結果については、早急に議員の皆様にご報告もさせていただきたいと思います。

なお、問題があるということであれば、青山議員がおっしゃるように、さまざまなこの後の自然災害等々の 危険性を考えれば、あゆり温泉について今後どうするかということについての方向性も決めていかなければな らないものだということを考えておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいというふうに思ってお ります。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) あゆり温泉に関しましては、県南建設事務所さんのほうの発言、問題はないというふう に回答を得ているという町長の答弁、私としまして確認しましたところ、そういうような答弁では申し上げら れないというようなことで、いわゆるそれを判断する立場にはないというような趣旨の発言だったことから、これは平行線で終わるしかないのかなというふうに思っております。

ただ、いずれにせよ、安全・安心面に関しましては、今後とも注意を喚起していただきたいなというふうに 思っております。

次に、私のほうで質問したいのは、時間がちょっとないものですから、どうしていくかと思っているんです

が、財政計画についてお尋ねいたします。

町民の皆様、本当に暮らしの場、そして働く場、そして保障の場、特に保障に関しましては、非常に国からの補助とかが目に見えて少なくなってきまして、非常に厳しい状況だと思います。そういう中にあって、当然、町のほうとしましても、さまざま事業を展開する中にあって、国の補助率が下がってきているというようなことをよくおっしゃっておられます。そういうものを踏まえたときに、今後の財政計画というのはどのようになっているのかといったときに、その財政計画のよりどころとするのは、いわゆるまちづくり総合計画に出ている中での財政シミュレーションというようなことをおっしゃっておりますけれども、そのよりどころとなるのはその財政シミュレーションの幾つかのパターンであるということでよろしいかどうかを確認したいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

具体的な内容といたしましては、やはり財政シミュレーションでありますけれども、やはり中長期的財政計画というものは持たなくてはならないというふうに思っておりますので、現時点では、昨日、答弁申し上げました、まだ不確定な要素、時期的にも、事業費的にもというところがあります。これは、その課題が非常に大きなものでありますので、それをどう判断するかによって内容が大きく変化すると思いますので、より正確な数字をつかみながら財政計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 財政計画におきましては、財政シミュレーションが一つのよりどころであり、かつ別な 多面的な計画に関しても考えていかなければならないというような答弁かと思います。そのように理解した上 で改めて質問します。

その財政計画の中での主要な一つとして、財政シミュレーションがございます。今まで、私どもが聞けば、 必ず財政シミュレーションをもとにして財政計画が語られていたわけでございます。そうしますと、その財政 シミュレーションの中のどれを、どういったことを核として財政計画というものに対して判断していくのかと いうことについてお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

今のご質問の趣旨につきましては、何を基本に考えて、シミュレーションに何を含めてやっていって、それを財政計画につなげるかという趣旨かと思いますけれども、シミュレーションにおきましては、やはり政策的 経費、経常経費についてはもう固定したものとして、ほぼ考えております。

あと、政策的経費について、事業をどのように年次的に予定していくのかというところがポイントになって

くると考えております。現時点でのシミュレーションの中では、これまでも申し上げてまいりましたけれども、複合施設、バスストップ、道の駅、教育施設、教育施設については現時点では給食センターだけでありますけれども、あと、それ以外の通常の施設の改修、これには教育費も入りますけれども、あと、インフラの整備等について、年次的にどのように整備していくかというところが数字の大きな変化に影響するものと考えております。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 今の答弁の中で、財政シミュレーションの中でも、経常経費に関しては定着したもの、一定的なものというふうな認識であるということが、今、ちょっと発言聞いたんですが、例えば経常経費、いわゆる充当一般財源等を見ても民生費などに関しましては、平成に入ってからも5倍ぐらいの比率でもって今ふえてきているわけです。そういう意味においては、充当一般財源等を見ていきますと、経常的なものというのは一定であってはならないのではないかと。当然、先ほど申し上げました、きょう前提としました社会構造の変化、社会環境の変化等によって民生費等が、あるいは社会保障費関係、そういったものが右肩上がりにふえてきているといったときにおいて、今の答弁からいきますと、世の動向に見合った財政シミュレーションにはなっていないのではないのかなということが考えられますが、そこについてはいかがでしょうか。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

経常経費の捉え方につきましても、マクロとミクロとあるかと思います。マクロ的には、今、申し上げたとおり、制度の大きな変更がなければ、直近の経常経費をベースにして、それは固定というふうな意味合いで説明させていただきました。ミクロな面でいきますと、31年度につきましては、選挙費ですとか、プレミアム商品券ですとか、そういったものが出てまいりますので、何千万単位での変更は出てくると思います。

〔発言する者あり〕

○企画総務課長(阿部正人君) いや、経常経費です。

あと、ほかにも、社会保障費の中でも政策経費で見ている部分もありますので、今の政策的経費と経常的経費の捉え方について若干差異がありますので、答弁の差異が出てくるのかなというふうに考えております。 以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 時間がなくなってきましたので、ちょっと核心的なことからいきたいと思います。 その財政シミュレーションの中でも、特に、主張されておられたのが実質公債費比率というものを意識して、 13%になるとか12%になるとかということで、財政シミュレーションをもとにして財政計画の一つというふう にしてきたかと思います。実質公債費比率とか、財政シミュレーション、私が今まで聞いてきた中にあっては、 いわゆる実質公債費比率を中心に、健全化4指数ありますが、その実質公債費比率を特に意識されてきたとい

うことになると、実質公債費比率ですから公債費、借金をして、その返済の割合が、それだけを心配をしてきて財政シミュレーションとしているのかというニュアンスが非常に強いんです。ですから、借金をしなくちゃならないことを先に考えながら、それを中心に財政計画をつくってきているのかなというニュアンスが非常に強いんですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

財政の健全化というものにつきましては、指標4つありまして、そのうち2つについては矢吹町は該当しない、健全化を示す指標2つについて、より改善するというところでは、説明の仕方といたしましては、借金を考えながらの財政の健全化というところはあるかと思いますけれども、公債費残高、あるいは基金の積み立て高、そういったものも考えながらのことというふうにご理解いただければというふうに思います。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 今議会の始まる前の全協でも説明等ありましたが、現況、また、今後においての矢吹町というものを考えたときに、中心市街地等でもってポケットパーク、その他、大正ロマンの館等、中心市街地等で始まりまして、複合施設が間もなく着工されるかと思いますが、20億近くかかってくると。そして、道の駅においては、何だかんだでもって18億くらいのお金が必要になってくるのかな。また、給食センターにおいても10億7,200万かな、そのような建築費が必要になってき、またそれをどこにつくるか、総合運動公園予定地であれば、その整備等でもって、造成等でもって3億から5億かかってくる。ましてや、小学校に関しましても、今後、出されたものを見ますと、64億のお金が必要であると。また、この庁舎自体の改修もあるし、総合運動公園自体の取り組みにもかかってくる。そうしますと、もう120億以上かかってきちゃうんですね。こういったものを踏まえていったときに、財政シミュレーションとかその辺だけでは、とてもとても予想足り得るものでもないし、何ら財政的な計画にはなっていないのではないか。特に、私は先ほど申し上げましたのは、実質公債費比率、健全化判断基準がそこに満たしていれば、例えば、実質公債費比率18%いかなければセーフだというようなことで財政計画をつくっているとすれば、私は問題があるのだろうと思っております。

といいますのは、矢吹町のその財政シミュレーション等に関しましても、答弁でもって返ってくる言葉は、ほとんどが性質別歳出のほうを中心にした財政計画ではないのかと。ところが、いわゆる投資的経費とか扶助費、人件費とか物件費とか、そういったものを減らすかふやすかとか、どうしようかというようなもとにした財政計画が中心であって、それは町と職員としては執行する上では、これはやむを得ないかもしれません。ところが、町民の皆さんとしては、目的別歳出のほうなんです。いわゆる民生費はどうなんだろうか、老人福祉はどうなるんだとか、あるいは教育費、学校はこれからどうなっていくんだろうかとか、自分たちの生活に密着な幼稚園、保育園とか、学校はどうなっていくんだとか、そういう目的別歳出のほうでの関心が強いのが町民の意識なんです。ですから、そちらをもとにした財政計画というものをつくっていかなければならないということに関して、まずここで私の意見に関してはどのように捉えられるのかお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長(阿部正人君) 青山議員の再質問にお答えいたします。

性質別ではなくて、目的別に財政シミュレーションをつくるべきだろうというご指摘かと思うんですけれども、先ほど説明申し上げましたように、大きな事業について、小さな事業も含めているのは当然ですけれども、事業を何をするのかというところを大きな要素としてシミュレーションしているというところは、目的別な事業を含んだシミュレーションというふうに考えておりますので、町民の皆さんが望む事業が何なのかというところを組み込んだシミュレーションというふうに私どもとしては認識をしてございます。

あと、また、実質公債費比率の数値で18%という数値、これを超さなければ財政的には大丈夫だという考え 方はおかしいのではないかというご指摘でありますが、それは変わっておりません。18%を超えない範囲で事 業費を組んだ予算として組んで決算するというところが、いかに町民の皆さんの要望を生かした財政運営かと いうふうに認識しております。

以上です。

- ○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。7番。
- ○7番(青山英樹君) 議論すれば、まだ先は続くんですけれども、具体的に、例えば暮らしの場、または保障 の場として国民健康保険に関しましても答弁いただいておりますが、この国民健康保険も国庫金が、非常に、 今、減ってきていると。例えば、平成13年ごろですと、国からの補助金38%ぐらい国保に会計に入っているんです、国庫支出金で。それがたしか29年度では21%、また、町からの国保会計の繰入金自体も8%、9%あったものが、今、7%からもう切りつつあると。そういうような状況、厳しい状況にある中で、例えば、国保をとりますと、いわゆる収支のバランスを考えていかれるというようなことが書いてありました。例えば、保険料と国庫負担金等の特定の収入の中で、国保の収支が均衡できるようということはどういうことなのか。これはちょっと考えますと、今申し上げましたように、国、または町からの手当てが少なくなってきたということは、これでももって国保の収支が均衡するといったら、これは受益者負担になるんではないかということがもううたっているんじゃないか、そういう政策でしかないのかということに関してお尋ねいたします。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

[保健福祉課長 泉川 稔君登壇]

○保健福祉課長(泉川 稔君) 青山議員のご質問にお答えをいたします。

国保の収支の関係というふうなことでございまして、町民の皆様方の負担を強いることになるんではないかなというふうなことだと思いますが、極力、そういった町民負担を抑えるために健康寿命の延伸、あるいは各保険事業を通して医療費の削減、あるいは軽減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長(大木義正君) 再質問はございませんか。

7番。残り1分です。

○7番(青山英樹君) わかりました。国保の収支に関して、補助等が少なくなる中にあって国保金等、受益者 負担になるんではないかということに関しては否定はされなかったということが今わかりました。

そして、最後になりますが、国の政治を見ましても、民主党政権時代、コンクリートから人へとなっていまして、その後、税と社会保障というのが課題になりました。そして、今はもう消費税が課題になって、財政再建です。コンクリートから人へというものがありましたが、どうも見ますと、財政的には矢吹はまだコンクリートからコンクリートへになっているのかなという気がします。

特に、もう一点、非常に今回わかりましたが、介護サービス、介護費に関しまして、12億から14億、15億というふうに非常に近年でもって給付費が上がっていくと。そういう中にあっての施策というものに関して、矢吹町は9段階の所得ですが、ほかの市町村では20段階というのもありますので、そういう施策を実現していただきたいということをお聞きしたかったんですが、それは次回に回したいと思います。

[発言する者あり]

○議長(大木義正君) 先ほどの青山議員が町民の負担をふやすことを否定しなかったというのは、そういう答 弁はしていないですからということを理解して、それは青山議員がそう思っただけで……

[発言する者あり]

○議長(大木義正君) そういうことなんで、それは了解してください。

以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長(大木義正君) 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) なしと認め、質疑は終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長(大木義正君) 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第8号から議案第14号までは、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、 議案第7号及び議案第15号から第21号までは、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第412回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管 の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 異議なし認めます。

よって、議案付託表のとおり委員会に付託することに決しました。

次に、2月27日までに受理した陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、 所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(大木義正君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 零時18分)

平成31年3月19日(火曜日)

(第 4 号)

平成31年第412回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成31年3月19日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 議案第1号・第2号・第3号・第5号 審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第4号・第6号 陳情第1号・第2号 審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号・第14号 審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑
- 日程第 3-1 議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算の訂正に係る申出 採決 (簡易採決、ただし異議がある場合は、起立採決)
- 日程第 3-2 議案第8号・第9号・第10号・第11号・第12号・第13号 討論・採決
- 日程第 3-3 議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算の訂正(訂正内容の説明) 質疑(修正動議の提出・質疑)討論・採決
- 日程第 4 議案第 7号・第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号 審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑
- 日程第 4-1 議案第 7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)の訂正に係る申出 採決(簡易採決、ただし異議がある場合は、起立採決)
- 日程第 4-2 議案第 7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)の訂正(訂正内容の説明) 質疑・討論・採決
- 日程第 4-3 議案第15号・第16号・第17号・第18号・第19号・第20号・第21号 討論・採決

日程追加の議決

- 日程第 5 議案第22号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の締結について
- 日程第 6 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 日程第 7 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 冨 永 創 造 君 2番 Ξ 村 正 君 3番 安 井 敬 博 君 4番 加 藤 宏 樹 君 5番 薄 葉 好 弘 君 6番 鈴 木 夫 君 7番 青 Щ 英 君 8番 鈴 木 司 君 隆 9番 栗 崎 千代松 君 10番 熊 田 宏 君 11番 吉 田 伸 君 12番 藤 井 精 七 君 14番 13番 角 田 秀 明 君 大 木 義 正 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副町長藤 田 忠 晴 君 教 育 長 栗 林 正 樹君 企画総務課長 阿 部 人 君 正 まちづくり 康 家 孝 君 税務課長三 瓶 貴 雄 君 推進課長 会計管理者兼 稳 君 針 良 光 君 保健福祉課長 泉 Ш 総合窓口課長 産業振興課長 兼農業委員会 佐 久 間 幸君 都市整備課長 福 田 和 也 君 事務局長 教育次長兼 子育て支援 藤 豊君 山野辺 幸 徳 君 教育振興課長 課 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長梅原喜美副局長加藤晋一

◎開議の宣告

○議長(大木義正君) 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長(大木義正君) それでは、去る3月12日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第1号、第2号、第3号、第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第1、これより議案第1号、第2号、第3号及び第5号を一括議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番(三村正一君) 皆さん、こんにちは。

第412回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査の結果。

当委員会に付託されました議案第1号、第2号、第3号及び5号の審査結果は次のとおりであります。

議案第1号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、平成29年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営協議会の設置が 努力義務化されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

運営協議会の委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定される非常勤の特別職となるため、条例の別表に矢吹町学校運営協議会委員の報酬を加えるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、昨年10月の県人事委員会勧告を踏まえ、ガソリン価格の変動等による職員の通勤手当支給上限額を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、平成31年4月1日より施行される放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

学校教育法の改正により、専門職大学の制度が設けられたことから、専門職大学の前期課程を修了した者についても児童クラブ支援員の資格を有するものとして資格要件に追加するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について。

本案は、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」において、平成31年度事業実施計画の策定に当たり基本計画 に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上のとおり報告いたします。

○議長(大木義正君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号 第6次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第4号、第6号、陳情第1号、第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第2、これより議案第4号、第6号及び陳情第1号、第2号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番(鈴木一夫君) こんにちは。

第412回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から8までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

9、審查結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第6号及び陳情第1号、第2号の審査結果は次のとおりであります。 議案第4号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、これまで10年を限度としていた矢吹町定住化促進住宅の契約期間について、一定の条件により再契約を可能とし、再契約期間は5年間を限度とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、文京町12号線、上宮崎7号線を、今後の地域の発展に寄与するため、認定するものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国・県の関係機関に、福島県の最低賃金を政府が掲げる方針に沿った引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第2号 町道中畑6号線の道路拡幅(歩道整備)に関する陳情。

本件は、町道中畑6号線の道路拡幅及び歩道整備についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。 以上のとおり報告をいたします。

○議長(大木義正君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第2号 町道中畑6号線の道路拡幅(歩道整備)に関する陳情を採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号の委員長報告、

質疑

○議長(大木義正君) 日程第3、これより議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号 を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、11番、吉田伸君。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番(吉田 伸君) 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。傍聴席の皆さん、ありがとうございます。感謝いたします。

それでは、第一予算特別委員会審査報告書を読み上げていきます。

第412回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。聞こえますか。

当委員会に付託されました議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号の審査結果は 次のとおりです。

議案第8号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,702万8,000円を減額し、総額を20億186万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金17万2,000円を増額し、国民健康保険税3,686万円、使用料及び手数料12万円、県支出金2,716万8,000円、繰入金305万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費 3 万4,000円、保健事業費2,000円、諸支出金1,000円をそれぞれ増額し、保険給付金2,700万円、基金積立金4,006万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ973万5,000円を減額し、総額を5億7,954万3,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金200万円、使用料及び手数料129万3,000円をそれぞれ増額し、繰入金1,292万8,000円、町債10万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、事業費20万円を増額し、総務費993万5,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,593万5,000円を追加し、総額を3億8,591万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,050万5,000円、県支出金183万円、町債4,360万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、事業費7,593万5,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして議案第11号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ214万3,000円を追加し、総額を14億7,504万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金282万1,000円、支払基金交付金464万1,000円、県支出金81万3,000円をそれぞれ 増額し、保険料312万2,000円、使用料及び手数料6,000円、繰入金300万4,000円をそれぞれ減額するものであ ります。

歳出の内容は、地域支援事業費289万8,000円を増額し、総務費75万5,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 4 万6,000円を追加し、総額を 1 億7,426万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金160万3,000円を増額し、後期高齢者医療保険料155万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金4万6,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)。

本案は、収益的収入については、既定の額から12万1,000円を減額し、収入予算総額を4億1,002万9,000円 とし、収益的支出については、既定の額から322万7,000円を減額し、支出予算総額を4億3,362万円とするも のであります。

収入の内容については、営業収益62万6,000円を減額し、営業外収益50万5,000円を増額するものであります。 支出の内容については、営業費用322万7,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額に246万2,000円を増額し、収入予算総額を9,600万3,000円とするものであります。

収入の内容については、負担金246万2,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億3,300万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して6.4%の増額となっております。

討論に入り、青山委員から、将来の不確定要素が多い環境の中、社会保障分野に力を入れるべきところ、当 該分野予算が昨年度よりも下がっていることから、本案に反対する意見があり、また安井委員からも、住民要 望の高い身近な福祉分野よりも、未確定な部分が多い道の駅事業や、一部道路整備事業に重点を置いた予算内容となっていることから、本案に反対する意見があり、一方、薄葉委員から、平成31年度は矢吹町復興計画における発展期の2年目であり、また第6次まちづくり総合計画前期4年間の最終年度として位置づけられており、その目標達成のため、必要な事業の確実な推進が可能な予算編成がなされているので、本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、可否同数となり、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上のとおり報告いたします。

○議長(大木義正君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(大木義正君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。 1番。
- ○1番(冨永創造君) 修正動議を申し上げます。 [「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり]
- ○議長(大木義正君) ここで、1番、冨永創造君ほか1名から議案第14号に対する修正動議がありましたので、 暫時休議します。

(午後 1時26分)

○議長(大木義正君) 再開します。

(午後 1時28分)

◎議案第14号に対する修正動議

○議長(大木義正君) 議案第14号に対して、1番、冨永創造君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動 議が提出されました。

したがって、これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

1番、冨永創造君。

[1番 冨永創造君登壇]

○1番(冨永創造君) 議場の皆様、こんにちは。

議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議の申し入れ及び説明をさせていただきます。 町長より提出されました当初予算原案には、道の駅推進事業の新規事業に道の駅用地測量委託料として 2,000万円が計上されております。この修正を提案するものです。

理由といたしまして、道の駅がつくられる場所は国道4号線沿いを道の駅やぶき地域協議会において決定は されておりますが、全議員の皆さんが知ってのとおり、道の駅用地は議会ではいまだに諮られ承認を受けてお りません。

2つ目、国道4号線の4車線化を踏まえて道の駅計画を進めるとの説明ですが、国道4号線拡幅工事早期実

現を国に要望はしているものの、現在全面拡幅と一部バイパスによる拡幅の2帯案が提示されておるところです。どちらになるのかわかりません。国土交通省地方小委員会の対応方針による決定、これを待たれるところであります。しかし、そのスケジュールが現在のところおくれております。その決定される時期がいつになるのか、執行部のほうから明確な説明はありません。

3つ目、今回もこの道の駅事業に関して、執行部からの十分な説明がなく、いまだに説明不足であります。 以上の理由により、この事業案は時期尚早であり、十分考慮する必要があると思われます。道の駅にかかわる土地測量の予算計上に反対し、修正動議を提出いたしました。

そこで、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正案の説明をさせていただきます。

皆さんお手元に資料が配られていると思います。それに沿って説明させていただきます。

議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算の一部を次のように修正させていただきます。

第1条第1項中92億3,300万円を92億1,300万円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改めます。

町債、金額9億5,490万円を9億3,490万円に減額する。町債9億5,490万円を9億3,490万円の減額、そして、 歳入合計は92億3,300万円を92億1,300万円とする。

歳出、総務費、金額10億2,614万3,000円を10億614万3,000円とする。総務管理費8億3,896万1,000円を8億1,896万1,000円とする。歳出合計92億3,300万円を92億1,300万円とする。

続きまして、第3表地方債の一部を次のように改める。

道の駅整備事業債2,000万円をゼロとする。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書。 1 総括。歳入、町債、本年度予算額 9 億5, 490万円を 9 億3, 490万円とする。比較5, 690万円を3, 690万円となります。歳入合計92億3, 300万円を92億1, 300万円とする。比較 5 億5, 700万円を 5 億3, 700万円とする。

歳出に移ります。

総務費、本年度予算額10億2,614万3,000円を10億614万3,000円とする。比較8,111万5,000円を6,111万5,000円とする。特定財源になりますが、地方債4,190万円を2,190万円とする。これによって歳出合計92億3,300万円を92億1,300万円とする。比較 5億5,700万円を 5億3,700万円とする。地方債 6億9,790万円を 6億7,790万円とする。

続きまして、町債、総務債、本年度4,190万円を2,190万円とする。比較2,620万円を620万円とする。総務管理債4,190万円を2,190万円とする。道の駅整備事業債2,000万円、これをゼロといたします。計9億5,490万円を9億3,490万円とする。比較5,690万円を3,690万円とする。

続けて、総務費、総務管理費、地域振興費、本年度6,991万円を4,991万円とする。比較、それによって1,904万9,000円が3,904万9,000円となります。地方債2,000万円をゼロとします。委託料2,275万円を275万円とする。そして、説明のところで、測量設計委託料2,000万円をゼロとする。

さらに、地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調 書。記載のとおりとさせていただきます。

以上をもって説明とさせていただきます。

同僚皆さんの賛成、理解していただき賛成の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) ただいまの説明の中で、6ページを開いていただいて、総務費の地域振興費の節の金額 というところで、275万円と2,275万円両方消えちゃっていますけれども、上の線は取り払ってもらって275万円を残すという形にしてください。

それでは、ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番。

○3番(安井敬博君) 冨永議員に質疑をさせていただきます。

道の駅関連予算について減額修正をするという趣旨ということは理解できたのですが、今回の一般会計予算に関しては、道の駅の関連といたしましては、測量費2,000万円だけではなくて、また道の駅が開業した際の運営のノウハウですとか、また販売のノウハウ、そういったものを習得するためとしてイベント運営委託料等が含まれておりますけれども、そちらについては修正の必要はないのでしょうか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

1番、冨永議員。

[1番 冨永創造君登壇]

○1番(冨永創造君) その点に関して、関連する、いわゆるソフトの部分であるなと理解しております。 その点に関して、まだまだ議論、説明が不十分であります。ですから、私のほうから今言うのはなんですが、 議員の皆さんからその点を踏まえて、新たにその点をどうするかという意見を出せる場をつくっていただけれ ばと考えておりまして、またそういう場が今後可能性があるのではないかと思いまして、一応ハードの面の記 載においてのみの修正ということで出しました。

○議長(大木義正君) ほかに。

安井議員、続けてください、もしあれば、質疑。

その他質疑はございませんか。

8番。

- ○8番(鈴木隆司君) 今の進行の中で、これは修正案ですから、修正者の修正の部分に対する質疑ならいいんですけれども、それ以外の今質疑なので、それを何か取り上げているというのはおかしくないですかという質問です。
- ○議長(大木義正君) ただいま安井議員の質疑は、冨永議員の修正の範囲の中の確認という意味の質疑だと思いますので、それで許可しました。

ほかに質疑ございませんか。

10番。

○10番(熊田 宏君) ただいまの緊急動議につきまして質疑をさせていただきます。

今説明の中で、説明不足だというふうな発言がありました。いつ、何月何日こういう説明があった、こういう説明があったということを記録をされて説明不足とされているのか、その説明不足という言葉の意味をはっきり、何が説明不足なのかということを確定していただきたいと思います。お願いします。

○議長(大木義正君) 冨永議員、答弁を求めます。

〔1番 冨永創造君登壇〕

○1番(冨永創造君) 私の発言の中にも触れておりますけれども、国道4号線拡幅工事に関する2帯案が出ているという中にあって、当然これは執行部のほうからも明確な回答はできないと思います。それによって説明不足であるということになって言っていると。

そして、今まで道の駅事業、幾つかのソフト面、いろんな事業を展開しておりますけれども、その結果等も十分説明されず、いわゆるどういうふうに検討されるか、またそれに関しての我々に報告、それはこの前開かれたマルシェの要旨1ページにも満たない内容、売上報告等が若干書かれていました。字が小さくて、私ちょっと不便で読めなかったんですけれども、ともかくそれだけの報告なんです。

それで、これから大きな事業、町の優先プロジェクトの一つとして道の駅をやっていくという説明は受けておりますけれども、でも土地のほうはまだ決めていない、決まっていない、いわゆる議会のほうで承認はしておりません。この流れからもやはり説明不足、議会との対話不足、そういったものにつながっていると考えられます。やはり今まで過去においても十分な説明を求められていると思いますが、同じように道の駅に関しても十分な説明、それを積み重ねることが大事であろうと、そういう考えに立っております。

それゆえ、まだ不十分である土地の確保、それの議会における承認が得られていない、これはまだまだ説明 不足であろうと、そういった観点から修正案を出しております。

- ○議長(大木義正君) 10番。
- ○10番(熊田 宏君) 今、マルシェに関しての説明の報告書が読めなかったと。読めなかったのに説明不足とはどういうことでしょうか。読んだんですか、読んでなかったんですか。

[「見ました」と呼ぶ者あり]

- ○10番(熊田 宏君) じゃ、読めなかったというのは、読めたんですか。
- ○議長(大木義正君) 1番。
- ○1番(冨永創造君) グラフが2つほど載っていました。ですから、それと、あと表、いわゆるちょっとした 数字の説明、それは目を通しました。でも、それではもう不十分でした、私の印象として。
- ○議長(大木義正君) 10番。
- ○10番(熊田 宏君) 先ほど読めなかったと。議場は神聖な場なので、適当なことは、うそになるようなことは言わないでいただきたいと思います。

改めて質問します。

その十分な説明というのは、冨永議員からするとどういうことを十分な説明ということでしょうか。

○議長(大木義正君) 1番。

[1番 冨永創造君登壇]

○1番(冨永創造君) 読めなかったというのと、それはうそだということでしょうけれども、表を見るんではなくて、そこに書かれていることはどういうふうに、いわゆるマルシェに関しての評価とか、私が知りたいことがぱっと見てわからない、だから読めなかったということです。

そして、あと何でしたか。

○議長	(大木義正君)	ちょっと休議します。
() 財政以	(/\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	プエフに/下賊しみ プィ

(午後 1時50分)

○議長(大木義正君) 再開します。

(午後 1時51分)

○議長(大木義正君) そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(大木義正君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。 3番。
- ○3番(安井敬博君) 議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正案を提出する動議をいたします。
- ○議長(大木義正君) ただいま、3番、安井敬博君から修正動議の提案がございましたので、ここで暫時休議 します。

ただいま動議が出ましたけれども、まだ印刷ができていませんので、再開は2時10分から行いますので、よ ろしくお願いします。

(午後 1時52分)

○議長(大木義正君) 再開します。

(午後 2時10分)

○議長(大木義正君) 議案第14号に対して、3番、安井敬博君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動 議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせ議題とし、提出者の説明を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番(安井敬博君) それでは、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議の説明をさせていただきます。

先ほど、同僚議員からも、同じように修正案が出されました。その内容といたしました一般会計予算に道の 駅関連の予算が含まれている、そういった趣旨のことでありました。今回、私及び同僚の議員、加藤宏樹議員 も発議者として加わっておりますけれども、私たちがこの案を提出する理由も、道の駅に関する予算が含まれ ているということでありまして、それに関する減額の修正を求める発議であります。

提案理由といたしましては、今回、まず道の駅に関しては、来年度予算の中で、道の駅の場所が、いまだに まだ4号線の拡幅工事に関しまして、現道を拡幅するのか、また、バイパスを通して、現在の道とはまた違っ た場所に迂回をして通る、そういったことが国のほうで計画をしている段階にあります。その点が、まだ未定 なうちに、今、町のほうで計画予定をしております位置に、用地測量を進めるということに関しては、時期尚早ではないかということであります。この点については、先ほど同僚議員からの提案理由の中にもありましたとおり、2,000万円の予算が組まれております。

また、同じように、これに加えて道の駅に関しまして、道の駅が開業した際の運営に係るノウハウですね、 そういったものを習得するためとして、これは予算委員会の中でも説明があったことでありますけれども、そ のための計画策定委託料、これが300万円、また道の駅の運営にこれからかかわるであろう方たち等を対象と して、運営のノウハウ等を習得していただく、そういったことなどを目的として、セミナー開催等を進めてい く、また店舗運営業務についての委託料、こういったものも入っております。

また、イベント開催などをしていって、道の駅が今後開業した際にどのような客層が認められるかとか、売り上げ等を予想するためとしまして、イベント運営委託料も含まれております。これらの内訳を言いますと、計画策定業務委託料に関しては300万円、セミナー開催委託料に関しましては400万円、店舗運営業務委託料に関しましては1,000万円、イベント運営委託料に関しては200万円と、合計1,900万円の予算が組み込まれております。先ほどの測量設計委託料2,000万と合わせまして、3,900万円の道の駅に関する予算が組み込まれております。

道の駅に関しては、町のほうでもこれまでも説明があったとおり、4号線の区間といたしましては、栃木県から福島県の道の駅安達までの間には道の駅が立地されておらず、そういった点からいっては、道の駅開業の仕方、開業すれば、運営いかんによってはたくさんのお客様を見込める、そういった説明もこれまでもされてきたところであります。しかしながら、道の駅の実際にこれが運営開始された際にどのような商品が販売が見込めるか。また、道の駅を開業する際の資金調達の方法につきましても、民間からの資金調達、こういったことも考えるというようなことも説明がありましたが、そういったことはどうも今のところ、具体的にはされていない。町の持ち出し、国からの補助もありますけれども、町の持ち出しも大きくなる危険性がある。また、販売する特産品等の開発もこれからということであります。

道の駅については、先ほども申しましたとおり、やり方いかんによっては町民にとって大きな利益となることであろうということ、こういったことも考えられます。また、そこに出店する方たちの雇用の場の確保、そういったことができることも考えられます。しかしながら、まだそういった運営等、また、資金調達の方法に関して未確定な部分が多いこと。それに加えまして、先ほどの4号線がどういった方法で拡幅されるか、それが未定なうちにこれらの予算を執行してしまうことは、時期尚早ではないかと考えます。今、もう一度立ちどまって、広く町民の皆様の意見を聞きながら進めるべきではないかと考えまして、提案理由とさせていただきます。

それでは、提案する内容につきまして、説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議に従いまして、 説明をさせていただきます。

まず、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算の一部を次のように修正します。

第1条第1項中92億3,300万円を91億9,400万円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入といたしまして、11款地方交付税、1項地方交付税、これにつきましては、20億9,796万5,000円を20億8,846万5,000円に減額いたします。

続いて、15款国庫支出金、2項国庫補助金に関しましては、11億2,273万円を11億1,323万円に減額いたします。

また、22款町債、1項町債に関しましては、9億5,490万円を9億3,490万円に減額いたしまして、歳入合計 といたしましては、92億3,300万円を91億9,400万円に減額するものであります。

歳出といたしましては、2款総務費、1項総務管理費、総務費全体といたしましては、10億2,614万3,000円 を10億614万3,000円に減額。そして、内訳として、1項の総務管理費を8億3,896万1,000円を8億1,896万1,000円に減額するものであります。

また、同じく歳出といたしまして、7款商工費のうち、1項商工費、これは1億2,740万円を1億840万円に 減額し、歳出合計といたしまして92億3,300万円を91億9,400万円に減額するものであります。

また、第3表に記載のあります地方債の一部を次のように改めるものであります。

道の駅整備事業債の2,000万円をゼロ円といたします。

おめくりいただいて、続きまして、歳入歳出予算事項別明細書に入りますけれども、1、総括といたしまして、歳入といたしましては、地方交付税の本年度予算額20億9,796万5,000円を20億8,846万5,000円とします。 そして、比較といたしましては、1億6,138万1,000円を1億5,188万1,000円といたします。

そして、15款国庫支出金本年度予算額16億4,411万7,000円を16億3,461万7,000円といたします。比較といたしましては、1億1,767万5,000円を1億817万5,000円といたします。

また、22款町債に関しましては、本年度予算額9億5,490万円を9億3,490万円といたします。比較といたしましては、5,690万円を3,690万円といたします。

歳入合計といたしましては、本年度予算額といたしましては、92億3,300万円が91億9,400万円となります。 比較といたしまして、5億5,700万円が5億1,800万円となります。

続いて、総括の歳出に関しましてでありますけれども、2款総務費に関しまして、本年度予算額10億2,614万3,000円が10億614万3,000円となります。比較といたしまして、8,111万5,000円が6,111万5,000円となります。

また、本年度予算額の財源内訳のうち、特定財源のうち、地方債が4億1,900万円となっておりますが、これが4,190万円となっておりますが、2,190万円となります。

続きまして、7款商工費につきましては、本年度予算額が1億2,740万円が1億840万円となります。比較といたしまして、2,007万1,000円が107万1,000円となります。

特定財源のうち、国庫支出金の1,317万8,000円が367万8,000円となります。

一般財源のうち7,972万1,000円が7,022万1,000円となります。

歳出合計といたしまして、本年度予算額は92億3,300万円が91億9,400万円となり、比較といたしまして、5億5,700万円が5億1,800万円、本年度予算額の財源内訳のうち、国庫支出金の歳出合計といたしましては、25億7,746万1,000円が25億6,796万1,000円となり、地方債が6億9,790万円が6億7,790万円となります。

一般財源といたしましては、54億6,950万5,000円が54億6,000万5,000円となります。

また、そのほか詳細につきましては、お手元にお配りいたしました資料のとおりでありますので、割愛させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(大木義正君) ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

5番。

○5番(薄葉好弘君) それでは、ただいまの修正案について質問させていただきます。

前の、冨永さんの修正案ではハード面だけだというふうなことで、今回はハード面とソフト面の両面という ふうな修正案でございますが、現在、道の駅やぶき地域協議会が中心となって、いろいろ商品開発もしていま す。テスト店舗の運営もしております。こういうのが先ほどのお話からすると、一時立ちどまってというふう なお話ですが、この立ちどまっていく間に商品開発とかテスト店舗もできないということであれば、だんだん 道の駅の事業が遠のいていくような感じがいたしますが、その点についてはどうお考えになっているのかお尋 ねしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井議員。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番(安井敬博君) 道の駅の運営、こういったことが遠のいてしまうのではないか、そういったご質問でありますけれども、決して私はそうではないと考えます。立ちどまるというのは、全ての事業をストップしてしまうということではありません。道の駅について、町民の中でもいろんな意見が出ているところであります。そういった中で、商品開発等も、中には資金をかけないでやっているような、そういったところもある。そういった面も含めますと、今回この予算化をする前にどのような手法をとったほうが効果的なのか、そういったこともあるのではないかと考えました。そのことによって、私は決して立ちどまってしまうということではない、そのように考えております。とまってしまうということはないと考えております。

以上です。

- ○議長(大木義正君) ほかに質疑はございませんか。 5番。
- ○5番(薄葉好弘君) そういうふうな答えでございますが、じゃ、現在、道の駅を必要性に限って、町内の2 JAも町のほうに早期に道の駅を設置していただきたいというような要望書も出ております。事実、先ほど安 井議員も必要性が感じられるような話はございましたが、現実的に道の駅を、何か話を最後に聞いていると、 矢吹町はどうなんだかというふうな感じが受け取られますので、道の駅の、安井議員は必要性はどうなのか。 なるべく、現在、震災前以上のまちづくりというふうなことで進めている中で、道の駅の推進事業を取り組ん でいるというふうな町の事業でございますから、何か必要性がないように感じられますが、そこら辺について お尋ねいたしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井議員。

〔3番 安井敬博君登壇〕

- ○3番(安井敬博君) 道の駅の必要性を感じていない、そういったことの印象を受けたようであれば、そこは 私の説明に関して、ちょっと言葉足らずな点もあったのかなと思います。決してそうではないと思います。道 の駅の必要性があるかどうか、そういったことも含めて、立ちどまって考えていくということを言っておりま す。
- ○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。5番。
- ○5番(薄葉好弘君) 最後の質問ですけれども、一番はやはり町も含めて民間もと、官民一体でやっぱり推進しましょうということで、このまちづくり、道の駅のやぶき地域協議会が進められておりますから、そこら辺をもうちょっと考えて、予算づけがなければ、今、安井議員が言ったように、民間でお金をかけなくてもというふうな部分では、やはり新商品開発とかはなかなか難しいと思います。やはり予算づけをして官民一体で取り組むというふうな方法が、一番私は理想だと思いますが、それについてはどうなのかお尋ねいたしたいと思います。
- ○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

- ○3番(安井敬博君) 官民一体で進めていく、そういった手法も一つの方法であると思います。しかし、その点は商品開発ですとか、ノウハウを進めている点ということもあると思いますけれども、そこにどれだけの町民の方がかかわれるのか。そういったことが今のところ未定であります。その中でも、商品の開発に関しても、広く町民の方が参画していく、そういった中でも資金についても、町民の方から少額の株等を町で発行していって、そういった形で参画してもらっていく、そういった方法も考えられるのではないかなと思います。そういったことの議論がまだされていないということが今回の提案理由であります。決してストップさせたいとかそういうことを考えているわけではありません。広く町民の方の意見を聞いて進めていきたいということであります。
- ○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。10番。
- ○10番(熊田 宏君) 先ほど声が小さいと言われたので、大きい声で質問したいと思います。 3点あります。

1点目ですが、民間からの資金調達ということがありましたが、僕の頭では、クラウドファンディングぐらいしか頭には浮かばないんですが、そのほか具体的な資金調達の方法があったら、ぜひ教えてください。お願いします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

[3番 安井敬博君登壇]

○3番(安井敬博君) 道の駅に限ったことではないのですが、民間からの資金調達といいますと、PFI、プライベート・ファイナンシャル・イニシアチブという言葉がありますけれども、こういった中ではさまざまな

手法が提案されております。

今回、町に対する提案、計画等を策定している業者の方からも、そういった資料が出されたんではないかなと思いますが、その中に記載されていることがたくさんありますけれども、民間の町内で力のある業者、そういった方からの出資を集めていく、そういったことですとか、例えば、岩手県の紫波町でありますけれども、オガール紫波でありますと、土地は町から提供を受けております。そして、建物をつくるに当たっては、地元の建設会社の方が銀行と打ち合わせをしまして、その資金の大部分を、銀行からもしっかりと事業の内容を精査した上で、これだけの事業であれば貸せますよということで資金を調達しております。このような大きな資金調達もあれば、先ほど熊田議員がおっしゃったようなクラウドファンディング、そういったものもありますでしょうし、また、町民の方から少額の株を発行して、そういったもので資金に充てる、そういったこともあるのではないかと考えられます。このほかにもいろいろ手法はありますが、割愛します。

- ○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。 10番。
- ○10番(熊田 宏君) 2点目です。

この修正動議には、ソフトの分のカットが入っています。協議会等を開催するには、やっぱり開催準備も含めて予算がないと動かせないというふうに思いますが、それはやっぱりとまることになってしまうんじゃないかというふうに思いますが、どうお考えですか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

- ○3番(安井敬博君) 一度立ちどまってということを申しております。実際にとまるのではないかということであれば、とまると思います。ただ、一度とまるということであり、これは改めて、そういったことを検討していただいて、また再度予算を提出いただくようなことで、決して永久にとまってしまうということではないと考えます。
- ○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。 10番。
- ○10番(熊田 宏君) 3点目です。

一度とまるということですが、4号の拡幅化、バイパス化については、この後またアンケートが行われて、 年度内に確定していくんだろうというふうに思います。今、泉崎や西郷村でも直売所が進んでおります。ある 程度、機敏に動けるように準備しておかないと、そちらに持っていかれるというような懸念があります。今ま で、補正、専決、だめだだめだと言っていて、ここで今度そうなったら、そこで補正というのでは、やっぱり 遅いというふうに私は思いますが、その辺はどうお考えですか。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番(安井敬博君) 近隣の直売所、泉崎等も4号線に開業した、そういったこと。また、直売所でいいます

と、4号線ではありませんけれども、西郷村のほうにも開業しております。そういった中で、そちらに持っていかれるのではないか、そういったことに関しては、実際にそちらの客の入り数ですとか販売金額、そして利益、そういったものが、実際に町民のほうに還元されるようなペイをできているのか、そういったことは、今のところ不明確であります。そういった資料が公に出されていないので、それぞれの村に求めるしかないとは思いますけれども。中には、全国的にも既に収益が見込めなくなったということで民間委託していた道の駅、山形県にありますけれども、そういったところに関しては撤退もしている、そういった状況にあります。そういったことをきちんと考えながら進めていくということで、持っていかれるということに関しては、持っていかれないようにするための計画をしっかりと立てていくことが重要ではないかなと考えております。そういったことでよろしいでしょうか。

- ○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎議案第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号の討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第3の1、これより特別会計をやって、その後にただいまの一般会計の当初予算を やりますので、その流れでご協力いただきたいと思います。

これより議案第8号から第13号までの各特別会計補正予算について討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第9号 平成30年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。 お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。 本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第11号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 平成30年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 平成30年度矢吹町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第3の2、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算を議題といたします。 これより討論に入ります。

討論の間違いがないように、討論の順番について説明を申し上げます。

まず、原案賛成、その後に原案または修正案反対、次に再度原案賛成、最後に修正案賛成の順番になりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休議します。

(午後 2時45分)

○議長(大木義正君) 再開します。

(午後 2時52分)

○議長(大木義正君) 先ほど配りましたプリントの①から4番までの順番でやります。

[「討論の順番ね」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論の。はい。

もう一回確認します。

初めに、原案賛成、次に原案及び修正案反対、次に原案賛成、そして最後に修正案賛成の順番になります。

[「これは議運で配っているので、これは間違いないです」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) よろしくお願いします。

まず初めに、原案に対し賛成の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) じゃ、なければ、次に原案及び修正案に対して反対の発言を許します。 5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番(薄葉好弘君) 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議、発議者、安井議員、加藤議員の修正 動議に反対するものであります。

議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算について、道の駅事業の推進に関する予算に対して提出された 修正動議に反対の立場で討論いたします。

道の駅の事業に関しましては、学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県 行政機関など、道の駅やぶき地域協議会を中心に、本年度は仮設実験店舗の開設、運営、料理、特産品のコン テストの開催、矢吹ブランド認証制度の導入等により取り組んできたところであります。

平成35年度中の開業に向けては、今後も引き続き、テスト店舗の運営、観光資源、商品の発掘、新商品の開発など、ソフト事業として具体的な取り組みを継続的に進めながら、町民等の機運の醸成を図りつつ、矢吹総動員で取り組んでいくことであります。

なお、事業推進に当たり、財源については地方創生推進交付金を活用することが、補助率が2分の1、残りの町負担2分の1についても、地方交付税により措置されるなど、大変有利な財源措置を見込まれていることからも、これらを適時に、かつ効果的に活用すべきものと考えております。

なお、ハード事業に係る予算案につきましては、道の駅整備候補地の選定に当たり、今後も国道4号線4車線化の動向を注視する必要があり、現段階では不確定要素があることから、原案は改めることについても妥当であると考えられますが、本町の地方創生もなし遂げねばならないように思っております。震災以前以上のまちづくりを目指し、道の駅事業の推進と新たな矢吹町を創造していくことが町民の皆様の大きな幸福につながるものと認識しております。

このようなことから、道の駅事業の推進に関する予算は妥当であると考え、修正動議に反対いたします。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) ほかに原案及び修正案に反対の方はいらっしゃいませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) なしと認め、次に原案賛成の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) なしと認め、最後に修正案賛成の討論を認めます。

ございませんか。

[発言する者あり]

○議長(大木義正君) 押してくれないと。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番(三村正一君) それでは、修正案に賛成の立場で討論をいたします。

冨永創造議員発議の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

発議の説明内容でもございましたけれども、道の駅の推進事業、用地委託料としての2,000万の減額を求めた動議でございますが、これについては、やはり緊急性の点から、今、場所が確定されていない、このような状況で委託料の計上は時期尚早であると感じております。

また、4号線、今、アンケートをとったりしながら、町民の意向調査をしておりますので、そういった面から、まだ確定していないというようなことで、この確定により場所の変更もあり得るという執行部側の答弁もいただいておりますので、そういった面で、この当初予算に計上されることは、やはりちょっと2,000万という大きな金額でございますので、ここから減額をされることを賛成するものであります。皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) ほかにございませんか。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番(青山英樹君) それでは、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算に対する修正動議、安井敬博議 員、加藤宏樹議員発議者の案件について、賛成の立場で討論を申し上げます。

予算を立てるということにおきましては、私は一般質問でも申し上げましたが、財政民主主義という観点から、物事を考えていかなければならないというふうに考えます。統治される国民が、統治する政府の財布を統制するということから、憲法第7章83条から91条のもとに、財政民主主義を取り入れた予算の編成等を行うべきものと考えられます。

そういう中にありまして、道の駅に関する事業としましては、平成27年以降今年度まででおよそ1億2,000万もの費用を費やしているという状況でございます。さまざまな事業が行われる中にあって、まず、この修正案にありました、つまり、測量費用に関しましては、同僚議員からの一つの修正案もございまして、そちらの意と同じことでございます。加えまして、ソフト事業における委託事業がございますが、今までに1億2,000万もの事業を行ってきた中にあって、その検証というものを精査されたものが出されていないという状況がございます。いわゆる何がよくて何が悪くて、何を改善していくのかというようなことが精査されずに出てこな

い中にあって、このまま、また新年度4,000万もの費用を立てていくことが、それの意味がどこにあるのか等 の話もございません。ただただ、予算が繰り入れられて、使われていくというイメージしかないわけでござい ます。

そして、また、質問としましては、道の駅がとまってしまうのではないかというような質疑もございましたが、必ずローリングしながら前に進んでいくということは必要でありまして、そのような、いわゆるアクションを起こして検証をしながら、また先に進んでいくというような、PDCAのサイクルのようなことも必要でございますので、そういうものがはっきりと確定し、計画的に行われる素材をつくるまで、今、とりあえず一旦そういったものを踏まえて、振り返りながら先に行く準備段階として、立ちどまることが必要というふうに考えております。そのような考えのもとに修正案に賛成するものでございます。どうか、同僚議員の皆様方の審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(大木義正君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

採決の順番を申し上げます。

まず初めに、原案に同意案から採決いたします。

初めに、安井議員提出の修正案に対する採決、次に冨永議員提出の修正案に対する採決、最後に原案に対する採決を行います。ただし、起立は1人1回しかできませんので、間違えないようにお願いします。

まず、本案に対する、3番、安井敬博君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長(大木義正君) 起立少数であります。

よって、3番、安井敬博君ほか1名から提出された修正案は否決されました。

次に、本案に対する、1番、冨永創造君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(大木義正君) 起立多数であります。

よって、議案第14号 平成31年度矢吹町一般会計予算は、1番、冨永創造君ほか1名から提出された修正案、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休議します。

再開は3時20分からお願いします。

(午後 3時04分)

◎議案第7号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の 委員長報告、質疑

○議長(大木義正君) 日程第4、これより議案第7号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番(鈴木一夫君) 第二予算特別委員会審査報告書。

第412回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第7号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号及び第21号の審査結果は次のとおりであります。

議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,164万8,000円を減額し、総額を89億6,751万9,000円とするとともに、継続費の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、寄附金165万6,000円、繰入金7,047万3,000円、諸収入253万4,000円をそれぞれ増額し、 県支出金4,815万8,000円、財産収入6,490万5,000円、町債1,140万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が東日本大震災復興交付金事業に係る基金への積立金等により2,975万3,000円、 教育費が国の補正予算に係る小中学校への空調設備工事等により744万8,000円をそれぞれ増額し、民生費が特別会計への繰出金等により735万1,000円、衛生費が放射線対策事業等により2,552万5,000円、土木費を矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業などにより6,193万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、加藤委員から、道の駅推進事業の繰越明許費補正理由及び新町西道路整備事業の予算増高に関する執行部の説明が不十分であったことから本案に反対する意見があり、また、三村委員から、道の駅事業の繰越明許費補正において、国道4号の拡幅方針及び道の駅の建設箇所が未定の状態において予算措置をすべきではないことから、本案に反対する意見があり、一方、熊田委員から、必要な予算を組むことは重要であり、本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

議案第15号 平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,361万5,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について 定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して4.3%の減額となっております。 歳入の主な内容は、国民健康保険税 4 億2, 359万2, 000円、県支出金12億3, 221万4, 000円、繰入金1 億5, 436万6, 000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が4,123万円、保険給付費12億1,436万円、国民健康保険事業費納付金5億1,074万9,000円、保健事業費3,887万7,000円であります。

討論に入り、藤井委員から、一般会計からの繰り出し及び基金取り崩しをより積極的に行い、少しでも国保加入者の負担を軽減する予算にすべきであることから本案に反対する意見があり、一方、鈴木隆司委員から、当該会計はこれまでにも着実な実績をおさめてきたこと、また、新たな社会変化等にも対応できる予算と認められるため本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 平成31年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,473万8,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して1.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料 1 億2, 278万円、繰入金 2 億3, 661万円、町債 1 億8, 630万円であります。

歳出の主な内容は、総務費 1 億4,360万3,000円、事業費 1 億4,329万1,000円、公債費 3 億684万4,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成31年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37万3,000円とし、一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して34.3%の減額となっております。

歳入の内容は、繰越金37万3,000円であります。

歳出の内容は、土地造成事業費37万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成31年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,665万3,000円とし、債務負担行為、地方債及び一時借入金について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して2.4%の減額となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料2,754万円、繰入金1億2,982万1,000円、町債1億230万円であります。 歳出の主な内容は、維持管理費4,731万4,000円、事業費8,350万6,000円、公債費1億6,553万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 平成31年度矢吹町介護保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億556万6,000円とし、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものであり、平成30年度当初予算と比較して1.4%の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険料 3 億530万円、国庫支出金 3 億802万8,000円、支払基金交付金 3 億5,838万6,000円、県支出金 1 億9,951万5,000円、繰入金 2 億2,609万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費4,539万3,000円、保険給付費12億8,082万4,000円、地域支援事業費7,403万7,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成31年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,417万9,000円とし、一時借入金について定めるものであり、 平成30年度当初予算と比較して1.0%の増額となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料1億2,621万4,000円、繰入金4,755万6,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費879万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,498万6,000円、諸支出金40万1,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成31年度矢吹町水道事業会計予算。

収益的収入については、総額4億285万5,000円とし、主な内容は、水道使用量を主とする営業収益3億8,418万8,000円、他会計負担金を主とする営業外収益1,866万5,000円であります。

収益的支出については、総額4億2,996万9,000円とし、主な内容は、営業費用3億9,478万2,000円、営業外費用3,313万7,000円であります。

資本的収支については、収入が企業債1億1,620万円、出資金2,336万6,000円など、総額1億5,608万8,000円に対し、支出の総額は2億6,869万3,000円であり、差し引き不足額1億1,260万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補塡するものであります。

資本的支出の主な内容は、建設改良費1億3,700万円、企業債償還金1億3,069万3,000円であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

◎会議時間の延長

○議長(大木義正君) ここでお諮りいたします。時間を延長して、本会議を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認め、時間を延長します。

○議長(大木義正君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

13番。

○13番(角田秀明君) 今回の議会で初めてお話をいたします。私も8日からこれずっと聞いていまして、しゃべることできなくなったんでないかなんて町民の皆さんに思われると大変なので、委員長に少し質問したいと思います。

きょうは、議案の7号に対して、委員会の中でこんなことが質問されたのかというようなことをお聞きしし

たいと思います。

たまたまきょうは三村議員のほうから、こういう議案の7号に対しての問題を我々議員にありましたが、新町西道路に対して、矢吹泉崎バスストップの事業の予算の中から1,000万円ほどがこっちにつけかえられるというようなことで、そんなあれはあったんだかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番(鈴木一夫君) 今、角田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1,000万円のつけかえはございました。ただし、その内容、使い道という言い方をさせていただきますが、どの路線にということは確定はしておりません。審議には、その路線名については明示されませんでした。

○13番(角田秀明君) それでは、また委員長に質問いたします。

実は、今回の議会でも当初予算の中で、一般質問の中でもやりましたし、また予算委員会の中でもやりましたが、現道舗装の地域からの陳情に、何十本とまだやっていない事業の中で、たまたま今回は事業化の中で、700万円を1,000万円に上げるというようなことで、物すごくいい事業かなのかなと私は思ったんですけれども、このつけかえに1,000万の金があるのに、そういう金は自由に、我々議会もわからないうちに別な事業に組みかえられるようなことで、こんなやつで私たちが予算委員会の中で1万、2万の予算を審議しているよりも、そういう大きな事業を我々がなぜ知らないのかということが一番問題だと思うので、その辺どう委員会の中であったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番(鈴木一夫君) ただいまの質問にお答えいたします。

700万から1,000万円に増額してつけかえられるという、なぜ知らなかったのかというご意見ございますが、 これにつきましては……

- ○13番(角田秀明君) 私は、一般会計の中で、ことしの事業費として、去年までは700万だけが現道舗装の 予算だったが、ことしは1,000万に上がりましたよと、300万上げたおかげで我々大変喜んだんですよね、はっ きり言って。ところが、事業費が八千何百万の中の1,000万残ったから、今度別な道路のほうにやるなんてい うことが簡単に我々議会もわからないうちに、こういうことが果たしていいのかどうかという意見が出たかと いうことをお聞きしているんです。
- ○6番(鈴木一夫君) わかりました。 それは出ませんでした。
- ○13番(角田秀明君) わかりました。
- ○議長(大木義正君) ほかに大丈夫。
- ○13番(角田秀明君) だって、委員会に出ないことは聞いても答えられないから、わかっていて聞いていま

すので、結構です。ありがとうございました。

○議長(大木義正君) その他質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
- ○2番(三村正一君) 修正の動議を提出します。
- ○議長(大木義正君) 2番。

[「ちょっと待ってください、まだ配付」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ここで、2番、三村正一君ほか1名から議案第7号に対する修正動議がありましたので、 暫時休議いたします。

(午後 3時39分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午後 3時42分)

◎議案第7号に対する修正動議

○議長(大木義正君) 議案第7号に対して、2番、三村正一君ほか1名から、お手元に配付しました修正の動 議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。 2番。

[2番 三村正一君登壇]

○2番(三村正一君) 皆さん、こんにちは。

議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)に関する修正の動議をいたします。

提出の理由でございますが、議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)が第二予算委員会に付託され、審議の結果、否決となりました。

しかし、私は、町長より提案された議案第7号の全てを否とするものではありません。1つとして、道の駅交差点事業費が繰越明許費の補正に追加されておりますが、下記の理由により緊急性がなく、また、町債を起債してまでの重要性がないので、この基本設計は、基本設計の委託料2,100万円の減額を求めるものであります。

さらに、繰越明許費の補正、土木費、道路橋梁費、主要道路整備事業8,596万円の中に、新町西線の道路整備工事費が矢吹泉崎バスストップ事業予算の追加により1,000万円が計上されていますが、ホームセンター等が進出するというような話が具体化していない中での緊急性がないので、これをゼロとして、バスストップの余剰になりました3,210万全てを住民の要望の高い一本木32号線の整備のほうに増額を求めるものであります。記として、その理由でございますが、なぜ交差点事業の明許費について2,100万の減額を求めるかについては、現在、国道4号線のバイパス線と県道拡幅による4車線化が検討中であり、その決定内容によっては道の駅の予定地が変更されるように流動的であること、場所が決定されていない道の駅でございますので、基本設

計委託料は計上すべきではないということでございます。

第3番目には、道の駅の事業開始年度は平成35年となっており、事業内容が不明確な点が多い。 以上の点以外については、町長提案のとおり賛成でございます。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(大木義正君) ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎議案第7号の討論、採決

○議長(大木義正君) 議案第15号から20号までは、後ほど討論いたしますので、この修正案に対する討論に入ります。

討論の間違いがないように、討論の順番について説明を申し上げます。

先ほどお配りした討論と同じように、初めに原案賛成、次に原案及び修正案反対、次に原案賛成、最後に修 正案賛成の順で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、原案賛成の討論のある方、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) では次に、原案または修正案反対の討論を受け付けます。

4番。

[4番 加藤宏樹君登壇]

○4番(加藤宏樹君) それでは、議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算について反対の立場で討論をいたします。

道の駅に関する予算の執行状態が不透明であり、明許繰越費の使途も不明なまま事業が進んでいます。また、 新町西道路等も事業のおくれにより、当初予算よりも予算が膨らんでおります。それにより町の損失は大きい というふうに考えております。事業のおくれや人件費の高騰、資材の高騰という説明だけでは到底納得できる ものではございません。

よって、反対をいたします。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(大木義正君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 次に、原案賛成の発言を許します。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) では最後に、修正案賛成の発言を許します。

1番。

〔1番 冨永創造君登壇〕

○1番(冨永創造君) では、議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)に関する修正動議に 賛成するものとして述べさせていただきます。

先ほど、質疑の中で、同僚議員からも質問がありました、現道舗装に関して、700万円を1,000万円に増額、それだけで非常に喜んでいると、よくやったという半面、今回のこの補正予算における繰越明許費補正に関して、矢吹泉崎バスストップ事業、これが1,000万ほど余ったと。その1,000万円に関して、その使われ方が説明が十分になっていないと。まして、新町西線道路整備というものは、ホームセンター進出というのを前提でこの道をつくっているという説明を受けてはおりますけれども、いまだにこのホームセンターが具体的に動いているというのがないと。そういうふうな不明瞭な状態にあって、ここに1,000万円ほど計上、いわゆる矢吹泉崎バスストップ事業予算のつけかえということで1,000万円を計上する、これはどうなのかと、そういう疑問を強く感じるものであります。

さらに、同じ繰越明許費補正の中において、基本設計委託料というものが入っておりまして、土地の造成費等も含まれ、なおかつ、道の駅交差点事業ということで、そういった内容の予算も含まれていると。現在、この道の駅は、先ほど私も説明しておりますが、やはり不明確であります。

よって、三村正一議員が出しました修正動議に賛成しております。同僚の議員の皆さん、賛成よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(大木義正君) その他ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 暫時休議します。

(午後 3時53分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午後 3時57分)

◎発言の訂正

○議長(大木義正君) ただいま、先ほどの発言に対し、冨永議員から訂正の申し出がありましたので、これを 許可します。

1番、冨永創造君。

[1番 冨永創造君登壇]

○1番(冨永創造君) 先ほどの説明の中で、矢吹泉崎バスストップ整備工事の1,000万円を新町西線道路整備工事の1,000万円に計上するというふうな誤解を生む説明をしてしまいましたが、正しくは、矢吹泉崎バスストップ整備工事3,210万円のうちの1,000万を新町西線道路整備工事に計上されていると訂正させていただきます。

以上です。

○議長(大木義正君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する、2番、三村正一君ほか1名から提出された修正案について、起立 により採決いたします。

〔発言する者あり〕

- ○議長(大木義正君) 事務局長から説明させます。
- ○議会事務局長(梅原喜美君) 先ほどの修正案と同じことをまたやるような形になります。最初に修正案の起立採決をしまして、その後に原案についての採決をするような形になります。先ほどと一緒ですが、1人1回という形になりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(大木義正君) 暫時休議します。

(午後	4時0	0分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午後 4時00分)

○議長(大木義正君) それでは、これより議案第7号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する、2番、三村正一君ほか1名から提出された修正案について、起立 により採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(大木義正君) 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

◎議案第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号の討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第4の2、これより議案第15号から第20号までの各特別会計予算について討論に入ります。

討論の発言を許します。

12番。

[12番 藤井精七君登壇]

○12番(藤井精七君) 議案第15号 平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

昨年4月から国民健康保険の都道府県化がスタートしましたが、昨年は国保の激変緩和を国が指示したため、

国保税の全国的な負担増という事態は避けられましたが、2019年度以降は値上がりする傾向にあります。現在の大きな負担となっている国民健康保険税、その上、消費税10%の増税が重なれば町民生活への打撃と影響ははかり知れません。都道府県化がされ、国民健康保険は6年サイクルで運営されることになっており、国は今後4年から5年をかけて国保税を標準保険料率の水準に統一していくことを自治体に示しております。

標準保険料率は高齢化による給付の増加などによって、毎年のように引き上がる仕組みになっております。 標準保険料率というゴールまで走ることを迫られた上に、ゴール自体が高く上げられてしまいます。全国知事 会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、今の国民健康保険制度には、保険者の所得の水準が低く保険 税の負担率が高いという構造的問題があることを強調して、その解決のために抜本的な公費投入増による保険 税の引き下げを国に求めてきました。国民健康保険の都道府県化のもとでも標準保険料率は参考値です。

ぜひ、一般会計や国保の積立金などを使い、そして町民の負担を少しでも下げて暮らしを楽にする、そして 命と健康を守る、それが国民健康保険の大きな役割です。ぜひ、引き下げの実現のためにも、この議案第15号 に反対をいたします。

○議長(大木義正君) ほかに討論はございませんか。8番。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番(鈴木隆司君) 議場の皆さん、こんにちは。

私は、平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険は平成30年度に大きな改正がございました。その財政の運営の責任主体が町から福島県へと移管されたわけです。そうした大規模な改正の混乱の中、そうしたことも十分に考慮しつつ、なおかつ、地元住民の予防健診、あるいは住民ニーズのさまざまなニーズ等々に応えた、しっかりした予算であると認め、これを承認するものでございます。議場の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げて、賛成討論といたします。以上です。

○議長(大木義正君) ほかに討論はございませんか。7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番(青山英樹君) 私は、議案第15号 平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を させていただきます。

平成30年度より県単位化のほうに移行したわけでございますが、ただいま同僚議員からもその説明がございました。財政の責任が、町から県へ移ったというようなことのお話が先ほどの議員からもございましたが、内容としましては、何も変わっているわけではございません。専ら矢吹町におきましての国保の状況というのは、被保険者の数は平成10年代、平成10年、11年、12年、19年までは8,000人前後の規模でございましたが、平成29年は4,300名弱と、いわゆるこの20年の中で半数に減ってきているわけです。被保険者の数は4,000名しかおりません。毎年、300人ずつ今減ってきているんです。この10年間で3,000人減りました、被保険者が。そしてまた、近年、保険料の上限額、これが軒並み上がっておりまして、平成19年は65万円、これが平成30年は93万円というふうに28万ほど上がっている。被保険者の数が、いわゆる税源となる人数が減ってきておりまして、

負担額がふえていくと。そしてまた、国からの国庫補助、これも従来であれば50%、40%ほどございましたが、今の当町におきましては、平成29年度で21%しか国からの補助はない状況でございます。また、町からの一般財源からの繰り出し、これが8%、7%というふうに、またこれも1%減ってきているんです、1年間で。このような財政の運営におきまして、やはり皆様もおわかりのとおり、被保険者が減りつつ、また社会保険であれば、扶養者の分に関しましても会社のほうで持っていただけるわけですが、国保に関しては、扶養者に関しての保障もない。社会保障でありながら、非常に財源面では厳しい状況にどんどん追い込まれているのが国保の状況でございます。

そのような中にあって、社会保障であることを踏まえて、もう少し一般財源からの繰り越し等の措置をとらなければ、社会保障が成り立たない状況になることを考え、もっと手当てをすべきという観点から、この議案に反対するものでございます。皆様のご判断のほどよろしく申し上げます。

○議長(大木義正君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第15号 平成31年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(大木義正君) 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 平成31年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号 平成31年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号 平成31年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成31年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号 平成31年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号 平成31年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による 全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午後 4時16分)

○議長(大木義正君) 再開いたします。

(午後 4時45分)

◎日程の追加

○議長(大木義正君) 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

[8番 鈴木隆司君登壇]

○8番(鈴木隆司君) 議場の皆さん、ご苦労さまです。

議会運営委員会より報告をいたします。

会期中に町長から提出がありました議案1件、議員から発議1件の追加議案が提出されました。また、議員の派遣についての取り扱いについて企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、その取り扱いについて協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立をいたしました。

議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、以上をもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(大木義正君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題 にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第5、これより議案第22号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第22号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の締結についてでありますが、本工事につきましては、中心市街地の活性化や矢吹町の復旧・復興のシンボルとして、また、公民館、図書館、子育て世代活動支援、観光交流の4つの機能を複合化することにより、多くの人々が交流し、活気やにぎわいを創出する拠点施設として整備するものであります。

今回の工事発注に当たりましては、矢吹町制限付き一般競争入札実施要綱を準用し、共同企業体による制限付一般競争入札を実施したところであります。入札につきましては、平成31年3月18日に、三金・鈴木建設工事特別共同企業体、県南・兼子特別共同企業体、高田・伸和・平成特別共同企業体の3社による制限付一般競争入札の結果、議案書のとおり、14億184万円で、矢吹町大町192番地、高田工業株式会社と、矢吹町新町207番地1、伸和建設株式会社、矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業による特別共同企業体が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大木義正君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番(三村正一君) それでは、複合施設工事関係について質問させていただきます。

この工事14億184万円でございますが、現在の時点での、これは建物だけでございますので、備品等を含めた総事業費について幾らになっているのかをお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 三村議員のご質問にお答えいたします。

この建設工事以外の費用として、現時点で見込んでおりますのは、備品費、図書費、あと施設の管理システムの経費、これらが想定されるんですけれども、いずれもまだどのようなものをそろえるかというところでは、システムについては開発という部分がありますので、既に協議を進めておりますけれども、金額が確定しておりませんので、正確な数字は現時点では申し上げられません。ただし、約1億円ぐらいというふうには見込んでおります。

以上です。

○議長(大木義正君) ほかに質疑はございませんか。 2番。

○2番(三村正一君) 今度でき上がった建物の維持管理費は、どのぐらいを見込んでいるのかもお尋ねしたいと思います。

もう一点は、この14億の建物についての財源としての町負担と国の補助金についてをお尋ねいたします。

○議長(大木義正君) 答弁を求めます。

企画総務課長。

[企画総務課長 阿部正人君登壇]

○企画総務課長(阿部正人君) 三村議員の質問にお答えいたします。

大変たびたび申しわけないんですけれども、維持管理経費につきましても、どういった形態で管理運営する かというところについては、さきの議会全員協議会で説明させていただきましたが、まだどのようにするか、 委託して管理、直営、いろいろあるかと思います。それらの手法を決めてから、それによっての経費の算出に なりますので、現時点では明確にはお答えできません。

なお、2点目の、この建設工事の財源ですけれども、約40%が国庫補助金になっております。 以上です。

○議長(大木義正君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 矢吹町複合施設建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大木義正君) 日程第6、これより発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 (案)を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番(鈴木一夫君) では、説明をさせていただきます。

発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)について説明いたします。

現在の福島県最低賃金は時給772円となっておりますが、政府が目指すとしている全国加重平均1,000円には、 ほど遠い金額であり、その水準は全国で31位と低位にあります。

よって、本矢吹町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関 して記載の事項について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び福島労働局長宛てに意見書を提出し、強く要望す るものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長(大木義正君) これより発議第1号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大木義正君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長(大木義正君) 日程第7、これより閉会中の継続審査の件を議題といたします。 お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申し出があります。 お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長(大木義正君) 日程第8、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大木義正君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

◎議長発言

○議長(大木義正君) 続きまして、私から、本定例会を最後にこの3月31日で退職される町管理職の方が議場 におられますので、一言御礼を申し上げたいと思います。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、佐久間一幸さんにおかれましては、長年、町政の進展にご尽力されるとともに、議会運営及び審議に多大なご協力、ご指導をいただき、心から感謝申し上げます。佐久間さんの在職中の功績は町政の歴史に刻まれるものと確信しております。

今後は、健康に十分留意され、ご自分の生活を楽しんでいただきたいと思います。

長い間ご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長(大木義正君) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第412回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後 5時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 5月31日

議 長 大木義正

署名議員 冨永創造

署 名 議 員 藤井精七